

令和5年第1回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 2 月 2 7 日 (月曜日) 午前 8 時 5 9 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 13 号

提案～審議

第 7 議案第 14 号～議案第 19 号

提案～付託

第 8 発委第 1 号～発委第 3 号

提案～審議

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	武井	香織
総務課長	伊藤	弘美	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	加藤	篤
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	宮澤	文敏

会議のてんまつ

令和5年2月27日

午前8時59分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

一華を見て春を察す。新型コロナウイルスもレベルが小康期になり、ようやく収束に向かう兆しを感じられるようになりました。国内では、感染者数は26日現在で3,318万4,966人、世界では6億7,478人に上る数です。自然界で人に感染する可能性がある未知のウイルスは、推定で63万以上と言われていています。国は新たな感染症に備えた対策をしっかりと取り組んでいただきたい。マスクのない生活が戻ってきます。しかし、油断しないように基本を忘れずに過ごしていきたいと思います。

ただいまから、令和5年第1回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番、登内瑞貴議員、5番、笹沼美保議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました、令和5年第1回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告します。

本定例会に付議された事件は議案19件、報告2件、発委3件です。請願・陳情は、陳情3件が提出されております。

会期は、本日2月27日から3月13日までの15日間とし、この間で2月28日から3月8日まででは本会議を休会といたします。

また、最終日13日の開会時刻は午後3時を予定しています。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月13日までの15日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和5年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の出席を賜り開催できますことに、まずはお礼を申し上げます。

今年は強い冬型の気圧配置の影響で、寒い日が続きました。2月10日には例年になく積雪がありまして、農業用ハウス等に被害が生じてしまいました。被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、村は2年後の令和7年に村政150周年の記念の年を迎えます。先日開催をいたしました村の日の記念イベントで、村政150周年のキャッチフレーズとロゴマークを発表させていただきました。キャッチフレーズは「150年の人と木、未来へつなぐ幸せなひととき」といたしました。150年かけて住民が育んできた南箕輪村。そして、先人の皆様によって育てていただいた大芝高原の癒しの森、これらをしっかりと未来へつないでいきたい、幸せなひとときをつくってまいりたい、そういった思いを込めています。

村では、来年度から大芝高原の施設整備に関わる事業や、森林整備に特化した事業を推進していくための部署を新たに設置したいと考えております。今議会に議案を上程いたしましたので、御審議よろしくお願いたします。

村の日イベントといたしまして、本年度も表彰式を開催いたしました。各分野で村政発展のために御尽力をいただいた6名を表彰し、25名に感謝状を贈りました。先人の皆様が築き上げていただいた歴史の上に今私たちがあり、表彰させていただいた方々をはじめ、村民や企業の皆様の御協力により今の村の発展があり、感謝を申し上げる次第であります。

さて、令和4年度、今年度も残すところあと1か月あまりとなりました。今年度予定しておりました事業は、おおむね予定どおり実施できるものと考えております。

現在の村の情勢について御報告をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関してであります。国は5月から感染法上の位置づけを、インフルエンザと同じ5類相当にすると発表いたしました。通常の生活が戻ってくることを期待する一方、福祉施設や感染により重症化しやすい方々への配慮は引き続き必要であると考えています。

ワクチン接種の状況であります。現在はオミクロン株ワクチン接種、小児接種、乳幼児接種等を実施しております。オミクロン株ワクチン接種率は2月22日現在で、全人口に対して47.76%となりました。4月以降のワクチン接種につきましては、現在国で検討中であります。具体的には、必要な接種については引き続き自己負担なく接種できるようにすることや、熟年者など重症化リスクが高い方は年2回、それ以外の方は年1回、それぞれ接種機会を確保することが検討されております。3月中には決定する予定でありますので、それに応じ村でも接種体制を整えてまいります。

次に、村の人口であります。1月末に発表されました県の人口異動調査によりますと、今年1月1日の人口は1万6,133人で、令和4年の1年間で178人増加し、人口増加数・増加率共に県内3位であります。県全体では、年間の人口増減数は1万3,074人減少の201万6,467人となり、21年連続の減少となりましたが、社会増減数は22年ぶりに3,112人の増加となっております。

今年度の村税の状況であります。村内企業では、製造業を中心にコロナ禍の影響から回復基調が見られ、主要財源である個人・法人村民税の増額が見込まれ、固定資産税につきましても増額を見込んでおるところであります。個人村民税におきましては、現年度課税分で当

初予算に比べ4,400万円増の8億2,450万円、法人村民税におきましては、製造業の好調により7,700万円増の1億9,710万円余を見込んでおります。固定資産税は2,400万円増の10億6,600万円余、軽自動車税は460万円増の7,220万円余、村たばこ税につきましては、1,000万円増の1億2,000万円、令和4年度の村税全体といたしましては、当初予算に比べ約1億6,000万円増の23億680万円余を見込んでおるところであります。これを令和3年度決算額と比較しますと、1億1,000万円ほどの増収となる見込みであります。

また、ふるさと納税について直近の実績といたしましては、1,300万円増の2億8,700万円としております。

次に、交付金等に関してであります。昨年12月まで実施をいたしました第4弾南箕輪村限定地元応援商品券事業であります。利用率は97.85%でありました。第3弾の利用率が97%ちょうどでありましたので、0.85%利用実績が増えております。内訳に関しましては、飲食店に関して1.59%程度利用が増えております。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金であります。11月に対象と思われる世帯に通知を送付し、現在984世帯へ支給が完了しております。また、長野県生活困窮世帯緊急支援給付金であります。こちらも対象と思われる世帯に対して12月下旬に通知を送付いたしました。既に支給を開始しております。書類の提出期限を2月中としておりますので、まだ申請をしていない方は申請手続きをお願いいたします。

続きまして、令和5年2月1日から事業を開始いたしました出産・子育て応援交付金事業であります。遡及適用者も含め、出産応援ギフトとして5万円を80名に、子育て応援ギフトとして5万円を49名に給付をしております。

コミュニティ助成事業であります。今年度は久保区自主防災会の防災災害時に必要な備品の整備、大泉区の公民館のエアコン設置に対して助成を行いました。若者回帰定住増進支援事業につきましては、移住支援金が1件あり、二人以上の世帯での移住でありましたので、100万円を交付をいたしました。

奨学金返還支援補助金につきましてはトータルで10件、総額約78万円になる見込みであります。この補助金事業につきましては、村への若者の移住・定住の促進及び上伊那地域への就業の促進を目的として、令和2年度から始まった制度であります。昨年度令和3年度は、実績2件で16万2,000円でありましたので、徐々に周知が広まってきたと感じております。

村づくり委員会であります。12月に第二期南箕輪村創生総合戦略の検証に関わる答申をいただきました。検証結果に合わせて付帯意見もいただいておりますので、今後の目標達成に向けて活用させていただきます。

次に、地域おこし協力隊であります。協力隊は、現在12人の体制で活動しております。3月末には4年ぶりとなる活動報告会を予定しております。隊員はそれぞれ、道の駅・農業・スポーツ・YouTube・英語・ラジオ・動画制作・森づくり・ICT・親子イベント・バレーボール・トレーナー、様々な活動を現在展開をいただいております。それぞれがコラボして活動を進めていただいていることが優れた特徴と感じ、見守っているところでもあります。

3月には12人のうち二人の隊員が卒業となりますが、引き続き村内で住んでいただけてお聞きしておりますし、また来年度には新たにアカマツの利活用、これを活動内容とする隊員を一人採用することが決まっております、11人の体制で来年度はスタートする形となります。

移住に関する相談であります。令和4年度の相談数はトータルで30件ほどでありました。内容といたしまして、自然豊かな環境を求める首都圏からの相談者が多く、子育て世代を中心に単身者やシニア世代など、幅広い層から相談をいただいております。

災害時に、避難に当たって支援が必要な方に対してそれぞれ策定をいたします個別避難計画であります。今年度は浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にお住まいの高齢者や障がい者、要介護認定者等の避難行動要支援者を優先対象といたしまして、民生委員や自主防災会とも連携しながら計画策定を進めており、既に完了した方もいらっしゃいます。

保育園の状況であります。令和5年度入園希望の状況がまとまりました。年度当初の園児数は612人と今年度よりも若干減少いたしました。年度末には今年度並みの728人となる見込みであります。未満児入園希望者の増加傾向が続いているため、保育士の採用制度を検討するなど、保育園職員の人材確保に努力をしております。

産業課関連であります。令和5年産における南箕輪村の主食用米の生産数量目安値は、令和4年度と比較いたしまして、面積に換算し4.2ヘクタール余の減少となりました。現在、農業再生協議会にて令和5年度の営農計画書等の取りまとめを行っているところであります。需給調整が必要な状況であります。

農業委員会であります。現在の農業委員の任期は令和5年7月19日までとなっております。農業委員と農地利用最適化推進委員を現在募集をしておりますが、女性や若い世代を含めた幅広い年代層で委員会が組織されるよう進めてまいります。

大芝高原のアカマツの松くい虫の被害であります。予想以上に進行しております。150周年のキャッチフレーズとして先ほど申し上げましたが、主要事業として、未来へつなぐ50年の森林循環事業をつくり上げてまいります。そのための大芝高原森林づくり計画を令和5年度に策定をしていきます。

経ヶ岳バーティカルリミットであります。交通の利便性のよさや恵まれた自然環境、そして大芝高原や大会運営など、様々な面で選手の方々を中心に高い評価をいただいております。リピーターも多く、年々定着してきた大会でありましたが、コロナにより3年続けての中止となっております。来年度、令和5年度の第9回大会につきましては5月20日に実施予定としており、現在エントリー募集を行っております。期間は1月8日から5月1日までとしており、4年ぶりの大会に向けて多くの方に村のよさを知っていただく大会にしたいと思っております。

観光事業では、観光協会を中心にフォトグランプリやマルシェなど様々なイベントを行っています。また、大芝のアカマツの利活用として、観光協会・飲食店の御協力の下、大芝のアカマツ炭を利用した炭グルメの開発と販売を実現することができました。これらは、さらに力を入れて進めてまいりたいと思っております。

建設及び水道関連であります。村計画事業は、今年度予定した工事はおおむね順調に進捗をしており、橋梁長寿命化計画による北沢川第3号橋補修工事、これは飛び地であります。各路線の道路改良、河川改修工事を実施いたしました。特に長年の課題でありました村道10号線と西天竜幹線水路管理道路との交差点につきましては、歩道設置と合わせた交差点改良工事を進めており、今年度で竣工する予定であります。

また、村道1098号線道路改良工事及び村道10号線舗装修繕工事は、昨年度からの複数年の

継続事業として実施をしております。なお、村道1098号線改良工事は、工事用資材等の納期が遅れるため本3月議会で予算の繰越しをお願いし、引き続き事業の進捗に努めてまいります。

継続事業として実施しております村道3008号線道路改良工事、北原工業団地東のクランク道路であります。こちらは今年度ではほぼ全区間が竣工し、村道2038号線道路改良工事、田畑駅から北へ向かう道路であります。こちらでも今年度で全区間が竣工する予定となっております。地区計画事業につきましても、測量を含む24事業を実施いたしました。

次に、除雪業務であります。冒頭申し上げましたとおり、今年は強い冬型の気圧配置が続いた影響により寒い日が多く、融雪剤散布の出動が昨年度よりも多くなっております。除雪についても2月10日に大雪があり、昨年度よりも除雪事業費は多くなる、こちらも見込みとなっております。引き続き交通機能の確保に努めてまいります。

県の事業であります。県道吹上北殿線の中部保育園西交差点付近道路改良事業、こちらにつきましては現在工事が進んでおりまして、今年度中に竣工予定であります。また、国道153号の塩ノ井交差点南側歩道設置事業、こちらにつきましては来年度、令和5年度に竣工予定で工事を進めております。

大清水川河川改修及び県道南箕輪沢渡線改良事業、県道伊那北殿線の北殿駅南踏切手前の拡幅事業、国道361号の中央自動車道西側歩道設置事業、これらにつきましては、それぞれ令和5年度は用地買収・詳細設計・用地測量及び物件調査等を進めていただく予定です。

大泉川砂防ダム地点発電所建設工事ではありますが、今年度は受注業者が決定し、測量と流量観測を実施をしております。令和5年度は引き続き流量観測を実施し、観測結果がまとまる予定であります。県施工事業につきましては、引き続き早期完成を村として要望してまいります。

上水道事業ではありますが、沢尻南原地区で計画しております配水管布設工事について、道路占用協議先のネクスコ中日本との協議に時間を要し、工事着手が来年度にずれ込むことから、繰越事業とさせていただき見込みとなっております。

下水道事業関係では、ストックマネジメント計画に基づく浄化センター汚泥搬出コンベアの改築工事について、資材の入手時期の遅れ及び供用中である機械設備の改築に伴う汚泥搬出計画の調整により、竣工が来年度以降となる見込みとなっております。

次に、教育関係であります。小中学校では、今年度においても新型コロナウイルスの感染状況に応じ対応し、できる限り学びの保証を提供してまいりました。本年に入り、2月以降は学校においても感染状況に落ち着きが見られてきており、今後は感染法上の5類相当への移行を見据えた取組を進めてまいります。

今年度の教育委員会関係の施設整備事業につきましては、南部小学校の雨水排水対策工事や非構造部材耐震改修工事、南箕輪小学校南校舎2階トイレ改修工事、村民センターのLED化工事等、おおむね計画どおりに実施をしておりますが、村公民館のトイレ改修工事につきましては、資材等の納期遅れにより繰越事業となる予定であります。

新しく建設いたします学校給食センター事業につきましては、昨年9月議会で議決をいただき、その後工事を進めております。今回、国の補正予算債の要望の取りまとめがあり、村としても有利な起債での活用を図っていくため、令和5年度当初予算に予定しておりました継続費の計上を令和4年度補正予算へ計上させていただき、事務事業を進めてまいります。

で、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

社会教育、公民館関係につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、村駅伝競走大会は中止となりましたが、村民文化祭につきましてはオンライン配信を活用するなどして、3年ぶりに開催することができました。また、元旦初走り・初歩きイベントには163名の参加をいただきました。成人式につきましては、成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、今年度から二十歳のつどいとして1月3日に開催をし、118名の参加をいただきました。

継続事業となります令和6年度に向けた第3期スポーツ推進計画の策定や、令和7年に村政150周年を迎えるに当たっての村誌補遺編作成業務の取組を継続しています。

さて、今議会は新年度予算の審議をお願いいたします。細部につきましては、予算審議の中で御説明申し上げますが、予算編成の概要について簡単に申し上げます。

令和5年度一般会計予算案であります。昨年12月の予算編成方針では、基本的な考え方として南箕輪村第5次総合計画後期基本計画を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策の優先実施、地域に雇用と所得が持続的に生み出されるような地域内経済循環の構築、SDGs、ゼロカーボン、子育て支援、教育事業、これらの積極的な取組と、また業務の見直しについて指示したところであります。

数字を申し上げます。歳入のうち村税であります。製造業が好調なことや事業用償却資産の増加に伴い、法人村民税、固定資産税の増収が見込まれることから、前年度対比約1億7,050万円増の23億1,770万円余といたしました。地方交付税のうち普通交付税につきましては、前年度比2億3,000万円減の17億7,000万円、特別交付税につきましては1,000万円増の1億8,000万円を見込み、地方交付税全体で19億5,000万円を見込んでおります。その他、今回の補正予算で3億4,000万円ほど財政調整基金積立を行います。令和5年度その財政調整基金繰入れで1億7,500万円余を見込んでおるところであります。

また、起債につきましては臨時財政対策債の減などにより、差引き対前年度比1億1,760万円減の1億2,190万円としております。

次に歳出でございます。電気料金をはじめとした物件費、さらに人件費、扶助費、交際費等、主に経常経費の増により歳出増加しております。歳入を財政調整基金で調整を行った結果、一般会計当初予算は前年度比3%、2億円増の68億円と、令和4年度に引き続き2年連続で過去最大の予算規模となっております。

国の補正予算対応として、令和4年度繰越事業となる学校給食センターの整備事業を除き、令和5年度の主なハード事業といたしましては、保育園ほか公共施設の照明LED化工事、村道10号線舗装修繕工事、小学校非構造部材耐震改修工事、大芝の湯駐車場工事などを計画しており、普通建設事業費としては、前年度と比較し10.9%減の4億2,200万円余りとなっております。

ソフト面では、従前の事業のほかに地域材の利用促進、村政150周年記念事業など、関連する物件費、委託料、扶助費など、対前年度比0.8%増の16億2,300万円余といたしました。

新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策につきましては、令和4年度から継続して実施するワクチン接種や子ども・子育て給付金などを計上しておりますが、このほかにも地方創生臨時交付金など、国や県の補助を財源に村民や事業者の生活を支援する再配分・給付を中心といたしまして、必要な施策を随時追加をしまいたいという考えであ

ります。

以上、いつまでも幸せに暮らせる村を目指した予算編成とさせていただきます。

本定例会に提出いたしました議案は、条例改正及び各会計の新年度の予算等19議案、報告が2件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

議長（百瀬 輝和） 続きまして、去る2月1日付で監査委員に就任されました加藤篤代表監査委員から、就任の御挨拶をお願いします。

加藤代表監査委員、演台へお進みいただき、御挨拶をお願いします。

代表監査委員（加藤 篤） 皆様、改めましておはようございます。

先ほど議長より御紹介ありました、2月1日より代表監査委員を務めさせていただくことになりました加藤篤と申します。よろしく願いいたします。

出身は南箕輪村、この南箕輪村に62年間住んでおります。途中、学生時代に一時村を離れたこともありますが、6年ほど離れておりましたけれども、またその離れた期間においても、南箕輪村のよさを実感する期間になったと改めて思っております。

議員の皆様と御一緒に、この南箕輪村がより発展し、それから村民の皆様がより幸福に暮らせる村となるよう、行政・議員の皆様、それぞれ執行されていくわけですが、監査委員の立場として同じ思いでベクトルをそろえて、よりよい南箕輪となることを努めてまいりたいと思います。甚だ微力ではございますが、精いっぱい努めさせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ありがとうございます。

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年12月分の例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

ここで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。これを許可します。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の令和5年度予算が、それぞれの理事会・評議員会において議決されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書を御覧ください。

以上で行政報告とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） これで行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

請願・陳情は、陳情3件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村課設置条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、大芝高原将来ビジョンによる事業並びに大芝公園内樹種転換事業推進に特化した新たな課を設置するため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

本案は、ただいま村長の提案理由にありましており、大芝高原将来ビジョン並びに大芝高原の森林整備など、大芝高原関係の事業の推進に特化した課を新たに設置するため、提案するものでございます。新設の課では、現在の産業課が所管する業務の一部と特命担当室の業務を引き継ぐ形となります。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案2ページを御覧ください。

第2条は、課の設置を規定しておりますが、第8号に観光森林課を新たに追加するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則としてこの条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議 長（百瀬 輝和） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正により、出産育児一時金の支給額を見直すこととしたため、所要の改正を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第2号につきまして、細部説明を申し上げます。

議案2ページの新旧対照表を御覧ください。

出産育児一時金ですが、第5条第1項改正前アンダーラインの40万8,000円から、改正後アンダーライン48万8,000円に引き上げるというものです。ただし、以下にありますように、村長が認めるときは3万円を上限として加算するものとするがありますが、この部分が産科医療補償制度の掛金に当たるところです。現在この掛金は1万2,000円ですが、今回は変更ありませんので、掛金を足して総額42万円に8万円プラスした50万円を被保険者にお支払いすることになります。

1ページに戻っていただきまして、附則でございます。施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行し、経過措置として施行日前に出産した被保険者に係る南箕輪村国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、従前の例によるものといたします。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第3号「南箕輪村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）に基づき所要の改正を行い、行政手続の利便性を向上させるため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） それでは、議案第3号につきまして細部説明を申し上げます。

本案は、情報通信を利用した行政手続の利便性を向上させるため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表で改正部分を説明いたしますので、議案6ページを御覧ください。

まず、条例名ですが、国の法律名が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律から、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に変更されたことに伴い、変更するものです。

第1条は、法律に合わせた文言の改正、第2条第1項第1号は、地方公営企業法の企業管理規程、長野県条例により村が処理することとされた事務についての長野県条例と長野県教育委員会の規則を追加するものです。

6ページから7ページにかけての第2号は、適用を受ける機関を具体的に列記し、公営企業管理者を追加する改正を行うものです。

7ページの第3号、及び第3条第1項から第3項までは法律に合わせ文言を改正し、8ページの第4項は、署名等について個人番号カードなど規則に委任するものをもって代えることができる規定を追加するものです。

第5項は、申請に関する手数料等をオンラインにより納付することができる規定を、第6項は申請のうち対面での本人確認が必要など、オンラインでの申請が困難な部分がある場合に、対面以外の手続についてはオンラインでの手続も可能とする規定を追加するものです。

9ページの第4条第1項から第4項までは、法律に合わせ文言を改正し、9ページから10ページにかけての第5項は、村からの通知のうち対面での本人確認が必要など、オンラインでの通知が困難な部分がある場合に、対面以外の通知についてはオンラインでの通知も可能とする規定を追加するものです。

10ページから11ページにかけての第5条及び第6条は、法律に合わせて文言を改正し、第7条第1号は、手続のうち申請等処分通知等などがオンラインでできないものについては本条例の適用外とすること、第2号は、個別の条例等によりオンラインでの手続が規定されているものは、個別の条例の規定による旨を追加するものです。

12ページの第8条は、住民票・登記事項証明書など、マイナンバーカード利用や行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる書類については添付を不要とする規定を追加するものです。第10条は、法律に合わせた文言の改正を行うものです。

では、5ページにお戻りいただき、こちら附則では、施行期日を公布の日からとするものです。

以上、細部説明といたします。

村 長（藤城 栄文） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

一応、国の情報通信の関係で合わせて改正するということでありますけれども、本当に一番心配するのが、個人情報がどのように使われ、漏れてしまったりほかの使い方がされてしまったりということが一番、管理が一番問題かなというふうに思っていますが、それをやっぱり次の後の個人情報保護のところで補足していくということだというふうに思いますが、現在、村の個人番号カードはどのぐらいの数で出ているのかということと、ひとつ、今保険証も個人番号カードのほうに入るといったことがあります、紙ベースの保険証と併合できるのかという、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（百瀬 輝和） 高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） 今の三澤議員の御質問ですが、まず今現在のマイナンバーカードの保有率というのが、申し訳ございません、数字が手元にございませんので、後ほどの報告ということによろしいでしょうか。

それから、紙の保険証との併用についてですけれども、一応国としての方針は全てマイナンバーカードでの医療機関の受診ということ想定しておりますが、マイナンバーカードを持たない、義務ではありませんので、マイナンバーカードを持たない方についての対応は今国の各機関で調整中でございますので、そちらの動向を見守っていくということになるかと存じます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑は終わります。

議案第4号「南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、及びこども家庭庁設置法並びにこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井子育て支援課長。

子育て支援課長（武井 香織） それでは、議案第4号につきまして、細部説明を申し上げます。

本案は、送迎バスでの園児の置き去りや保育所等での園児への虐待など、保育所等における重大事故の度重なる発生から、保育所等における安全の確保の取組につきまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令と、令和5年4月のこども家庭庁の新設によりますこども家庭庁設置法並びにこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表により説明いたしますので、議案の8ページを御覧ください。

第1条関係でございますが、南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

第8条の2は、保育園等における重大事故の防止のため、児童の安全計画を策定する規定を加えるものでございます。続いて、第8条の3は、スクールバス等の児童の送迎や事務所外の活動の際の自動車の運行の安全管理の徹底に関わる規定を加えるものでございます。

次に10ページでございますが、第11条につきましては、インクルーシブ保育を可能にするための設備・人員基準の緩和を明記し、第14条は、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘により、民法の改正によりまして、懲戒権の規定を削除するものでございます。第15条は、職員に対しての感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練の実施を加え、第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項、第48条第3項には、それぞれ看護師等のみなし配置の要件緩和を加えるものでございます。

次に、12ページを御覧いただきまして、第2条関係でございまして、南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。こちらは、引用法令であります子ども・子育て支援法の条項の改正に伴う改正と、17ページ

の第26条は、先ほどの第1条関係と同様に、懲戒権の規定を削除するというものでございます。

続いて、24ページを御覧ください。

第3条関係でございますが、南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第6条の2、第6条の3、第13条は先ほどの第1条関係と同様ですので、説明を省略いたします。

続いて25ページですが、第12条の2は非常時や緊急事態宣言などの制限下であっても継続的なサービスが求められることから、業務継続計画を策定する規定を加えるものでございます。

続いて、26ページです。

第4条関係でございますが、南箕輪村子ども・子育て審議会条例の一部改正でございます。こちら、引用法令であります子ども・子育て支援法の条項の改正に伴う改正でございます。

6ページにお戻りいただきまして、附則を御覧ください。

附則第1条といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。附則第2条は、自動車の運行の安全管理の徹底に関わる規定につきまして、附則第3条は安全計画の策定に関しまして、それぞれ経過措置を設けるものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、加藤議員。

7番（加藤 泰久） 7番、加藤です。

当村におけるところの保育所の入所希望者、それに対する入所率はどのくらいであるか、お願いします。

議長（百瀬 輝和） 武井子育て支援課長、お願いします。

子育て支援課長（武井 香織） ただいまの加藤議員の質問にお答えいたします。

本村では、希望していただく園児の皆様、100%入園という形になっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑を終わります。

議案第5号「南箕輪村個人情報保護法施行条例」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第5号「南箕輪村個人情報保護法施行条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、必要事項を規定するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） それでは、議案第5号の細部説明を申し上げます。

国は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を目指し、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律を改正し、令和3年5月19日に公布いたしました。この改正により、国の行政機関・独立行政法人・民間事業者及び地方公共団体などにおいて、これまで別々の法律や条例によって運用されてきた個人情報の取り扱いが、同一の法の規律によって取り扱われることになりました。これにより、個人情報保護に関する規定の主なもの国は法律に規定されたため、これまでの村の条例を廃止するとともに、法律の施行に必要な事項を施行条例として規定するものでございます。

1 ページを御覧ください。

第1条では趣旨を、第2条では定義を規定しています。第2項では、この条例の規定が及ぶ実施機関を定めております。第3条では、開示請求に係る手数料は無料といたしますが、コピー代等、実費相当の費用は請求者が負担することを定めています。第4条では、審査会への諮問について、第5条は条例の委任について規定しております。

附則として、第1条の施行期日でございますが、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

これは、個人情報の保護に関する法律の施行が法律の公布の日から2年以内とされたため、最長で令和5年5月18日までの間になる可能性があることから、このような表記となっております。現状では、令和5年4月1日から施行されることとなっております。

附則第2条では、初めに申し上げましたが、個人情報保護に関する規定が国の法律に規定されたため、これまでの村の条例を廃止するものでございます。

2 ページを御覧ください。

附則第3条と第4条は、経過措置を規定したものでございます。ここでは、廃止前の南箕輪村個人情報保護条例を旧条例とさせていただきますが、第3条第1項は、旧条例下で業務に関して知り得た情報の守秘義務等、実施機関や受託者等の責務について、第2項は旧条例下で行われた情報の開示、訂正及び利用停止の請求について、第3項は旧条例の規定により設置された南箕輪村情報公開・個人情報保護審査会に出された諮問について、いずれもこの条例の施行後も旧条例の例によることを規定しております。

第4項並びに第5項につきましては、この条例の施行前に旧実施機関が所有していた個人情報等をこの条例施行後に不当に提供し、また盗用したときの罰則を規定しています。また、附則第4条は、旧条例の廃止前に行われた違反行為の処罰については、旧条例の規定によるものであることを規定しています。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第6号「南箕輪村情報公開・個人情報保護審査会条例」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第6号「南箕輪村情報公開・個人情報保護審査会条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正並びに南箕輪村個人情報保護法施行条例の制定に伴い、情報公開・個人情報保護審査会について必要な事項を規定するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） それでは、議案第6号の細部説明を申し上げます。

本案は、議案第5号において説明をさせていただきましたが、改正された国の個人情報の保護に関する法律、並びに議案第5号で提案をさせていただいた南箕輪村個人情報保護法施行条例で諮問機関として規定された情報公開・個人情報保護審査会の設置、及び調査審議の手續等、必要な事項を定めるため提案するものでございます。

1 ページを御覧ください。

第1条では、審査会の設置について規定し、第2条は審査会の任務について、法律や条例の規定による諮問に応じて調査審議することなどを定めています。第3条は、審議会の組織について規定しています。第4条第1項は委員の任命について、第2項は委員の任期について規定し、2ページおめくりいただきまして第3項は、委員の守秘義務について規定しています。

第5条は、審査会の調査権限として必要な情報の提示や資料等の提出、また審査請求人等に陳述を求めるなど、必要な調査を行うことができることを規定しています。第6条は、意見の陳述等の方法について規定し、3ページになりますが、第7条は委員を指名しての調査手續について規定しています。第8条は意見の送付方法について、第9条は審査会の調査審議手續の非公開について、第10条は答申書の送付等について、第12条は守秘義務違反における罰則を規定しています。

附則として、第1条の施行期日でございますが、議案第5号と同様の表記となっております。令和5年4月1日から施行されることとなっております。

4 ページを御覧ください。

附則第2条は、この条例の制定に伴い、南箕輪村情報公開条例の一部を改正するものでございます。情報公開条例第2条第1項は、実施機関を規定しておりますが、実施機関に公営企業管理者を追加するとともに、他条例に倣った順番に並び替える改正を行うものでございます。また、第21条から第28条並びに第36条は、情報公開・個人情報保護審査会について規定したものであるため、この新条例の制定に伴い削除をし、合わせて第19条第3項に規定している削除条文の引用を削るものでございます。

附則第3条は、経過措置を規定したものでございます。この条例施行前に、改正前の情報公開条例の規定による審査会の委員として任命された委員については、新条例施行日において任命を受けたものとみなすこと、また旧審査会にされた諮問における調査審議及び守秘義務

務等について、従前の例によることなどを定めております。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第7号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第7号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 議案第7号の細部説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、本村の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等について定めているものでございます。

議案2ページ、新旧対照表を御覧ください。

改正前、右側になりますが、第13条秘密保持義務の文中アンダーラインのとおり、引用条文につきましては、南箕輪村個人情報保護条例第15条第3項に規定する協定等から、改正後、個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項の規定に改めるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則につきましては、先ほどの南箕輪村個人情報保護法施行条例と同様、令和5年4月1日の施行となる予定でございます。

以上で、議案第7号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

ただいまから、10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時06分

再開 午前 10時19分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、先ほど9番三澤議員から質疑がありました内容について、答弁を許可します。

高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） それでは、先ほど三澤議員から御質問をいただいた件

について、お答えいたします。

村のマイナンバーカードの交付件数についてでございます。地方公共団体情報システム機構が公表しました2月19日現在の交付件数は9,331件で、交付率は58.93%でございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 議案第8号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第8号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、村税をはじめとした歳入見込額の調整、歳出では国の補正予算に伴う学校給食センターの工事費ほか、各事業の完結等に伴う不用額の調整などが主なものであり、決算額に近づけるための補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億9,343万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億7,868万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第8号の細部説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明をいたしますので、議案書まず24ページをお開きいただきまして、歳出から説明を申し上げます。

なお、今回の補正につきましては、提案理由を今申しましたとおり、決算額に近づけるために多くの事業費を減額補正しております。特に説明のないものは事業費の確定、実績あるいは入札差金等による不用額であるものと御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

1款議会費は御覧をいただきまして、次の25ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目0201一般管理事務360万円の減額、このうちでございますが、3節職員手当等の929万9,000円につきましては、当初育児休業者分18人の退職手当負担金の計上漏れがございました。加えまして、時間外勤務手当が約150万円不足しておりますので、大変申し訳ありませんが、今回補正をお願いするものでございます。

4節共済費の減額につきましては、会計年度任用職員の保険料が共済組合に一本化されたということで、その分の不用額、また8節集落支援員の旅費19万、11節同じくイベント広告料5万円、12節同じくイベント委託料10万円の計34万円につきましては、次の26ページ17節備品購入費に財源を組み替えておりますので、お願いを申し上げます。

おめくりいただきまして、27ページをお願いいたします。

5目0221財産管理事務減額227万7,000円のうちであります。10節需用費は公用車燃料費の不足分、12節委託料の100万円につきましては、各保育園のおむつほか、小中学校の生ごみ等の処理量が増えておりまして不足する処分委託料、また13節公用車リース料の249万円の減額につきましては、村バスの更新に伴うリース料を当初は計上しておりましたが、コロナ

禍ということもありましてバスの利用も少なく、従来のバスを使用して対応していたという
こういう経過もございまして、その分のリース料の減額、また17節の公用車購入費135万円
の減額につきましては、購入予定の軽自動車今回二人乗り用の電気自動車に変更をさせて
いただきまして、一台分の購入費を減額し、リース料、使用料で対応したためにこの分の不
用額でございます。なお、その使用料につきましては、使用料の予算の範囲内で支出できる
ものと見込んでおりますので、御承知お願いいたします。

9目0235財政調整基金積立金3億4,015万4,000円でございます。令和5年度の繰入金、来
年度の繰入金をおおむね2億円見込みまして、今年度の余剰金のうちの3億4,000万円、こ
れを積み立てるものでございます。端数につきましては利子分でございます。

次の28ページであります。

12目0244移住定住対策事務でございます。31万9,000円の減額のうち13節につきましては、
不足する令和5年4月分の前払い家賃分、協力隊の住居賃借料1万2,000円でございます。
また、18節につきましては、奨学金返礼支援補助であります。予定より二人増えるという
ことで、不足する補助金を見込むものでございます。

0245空き家対策事務であります。244万4,000円の減であります。7節につきましては集
落支援員の不用額であります。これは空き家等の調査等を当初支援員の業務で予定をして
おりましたが、協力隊の業務の中で対応できたというところで採用を見合わせたものでござ
います。その分の減額であります。18節につきましては、空き家対策関連の補助ということ
で、不足する改修補助、また片づけの補助をそれぞれ1件ずつ見込み、2件を計上し、47万
6,000円をお願いするものでございます。

13目0241企画調整管理事務150万6,000円の減であります。これのうち、次の29ページを
お願いいたします。

18節であります。地域おこし協力隊の研修等負担金ということで、これは研修等とありま
すけれども、これも不足する令和5年4月分の家賃分を13万2,000円見込むものでございま
す。また、24節積立金につきましては、これはまち・ひと・しごと創生基金ということで企
業版ふるさと納税1件分、これを計上するものでございます。

17目0208情報政策事業の1,159万8,000円の減でございます。これにつきましては地域お
こし協力隊の募集に対しまして応募がなかったということで、7節報酬ほか関連費用の不用
額をここで計上するものでございますので、御覧ください。

次の30ページでございます。

3目1項0265戸籍住民基本台帳事務37万円でございます。主には8節旅費でマイナンバー
交付の関係で対応した土日出勤、この増により通勤費の不足分、また12節委託料は、役場に
設置しました自動交付機によります国のシステム機構に支払う委託料の不足分、これを計上
するものでございます。

おめくりいただき、31ページでございます。

ここは4項選挙費の各事業、主に参議院議員あるいは県知事、県議会議員各選挙事務の確
定等に伴う不用額等でありますので、それぞれこれは御覧をいただきまして、少しおめくり
いただき34ページをお願いいたします。

3款民生費からであります。

1項1目0301社会福祉総務事務396万3,000円でございます。主には27節繰出金であります

が、事業費等の確定に伴いまして国民健康保険基盤安定負担金繰出金、これがそれぞれ不用額等々、それから保険税軽減分につきましては565万3,000円、合わせて未就学児均等割分につきましては87万7,000円不足するもの、これをそれぞれ見込むものでございます。0302福祉医療費給付金事業でございます。901万4,000円でございますが、主には19節扶助費確定に伴いまして児童等医療給付事業、それぞれ県補助、村単独それぞれ計上するものでございます。

おめくりいただきまして35ページ、低所得老人医療給付事業、これも200万円を計上するものでございます。0306障がい者福祉事業2,415万4,000円でございます。主には19節扶助費であります。不足する障がい者自立支援給付費、障がい児給付費、障がい者医療費、こういったもの2,320万円、また22節償還金、利子及び割引料であります。確定によります過年度分補助金等の精算金、それぞれ国庫負担の精算金であります。265万2,000円を計上するものでございます。0361臨時福祉給付金事業976万円の減でございます。

次の36ページになりますが、主にはここでは19節扶助費であります。事業費等の確定に伴いまして、新型コロナウイルス感染症対策の福祉給付金追加分の不用額、あるいは御覧いただくそれぞれの住民税非課税世帯以下、生活困窮までのそれぞれの不用額でございますので、お目通しをお願いいたします。

おめくりいただきまして37ページでございます。

3目0312高齢者の生活支援事業1,600万円の減でございます。19節の扶助費であります。人数の減などによりまして、これも実績に伴い、養護老人ホームの入所措置費の不用額でございます。0329後期高齢者医療事業803万9,000円の減でございますが、主には18節負担金の関係の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金不用額315万3,000円、こういったものでございます。

次の38ページであります。2項1目0335子育て教育支援事業821万6,000円の減でございます。1節報酬につきましては、当初作業療法士を想定しておりましたが採用に至らず、また相談員の休職等で関連費用を不用額としているものでございます。0334特別給付金事業1,042万8,000円あります。主なものはおめくりいただきまして39ページ、22節償還金、利子及び割引料であります。令和3年度低所得の子育て世帯等特別給付金の確定によります返還金1,052万9,000円でございます。0336出産・子育て応援給付金事業の140万8,000円の減であります。12節委託料は、補正第10号で認めていただいております子育て支援システム機構業務でございますが、ここは各市町村ではなく上伊那広域連合、こちらで構築することになりまして、委託料から18節情報センター負担金へ財源を組み替えるものでございます。不足分ということで、センターのところ差引き、この額が効率よくできたということになります。17節備品購入費につきましては、訪問用に使用しますデジタル体重計1台、これは補助対象であります。3万9,000円をここでお願いをするものでございます。2目0340保育園運営事業104万3,000円でございます。主なものは8節旅費でございますが、ここはコロナ感染によるクラス閉鎖などで会計年度任用職員の通勤費、ここが150万円減となっておりますし、12節委託料では例年補正対応としております保育園広域入所委託料、これ伊那市への委託4人分となりますけれども、こういったものの計上をしております。

1枚おめくりいただきまして、42ページをお願いいたします。4款の衛生費に移ります。

1項1目0400保健衛生総務事務149万4,000円の減でございます。主なものは、18節の負担

金、補助及び交付金の中央行政組合の病院費の負担金確定等による不用額でございます。0401予防事業につきましては995万円の減であります。主なものはこちらは12節委託料の実績等によります。予防接種委託料不用額800万円等でございます。

おめくりいただきまして、43ページをお願いいたします。

1項1目0406市町村母子保健事業525万6,000円の減でございますが、主なものは1節報酬ほか人件費につきまして、予定していました保健師1名が採用できなかったということで不用額となるものでございますのでこちら御覧いただき、12節委託料でございます。妊婦・乳児・産後健康診査委託料不用額でございます、これが減額200万円、次の44ページ22節の関係ですが、過年度分母子保健衛生費の補助金の精算金ということで、15万1,000円を計上させていただきます。0413新型コロナワクチン接種事業884万7,000円の減でございますが、ワクチン接種の実施回数の減等によりまして、1節の報酬から12節委託料まで、実績に伴いまして不用額を計上させていただきます。

おめくりいただきまして46ページ、飛びますが46ページをお願いいたします。

6款農林水産業費でございます。1項1目0601農業委員会事務301万7,000円です。主なものでは1節報酬でございますが、農業委員・農地利用最適化推進委員の上乗せ分として県から補助金が交付されることになりまして、今回ここで計上をしております。301万7,000円ということになります。それから、2目0604農業総務事務21万4,000円の減のうち、主には14節工事請負費の43万4,000円でございますが、ここは北殿の拠点施設におけます洋式便器、これをウォシュレットに取り替えるという工事をさせていただきますし、また障子からカーテンに変更するこういった工事も計上しておりますので、御理解をお願いいたします。

おめくりいただきまして、47ページをお願いいたします。

3目0611農業経営基盤強化推進事業499万8,000円の減であります。主には18節の負担金補助の関係であります。補助金であります。当初1名ずつ対象者を見込んでおりましたが、就農あるいは経営者に至らず、全額ここは不用額とさせていただきます。減額の309万2,000円でございます。2項1目0650林業総務事務、補正はございませんが、ここは協力隊の関係で8節旅費から17節の備品購入費あるいは18節の負担金に財源を組み替えるものでございますので、お目通しいただければと思います。

次の48ページであります。

2目0651林業振興事業446万円の減のうち、ここは12節委託料であります。ライフライン等保全対策事業委託料につきまして、当初場所は未定でありましたが、県の補助金を活用して支障木の伐採等を予定しておりましたところ、補助金が見つからないということになってしまいましたので、今回全額不用額として減額をするものでございます。0652森林病虫害等防除対策事業11万3,000円の減は松くい虫の被害監視員、これが応募がなかったということで、これは不用額とさせていただきます。

おめくりいただきまして、49ページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項2目0702商工振興事業200万円でございます。主なものは18節の関係でございます。県制度資金保証料補給金の不用額、また不足します新型コロナ対策の商工業振興資金利子補助、これが120万円を見込んでおるところであります。また24節積立金でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急対策振興資金基金積立金ということで

600万円を計上するものでございます。0710生活支援・企業応援商品券事業、減額の287万8,000円でございますが、次の50ページでございます。18節につきましては、実績によりまして生活支援の關係の補助金の不用額265万円を計上させていただいております。

おめくりいただきまして、51ページをお願いいたします。

8款土木費であります。2項2目0806国庫補助道路改良事業でございます。減額の361万円でございますが、12節委託料89万円につきましては、橋梁点検当初20橋を予定しておりましたが、いわゆる補助割れ入札差金に伴いますもので9橋分の追加委託料であります。また14節工事請負費につきましては、沢尻の10号線の交差点改良工事におきまして、西天の管理道路、これが村道の認定外の道路であったことによりまして、補助対象とならないことが一部判明をいたしました。そのため、この部分は単独工事ということで実施することになりまして、その他の国庫補助工事の入札差金など予算調整も含めまして、250万円を減額するものであります。

それから、16節公有財産購入費につきましては、村道3008号線北原の關係、道路改良事業土地購入費でございますが、相続登記が終わらない土地が一部ございまして、今年度予算を不用額といたしまして、来年度以降に保有のめどが立ち次第、また予算化をしていく予定でございます。21節村道1098号線中込線の道路改良事業補償費でございますが、予定いたしました電柱及び消火栓の關係が支障がなかったというところで、不用額とさせていただくものでございます。

0808村単道路改良事業の183万円でございますが、これは14節工事費、工事請負費の500万円は、先ほど申しました国庫補助対象にならなかった村道10号線の關係の交差点改良の単独工事分でございます。また、次の52ページ、16節公有財産購入費の109万5,000円の減額につきましては、地区計画あるいは村計画の土地購入費で、単価、面積の確定による不用額、18節上伊那広域連合の土木負担金342万6,000円につきましては、このたびの南原住宅団地の焼却灰撤去工事の確定による負担金でございます。21節の409万3,000円の減額につきましては、地区計画・村計画事業の補償費となりますが、予定していましたが電柱移転等支障とならなかったものがありまして、あるいは官地内移転のため無償だったものがありまして、それぞれ不用額でございます。

3項2目0812村単河川改修事業1,221万円の減額でございます。14節工事請負費の減額でございますが、当初南殿地区のJRに隣接する黒川の護岸改修工事を令和4年度から2年間の計画で実施の予定でありましたが、JRとの協議もありまして、令和5年度、来年度で1年間単年度で施工するという計画に変更いたしました。したがって、今年度の予定事業分を減額しまして、その他の新田水路あるいは北沢川の入札差金とともに不用額とするものでございます。

おめくりいただきまして、54ページをお願いいたします。

飛びますが、9款消防費、1項2目0902非常備消防事務236万9,000円の減でございます。主なものは1節の報酬であります。出動回数の減により消防団員の報酬の關係200万円でございます。

3目0910消防施設整備事業134万7,000円の減でございますが、27節繰出金120万円の減額につきましては、南原地区で計画しておりました消火栓一基分の設置につきまして、場所等再度検討することになりまして、地区の要望とともに今年度の設置費用を減額し、不用額と

しております。

おめくりいただきまして、55ページでございます。

5目0930防災対策事業280万3,000円の減であります。主には10節需用費であります。防災マップの更新印刷製本費であります。先に公開されました大泉川、大清水川、あるいは箕輪町の帯無川の洪水浸水想定区域、これを反映させるために全額不用額としまして、改めて令和5年度の予算に計上する予定でありますので、御理解をお願いいたします。

次の56ページ、10款教育費であります。1款4目1005教育振興事務669万円のうち、10節需用費400万円の減につきましては、当初持ち出し用のタブレットのアダプターを購入予定でございました。1,560個ほどであります。これを使用方法を工夫いたしまして230個ほどに購入の数を減らすことができましたので、ここで400万円の減額をお願いするものでございます。それから、12節委託料につきましては、コロナ禍による事業の中止による小学校夢先生の委託料の不用額。

おめくりいただきまして57ページをお願いいたします。

2項1目1010南箕輪小学校管理事務203万円の減でございますが、主なものは1節報酬であります。特別支援教育支援員の一人分の減、あるいは10節需用費につきましては、不足する灯油代・電気代、これをそれぞれ合わせて102万円見込むものでございます。

少し飛びまして、次の58ページの3目1013給食センター事業369万7,000円の減でございます。1節の報酬につきましては、途中退職2名分の任用職員の調理員の減300万円、また10節も需用費であります。不足するガス代30万円を見込むものでございます。1014学校給食センター整備事業5億3,160万円でございます。学校給食センター建設に関わる12節委託料560万円、また14節工事請負費で5億2,600万円を計上するものでございますが、本事業につきましては冒頭の話もありましたが、令和3年度から4年度の継続費としておりましたが、学校教育施設等整備事業債、これが国の補正予算債を活用できることと見込みまして、急遽令和5年度に予定した事業を令和4年度の事業として実施することといたしました。事業自体は繰越しとなりますが、補正予算債につきましては補助裏の起債として通常の起債に比べて非常に優遇されておりますので、後年度の元利償還金に対しまして、約3,600万円ほどの財源が節約できるものと見込んでおりますが、御理解をお願いいたします。

なお、14節工事請負費の5億2,600万円の内訳につきましては、建築工事が2億515万円、電気設備工事が7,230万円、機械設備・厨房設備工事が2億3,200万円、太陽光発電設備工事1,650万円をそれぞれ見込んでおるところでございます。10節需用費につきましては、不足するガス代8万円を見込み、お願いするものでございます。

おめくりいただきまして、59ページであります。

3項1目1020中学校管理事務46万円の減がありますが、10節の分でここは需用費で不足する電気料、上下水道料金190万円の見込計上をお願いしておりますので、差引きということで御理解をお願いいたします。

次の60ページでございます。

6項2目1040公民館総務事務のほうでございます。258万9,000円の減であります。1節報酬では、途中退職の公民館長ほかの報酬の不用額、また18節の負担金補助等でございますが、ここは当初南原公民館の外トイレの洋式化を計画しておりましたが、大規模改修も含めまして計画を見直すことになりまして、不用額とさせていただきますのでございます。

おめくりいただきまして、61ページをお願いいたします。

6目1058村民センター管理事務115万円でございますが、主なものは10節需用費、不足する電気料164万円を見込むものでございます。

次の62ページであります。7項1目1060保健体育総務管理事務63万9,000円の減ですが、ここでは17節の備品購入費、地域おこし協力隊一人分の購入費、机・椅子各1台をお願いするもので、4万円を計上しております。よろしくをお願いいたします。

おめくりいただきまして、63ページであります。

12款公債費、1項1目それから2目元金、利子であります。それぞれ起債の元金償還費、起債利子償還費を見込んでおります。ただ、この分につきましては元金が増えて利子が減っておりますが、これは臨財債の金利見直しによりまして償還回数を変更する予定で、差引き79万4,000円減額となるものでございますので、御理解をお願いいたします。次の64ページ予備費でございますが、6,846万6,000円これを増額いたしまして、歳入歳出額を調整させていただくものでございます。

おめくりいただきまして、65ページでございます。

給与費明細書、1の特別職につきましては、一番下の比較の欄であります。職員数が166減になりますが、これは参議院議員選挙及び県知事選挙等選挙事務従事者の実績により減少となるものと合わせまして、長等、議員等の手当の減額等によるものでございます。

次の66ページは一般職につきましては、上の表の総括の比較につきましては、各事業の会計年度任用職員の不採用、あるいは実績等に伴う減額分2,185万3,000円等々でございます。こちらにも御覧をいただきたいと思っております。職員手当の内訳も御覧いただきまして、おめくりいただきまして67ページをお願いいたします。

報酬は今申しましたとおりで、給料・職員手当につきましては、それぞれ給料につきましてはその他の増減分というところで、育児休業復帰等による増額74万2,000円、また209万円につきましてはその他の増減分ということで、育児休業者分の退職手当負担金の増額、時間外手当の増額、期末手当の減額、これによるものでございます。

11ページにお戻りをお願いいたします。

2の歳入であります。1款村税、1項村民税であります。1目個人、2目法人の現年度課税分、それぞれ当初予算時の見込み以上に企業収入、事業収入、また村内企業では製造業の好調を受けまして所得割額、法人税割額が増額になりまして、1億2,100万円の増となるものであります。

2項固定資産税につきましても、宅地造成・家屋の新築等によりまして2,400万円の増、また3項軽自動車税につきましては、2目環境性能割、3目種別割とも取得車両の増によりまして460万円、また4項たばこ税につきましても、これも健康志向の高まりの中、税率改正により増額を見込むものでありましたが、それ以上の売上本数の増によりまして、1,000万円の増を見込むものでございます。

村税全体で1億5,960万円の補正額をお願いするところでございます。

次の12ページであります。

6款法人事業税交付金につきましては、確定によりまして1,000万円の計上、また、おめくりいただきまして13ページ、7款地方消費税交付金につきましても、確定により6,700万円の増額を見込むものでございます。

次の14ページ、14款分担金及び負担金の関係、2項3目、8目それぞれ民生費負担金、土木費負担金でございますが、御覧いただきますように上は高齢者の生活支援事業、これは老人ホームの關係の事業費の確定によるもの、また村単道路改良につきましては、先ほど申しました南原住宅団地の焼却灰の撤去工事の確定によりまして、村の土地開発公社から負担金として受けるものでございます。

おめくりいただきまして、15ページでございます。15款使用料及び手数料であります。2項2目総務手数料25万円の増につきましては、説明のとおりそれぞれ住民票・印鑑登録等の諸証明の手数料の増を見込むものですし、次の16款国庫支出金でございます。1項3目民生費国庫負担金、こちらは665万1,000円の減であります。主には4節の障がい者福祉費負担金643万円の減であります。これは補正5号、今年度の重度訪問介護等利用促進支援事業補助金を基準額を超える国からの補助金2,450万円、これを計上させていただきましたが、その際負担金の減額漏れがございまして、今回障がい者自立支援給付費の負担金、また障がい児給付負担金、それから、障がい者医療費負担金の事業費確定による増額分1,047万7,000円との差額、これを減額するものでございますので、御理解をお願いいたします。

4目衛生費国庫負担金700万円の減につきましても、これも実績確定による新型コロナワクチンの接種対策の国庫負担金減の700万円、2項3目民生費国庫補助金の962万2,000円の増でございます。1節社会福祉費補助金、確定によります臨時給付の事業費補助金の減の300万円、あるいは2節の子ども・子育て支援交付金の1,344万5,000円でございますが、この1,344万5,000円につきましては、歳入の科目、これを県の補助と分けるようにという国からの指示というか指導がありまして、18ページになりますが、これは後ほどになりますが、17款の県支出金の2項3目3節、こちらの児童福祉費補助金を1,289万2,000円減額して、こちらに財源を組み替えたものでございますので、御理解をお願いいたします。

おめくりいただきまして17ページであります。8目の土木費国庫補助金544万9,000円の減につきましては、事業費の確定によりますそれぞれの道路改良、あるいは北沢川の第3号橋の事業費確定等による減額、また10目の教育費国庫補助金につきましては、7,781万円あります。学校給食センター建設工事分として、本体工事6,956万円と太陽光発電設備工事825万円の国庫補助金を見込むものでございます。

18ページの17款の県支出金でございますが、1項3目民生費県負担金につきまして691万4,000円、主なものは確定等によります国民健康保険の基盤安定負担金ですとか、障がい者自立支援給付費負担金、それぞれ金額を見込むものでございます。2項3目民生費県補助金の1,490万1,000円の減でございますが、先ほどの説明のとおりであります。国庫の分へ組み替えているものでございます。

6目農林水産業費県補助金319万4,000円の減であります。主には1節の農業委員会の補助金、これは農地利用の最適化交付金の補助の384万8,000円、また農業人材力強化の総合補助金の209万2,000円の減、こういったものでございます。

おめくりいただきまして、19ページでございます。

2節の林業費補助金につきましては、県の森林づくりの県民税事業補助金、それぞれ減の300万円は村有林の間伐作業の実績に伴うもの、また森林セラピーにつきましては、みんなの森の遊歩道の改修工事の実績によるものでございます。3項2目総務費負担金の182万7,000円の減であります。選挙費の委託確定によりまして、それぞれの委託金の確定によ

るものでございますので、御覧ください。

次の20ページ、19款寄附金、1項1目であります。1,300万円につきましては、実績に伴いまして上方修正するものでございます。なお、この寄附金に伴います返礼品につきましては、委託料の予算の範囲内で支出可能と見込んでおりますので、合わせてお願いをいたします。

おめくりいただきまして、21ページでございます。

20款繰入金であります。2項5目学校施設整備基金繰入金3億275万円でございます。これは国庫、起債分を除く繰入れ、これを見込んでおります。それから13目の新型コロナウイルス感染の関係920万円、これにつきましても新型コロナウイルス感染の緊急対策の繰入金ということで920万円、これを見込んでおるものでございます。

次の22ページ諸収入、こちらは御覧をいただきまして23ページ、23款村債でございます。1項6目農林水産業費、これにつきましては210万円でございますが、味工房のLED化分の210万円、8目の土木につきましては、これは350万円でございますが、庁舎ほかのLED化の分、公共施設等適正管理推進事業債の分でございます。5節の河川事業債につきましては、先ほど申しました黒川・北沢川の改修の関係の減額の1,300万円、9目の消防債430万円の減につきましては、学校給食センター、これは防災倉庫の関係の減額の事業債の分、また10目の教育費につきましては、先ほど来の6,170万円の学校教育施設の関係、南部小の改築事業の精査の結果ということで補助裏の対象とならないものもありますが、こうしたものの関連費用、あるいは一般単独事業債の分は村民センターLED化、あるいは南部小につきましては雨水排水対策の分、こういったものを計上しております。

3項の10目教育債につきましては、1億1,130万円、追加分の学校教育施設等の整備事業債ということで御理解をお願いいたします。

6ページにお戻りいただきまして、先ほど来、村長挨拶にありましたが、ここは事業費の補正、これを御覧いただきまして、ここは学校給食センター年総額は変わっておりません。10億3,000万円。ただ、令和4年度と令和5年度それぞれ財源を調整して組み替えておりますので、ここら辺はお目通しをいただきまして、7ページになりますが、繰越明許であります。

追加といたしまして、4事業掲載があります。役場庁舎LED化、それから村道1098号線道路改良、また一番下の村公民館トイレにつきましては、それぞれ資機材、こういったものの納入の見込みが立たない部分がありまして、工期内には事業は困難だということで繰越しをさせていただいております。また、三つ目の学校給食センターにつきましては、現在の学校給食センターの改修方法、この決定に不測の日数を要しておりましたので、この部分の事業費、いわゆる今回の補正額の5億3,160万円と令和5年度と令和4年度の差し引きの分といった数字調整で、3,290万円の繰越金額とさせていただいております。

それから、次の8ページの第4表の地方債の補正でございます。

追加として3事業、変更として4事業、これにつきましてもお目通しをいただきまして、充当率それから交付税措置率についてはそれぞれ100%、90%、あるいは措置率は40.5%から70%、こういったものがありますので、またお目通しをお願いをいたします。

すみません、駆け足になりましたが、以上で私からの議案第8号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

一つ、43ページの保健師が手当できなかったということであります。現在、何名でどのような体制でやっているのかをお聞きします。

53ページの住宅管理のブロック塀撤去の不用と、それから耐震診断業務委託の不用が出ております。令和4年度で何件ずつが利用されたのかということと、ブロック塀撤去については、今までの合計どのくらいできたのかっていうのが分かったら教えていただきたいと思えます。

議長（百瀬 輝和） 伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤 千登世） 43ページの保健師に関する御質問にお答えいたします。

保健師ですけれども、健康推進係のほうに正規職員が6名おりまして、それ以外に会計年度任用職員が長期の方がお一人、あと国保会計のほうでお一人お願いをしております。そのほか、日々雇用の方もお願いしておりますので、ワクチン接種等もあってお互いに協力し合って実施をしたということで、それで足りないところは日々雇用の方などで今年度は対応してまいりました。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） まず、耐震診断の件数であります、今年度につきましてはゼロ件ということになっております。それからブロック塀の総件数ということでもありますけれども、すみません、ちょっと今手持ちの資料がありませんもんですから、また後で報告させていただきますと思います。よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑ございますか。

4番、登内議員。

4番（登内 瑞貴） 4番、登内です。

幾つかの事業で採用が不調に終わっているようにお見受けしますが、その事業とその影響についてお聞かせください。

議長（百瀬 輝和） 高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） では、私からは空き家対策に関する集落支援員の採用についてお答え申し上げます。

先ほど財務課長からも説明がありましたとおり、当初のところでは集落支援員の採用を予定しておりましたが、地域おこし協力隊で空き家を担当している隊員がいますので、そちらとの兼ね合いの中で、今回は採用せずとも空き家対策を進めていけるということで、採用を見送った経過でございます。

影響ということですが、そういったわけで協力体制ができましたので、大きな影響はなかったかと存じます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） 私のほうからは、48ページの会計年度任用職員の松くい虫の被害

監視員の関係で御説明させていただきたいと思います。

昨年度まで2名体制で行ってございましたけれども、今年度高齢の関係でできないということで募集をかけたところ、募集がありませんでした。この業務ですけども、村内の関係を回って、松くい虫被害の関係を場所的に確認していくというものです。今年度につきましては、地域おこし協力隊また職員の関係で、ある程度回る中で確認をしていったところでありまして、細かい内部のほうまでは確認できなかったというところが今後の課題となります。来年度も募集等をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 清水教育次長。

教育次長（清水 勝宏） 教育委員会の関係でございます。

会計年度任用職員の関係で、特別支援員それから介助員、それから給食センターの調理員といったところで人材の募集は申しあげましたわけでございますけれども、なかなか採用にまで募集が追いつきません状況がございました。その中で人員配置ですとか、特別支援員の関係につきましてもクラス割り振り等、それから日々雇用の関係の職員の皆さんにも御協力をいただいて、今年度については、それぞれの支援が必要な方についても特別支援員を配分する中で、実施をしてきたというような状況でございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

2番、山崎議員。

2番（山崎 文直） 2番、山崎です。

54ページの0910消防施設整備事業で、18の負担金、補助及び交付金ってこれ金額は少ないんですけども、消防屯所が先般盗難等に遭って、その後ランプとかそういうものを設置をするという話は聞いていますけど、これをそういう対策事業を十分やった上でこれだけ不用になったという、そういう解釈でよろしいのかです。

議長（百瀬 輝和） 伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） こちらにつきましては防災カメラ、そういったものにつきましては、今回屯所につきましては村のほうで設置するというので、工事費等でいただいております。この補助金に関しましては、もう既にそれぞれの地区もしくは分団で設置をしてあったところがございます、沢尻と南原になりますけれども、そちらのほうに村で設置する費用、1か所に対して設置する費用を上限として補助金をお出しするような形としました。その関係の差額分ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

8番、唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 8番、唐澤です。

47ページの0611、02の新規就農者育成総合対策事業補助金不用額ということですが、現状は何人いて、何人分の不用額なのかをお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） それでは、唐澤議員の御質問にお答えします。

0611の新規就農の関係ですけども、当初1名のほうを予定しておったんですけども、令和

5年度へ移すという形であります。全体の人数もですかね。全体の人数につきましては、すみません、手持ち資料のほうは今ありませんので、後ほど御回答させていただきます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

5番、笹沼議員。

5番（笹沼 美保） すみません、34ページですけれども、0301の19の扶助費です。福祉灯油券代不用額のところになります。前年度に比べて対象者が減っているのか、もしくは対象者に対して申請率が減っているのか、ちょっとその辺りお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） 笹沼議員の福祉灯油券に関する御質問にお答えします。

令和4年度福祉灯油券については、灯油はもとよりほかのガソリン等の燃料に使えることに変更しまして、例年よりも予算を多く確保してございました。その結果、現時点では454人の申請がありました。令和3年度末では396名でしたので、現時点で既に令和3年度の数字を上回ってはおりますが、当初予算の見込みはもう少し来るものと思っていたところがありましたのですが、もう2月になりますし、新たな申請は限られていると判断しまして、不用額を計上したところでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 対象者に対しての申請率って分かりますか。

議長（百瀬 輝和） 山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） 令和4年度の対象者数が644、現時点で申請者が454ですので、70.5%の申請率となっております。昨年度末は61.2%の申請率でございました。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑を終わります。

議案第9号「令和4年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第9号「令和4年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では収入確定見込みによる国県支出金の変更が主なものであり、歳出では実績見込みによる保険給付費の減額、また事業費の確定見込みによる不用額の減額が主な内容であります。

既定の歳入歳出予算の総額から1,001万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,552万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） それでは、議案第9号の細部説明を申し上げます。

予算書の6ページを御覧いただき、歳入から説明いたします。

歳入につきましては、これまでの保険料及び介護サービス給付費等の実績から、決算に近づけるための補正をするものであります。

まず、4款国庫支出金であります。1項1目の介護給付費負担金と2項1目の調整交付金は、交付決定によりそれぞれ増額するものであります。

おめくりいただきまして、7ページ5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金と8ページ6款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、変更交付により減額するものであります。

9ページからは歳出となります。

1款総務費、1項1目1301一般管理費で7節報償費ですけれども、地域密着型サービス運営委員会は包括支援センター運営協議会と兼ねて開催したことによりまして、不用額を減額するものです。12節委託料は、要支援のケアマネジメント件数が見込みより少なかったことにより減額するものです。18節負担金では、情報センター負担金の確定による増額でございます。

続いて、3項2目1315認定調査費では、課内の事務分担の変更によりまして、少ない職員数で認定調査の庶務に当たりましたので報酬手当について減額するものと、11節役務費では、主治医意見書の依頼件数の伸びにより増額するものであります。3目1318認定審査会共同設置負担金では、上伊那8市町村で共同設置しております審査会への、各市町村の負担金が確定したことによる減額であります。

続きまして、10ページ2款保険給付費、1項1目1321介護サービス等諸費であります。18節負担金で、介護サービスの利用が見込みより少なかったことにより減額するものでございます。3項1目1342審査支払手数料ですが、国保連が行う保険給付の支払件数の見込みにより、増額をお願いするものであります。4項1目1347高額介護サービス費、及びおめくりをいただきまして11ページ、1351特定入所者介護サービス等費は、実績見込みにより減額するものであります。

続きまして、12ページの5款地域支援事業費、1項1目1364介護予防・日常生活支援サービス事業費の12節委託料と18節負担金については、総合事業の利用者が予想より多かったことによる増額をお願いするもの、補助金については、総合事業サービスBを行う住民団体がなかったため減額するものであります。

2項1目1361一般介護予防事業費で、7節報償費は、訪問歯科健診の利用者が少なかったこと、18節補助金は、交流サロン等に関する補助の申請が少なかったため減額するものです。

おめくりをいただきまして13ページ、3項1目1362包括的支援事業・任意事業ですが、1節報酬と3節職員手当、8節旅費は会計年度任用職員が出産により、予定より勤務日数が少なかったことにより減額するものです。7節報償費、12節委託料、19節扶助費は、事業費の確定見込みによる減額でございます。

12ページの9款1項1目1399予備費であります。歳入歳出調整を行いまして減額をする

ものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

8番、唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 8番、唐澤です。

12ページの一般介護予防事業補助金は、現在は幾つの地域でもらっているのかお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） 令和4年度におきましては、4団体からの申請をお受けしております。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑は終わります。

議案第10号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第10号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では県からの保険給付費等交付金の増額が主なものであります。歳出では、保険給付費の増額が主なものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,191万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,398万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第10号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページを御覧いただき、歳入から主なものを説明いたします。

1款国民健康保険税でございますが、被保険者数の減少見込みにより、一般及び退職被保険者国保税を1,075万円減額するものです。

おめくりいただき、7ページの4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金でございますが、療養給付費及び高額療養費が増加したことにより、4,100万円増額をするものでございます。

次に、8ページの8款繰入金でございます。

1項1目一般会計繰入金は、村からの繰入れ分が確定し、591万4,000円増額とするものでございます。2項1目基金繰入金は、国保税の減額により税込不足分を575万円繰り入れるものでございます。

おめくりいただき、9ページからの歳出でございます。

ほとんどが決算数値に近づけるものでありますので、主なものを説明いたします。

1 款総務費の1503運営協議会事務でございますが、コロナ禍のため書面開催としたため、委員報酬等を 8 万1,000円減額するものでございます。

次に、10ページ 2 款保険給付費の1504一般被保険者療養給付事業、及び1509一般被保険者高額療養事業ですが、確定見込みにより合わせて4,100万円増額するものでございます。同じ額が先ほど歳入で説明した交付金として入ってまいりますが、いずれも主な原因としては医療費の増加によるものです。

おめくりいただき12ページ、9 款諸支出金1520一般被保険者保険税還付事務でございますが、還付金の増加見込みにより100万円増額するものです。

おめくりいただき13ページ、10款予備費でございますが、歳入歳出調整により 2 万4,000円減額するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議 長（百瀬 輝和） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議 長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第11号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第11号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では保険料の増額が主なものであります。歳出では、広域連合への納付金が増額となるものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ237万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,345万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第11号について細部説明を申し上げます。

歳入から説明をいたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料でございますが、県広域連合の当初見込みとの差により、1 目特別徴収保険料は増額、2 目普通徴収保険料は減額となり、合わせて600万6,000円の増額となります。

おめくりいただき7ページ、3 款繰入金、1 項 2 目保険基盤安定繰入金でございますが、確定見込みにより363万5,000円減額をするものでございます。

次に8ページの歳出でございます。2 款1804後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料の増額に伴い広域連合への納付金が237万1,000円増額となるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第12号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第12号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第6号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年度の事業費等が確定してまいりましたので、決算額に近づけるため所要の補正をお願いするものであります。収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を400万円増額し、支出総額を2億8,017万円とするものです。また、資本的収入及び支出では、収入の資本的収入を60万円減額して収入総額を1,394万円とし、支出の資本的支出を350万円減額して、支出総額を7,487万円とするものです。

これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、及び過年度分損益勘定留保資金で補填する額を6,093万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第12号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書6ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。1款2項2目消費税及び地方消費税の54節消費税及び地方消費税400万円の増額は、各事業が確定してきたことなどによりまして、不足する分について増額補正をお願いするものであります。

資本的収入及び支出につきまして、支出から説明をいたしますので、おめくりいただき8ページを御覧ください。

1款1項2目配水施設改良費の27節工事請負費350万円の減額につきましては、工事費の入札差金と一般会計で説明がありました南原の消火栓設置工事が減工となったことに伴いまして、受託工事費が不用となったため減額補正をするものでございます。

7ページにお戻りいただきまして、資本的収入でございます。

1款4項1目負担金の1節工事負担金ですが、先ほどの支出で申しました工事請負費の消火栓受託工事が減工となったため、負担金を60万円減額補正するものでございます。

以上、議案第12号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第13号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第13号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第6号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年度の事業費等が確定してまいりましたので、決算額に近づけるため所要の補正をお願いするものであります。資本的収入及び支出の予定額につきまして、収入の下水道事業資本的収入を320万円増額し、支出総額を4億598万8,000円とするものであります。これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億5,488万6,000円、及び当年度分損益勘定留保資金で補填する額を1億4,160万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第13号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書3ページを御覧ください。

資本的収入を説明いたします。1款1項1目企業債の1節建設改良費等の財源に充てるための企業債320万円の増額は、宅地造成に伴う下水道の本管工事業費が確定したため、企業債を増額補正をするものでございます。

以上、議案第13号の細部説明とさせていただきます。

議 長（百瀬 輝和） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第14号「令和5年度南箕輪村一般会計予算」、議案第15号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第16号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」、議案第17号「令和5年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第18号「令和5年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第19号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第14号「令和5年度南箕輪村一般会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症対策、原油価格物価高騰対策を最優先に、令和4年度の繰越事業となる学校給食センター整備をはじめ、公共施設の照明器具のLED化など、公共施設の計画的な改修・更新、計画的なインフラ整備事業、また継続して実施するワクチン接種や子ども・子育て給付金など、地域の課題をはじめ引き続き子育て支援、防災や生活など全ての面において安全・安心な村づくりを目指し、いつまでも幸せに暮らせる村を目指した予算編成といたしました。

結果、令和5年度一般会計当初予算は、昨年度に引き続き過去最大の68億円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするもので

あります。

続きまして、議案第15号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」について、提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉のさらなる向上を図るため、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画及び令和4年度決算見込みに基づき、新年度予算を編成いたしました。令和5年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対し2.2%減の10億3,310万円とします。地方自治法96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第16号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」について、提案理由を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計であります。令和4年度の決算見込みを勘案した上で、令和5年度は保険税率を据え置きといたしました。引き続き、特定健診・保健指導の更なる充実を図り、医療費の抑制と国民健康保険税の徴収率向上に努めてまいります。

令和5年度の歳入歳出予算額につきましては、前年度当初予算に対し1.7%増の12億4,645万7,000円とするものであります。地方自治法96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第17号「令和5年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」について、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営主体は長野県後期高齢者医療広域連合となり、村は保険料の収納や後期高齢者医療広域連合への保険料納付が主な内容となっております。令和5年度の歳入歳出予算総額につきましては、前年度当初予算に対して5.0%増の1億6,038万4,000円とするものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第18号「令和5年度南箕輪村水道事業会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和5年度水道事業会計予算編成に当たり、基本的な方針につきましては、従来どおり安全で良質な水の安定供給と快適な居住空間の確保を目的に、経常的な水道施設の維持管理をはじめ、継続的に必要な建設事業費を計上しております。収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を2億8,835万8,000円、支出額を2億7,769万4,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では収入額を776万円、支出額を3,585万8,000と定めるものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,809万8,000円は、当年度消費税資本的収支調整額205万6,000円、過年度損益勘定留保資金2,604万2,000円で補填するものであります。

以上、地方公営企業法第2条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第19号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和5年度の下水道事業の予算編成に当たり、基本的な方針につきましては、快適な居住空間の確保を目的に、公共下水道への接続の推進、浄化センターの長寿命化、また事業経営の健全化と効率化を図ることとして、経常的な下水道施設の維持管理をはじめ、国庫補助事

業等継続的に必要な建設事業費を計上しております。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額及び支出額をそれぞれ5億7,157万8,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額を3億9,047万1,000円、支出額を5億769万4,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億1,722万3,000円は、当年度消費税資本的収支調整額341万9,000円、過年度損益勘定留保資金6,901万8,000円、当年度損益勘定留保資金4,478万6,000円で補填するものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

各会計予算の細部につきましては、予算審査の中で担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第19号につきましては、質疑を省略して議員10人全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号から議案第19号は、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、それに付託し審査することと決定しました。

お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算特別委員会の正副委員長には、申し合わせにより委員長に総務経済常任委員長、副委員長には総務経済常任副委員長が就くことが決定されておりますので、委員会での互選を省略して議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

予算特別委員会委員長には唐澤由江議員、副委員長には原源次議員を指名します。

日程第8、議案の上程を行います。

発委第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、趣旨説明及び細部説明を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 発委第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」について、趣旨説明及び細部説明を申し上げます。

本案は、本定例会に提出されております南箕輪村課設置条例の一部改正に伴い、議会委員会条例第2条の常任委員会の所管を変更するものです。また、広報委員会を新たに設置し、それに伴い所要の改正を行うものです。

それでは、議案2ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第1号総務経済常任委員会の所管のうち、カの産業課の所管に関する事項の次に、キとして観光森林課の所管に関する事項を加え、建設水道課の所管に関する事項以降を繰り下げます。第3条の4として、広報委員会の設置等を加えます。それに伴い、第5条第2項、第4項、第5項、第6条第1項、第10条第2項に広報委員会を加え、文言の改正を行います。

1 ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行といたします。ただし、第2条の改正規定は令和5年4月1日から施行といたします。経過措置として、この条例による改正後の第3条の4、第5条、第6条及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される選挙により選出された議員の任期の初日から適用することとします。

以上、趣旨説明及び細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 発委第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発委第2号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」を議題とします。

本案について、趣旨説明及び細部説明を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 発委第2号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」について、趣旨説明及び細部説明を申し上げます。

こちらも広報委員会の設置に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、議案2ページの新旧対照表を御覧ください。

目次に広報委員会を加え、第123条の2として広報委員会の設置を加えます。

1 ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行といたします。経過措置として、この規則による改正後の南箕輪村議会会議規則の規定は、この規則の施行の日以後、初めてその期日を告示される選挙により選出された議員の任期の初日から適用することとします。

以上、趣旨説明及び細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 発委第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発委第3号「南箕輪村議会の個人情報の保護に関する条例」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 発委第3号「南箕輪村議会の個人情報の保護に関する条例」の趣旨説明を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報保護に関する制度について、新たに条例を制定する必要性が生じたことから提案するものです。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

細部につきましては、議会事務局長から説明申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

松澤議会事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） それでは、発委第3号の細部説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第1章は、総則として第1条では目的を、第2条では定義を、3ページの第3条では議会の責務を定めるものです。

第2章は個人情報等の取扱いとして、第4条では個人情報の保有の制限等を、4ページの第5条では利用目的の明示を、第6条では不適切な利用の禁止を、第7条では適切な取得を、第8条では正確性の確保を、第9条では安全管理措置を、第10条では従事者の義務を、5ページの第11条では漏えい等の通知を、第12条では利用者の利用及び提供の制限を、7ページの第13条では、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置請求を、第14条では、個人関連情報の提供を受ける者に対する知る請求を、第15条では仮名加工情報の取扱いに関する義務を、8ページの第16条では匿名加工情報の取扱いに関する義務を定めるものです。

第3章は個人情報ファイルとして、第17条では個人情報ファイル簿の作成及び公表を定めます。

9ページの第4章は、開示、訂正及び利用停止とし、第1節の開示は第18条では開示請求権を、10ページの第19条では開示請求の手続を、第20条では保有個人情報の開示義務を、12ページの第21条では部分開示を、第22条では裁量的開示を、第23条では保有個人情報保護の存否に対する情報を、第24条では、開示請求に対する措置を、13ページの第25条では開示決定等の期限を、第26条では開示決定等の期限の特例を、第27条では、第三者に対する意見書提出の機会の付与等を、14ページの第28条では開示の実施を、第29条では他の法令に開示の実施との調整を、15ページの第30条では、開示請求の手数料を定めるものになります。

第2節の訂正は、第31条では訂正請求権を、第32条では訂正請求権の手続を、16ページの第33条では、保有個人情報の訂正義務を、第34条では訂正請求に対する措置を、第35条では訂正決定等の期限を、第36条では訂正決定等の期限の特例を、第37条では保有個人情報の提供先への通知を定めております。

第3節の利用停止は、第38条では利用停止請求権を、17ページの第39条では利用停止請求の手続を、第40条では保有個人情報の利用停止義務を、18ページの第41条では利用停止請求に対する措置を、第42条では利用停止の期限を、第43条では利用停止決定等の期限の特例を定めているものです。

第4節の審査請求は、第44条では審理員による審理手続に関する規定の適用除外を、第45条では審査会への諮問を、19ページの第46条では、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等を定めるものになっております。

第5章は雑則として、第47条では適用除外を、20ページの第48条では開示請求等をしようとするものに対する情報の提供等を、第49条では個人情報等の取扱いに関する苦情処理を、第50条では個人情報の適切な取扱いの確保を、第50条では施行状況の公表を、第52条では委任を定めるものになっております。

第6章は、罰則として第53条から第57条を定めるものとなっております。

附則としまして、施行の日は令和5年4月1日からとなります。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 発委第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前11時52分

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 5 年 3 月 9 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 一般質問 (質問順位第 1 番から)

9 番	三 澤 澄 子
2 番	山 崎 文 直
7 番	加 藤 泰 久
1 番	丸 山 豊
10 番	百 瀬 輝 和
4 番	登 内 瑞 貴

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	10番	百瀬	輝和
5番	笹沼	美保			

○欠席議員

9番 三澤 澄子

○説明のため出席した者

村長	藤城 栄文	健康福祉課長	伊藤 千登世
副村長	田中 俊彦	地域包括支援センター長	山崎 一
教育長	清水 閣成	子育て支援課長	武井 香織
総務課長	伊藤 弘美	産業課長	有賀 仁志
地域づくり推進課長	高橋 里江	建設水道課長	武井 厚
特命担当室長	原 和子	教育次長	清水 勝宏
会計管理者	城取 晴美	代表監査委員	加藤 篤
財務課長	藤澤 隆	農業委員会長	高木 繁雄
住民環境課長	清水 恵子		

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤 さゆり
議会事務局次長	宮澤 文敏

会議のてんまつ

令和5年3月9日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

会議に入る前に御報告いたします。9番、三澤澄子議員から欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようにお願いします。件名ごとに、それぞれの的確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

質問順位1番、三澤澄子議員は本日欠席ですので、会議規則第59条第4項の規定に基づき、通告の効力は失われましたので、三澤議員の一般質問は行いません。

2番、山崎文直議員。

2番（山崎 文直） おはようございます。1番になりました、2番議員山崎文直です。質問に移ります。

本日は、2項目について質問をしたいと思います。

1項目めは、農業に対する施策でございます。毎年3月議会を迎えると、東日本大震災の当時のことを思い出すものです。12年前の3月11日、自宅でいたところ地震に遭いました。その後、東日本へ何回か調査で行ったことを覚えております。その時点で残念に思ったのは、広大な農地の荒れた姿でした。特に驚いたのは、津波の被害だけでなく放射能汚染により内陸のところまで汚染をされ、耕作不能になり放置された農地の姿でした。双葉町の牛小屋には、12年たった今でも死んだ牛の骨がそのまま残っているというところもあるそうです。農地を維持することは農産物生産のためでなく、その地域の美しい景観を保持するという点からも重要なことだと思います。

この意味も込めながら、1番目の質問をします。今後の農業についてであります。

農政としての観点から、村長に質問をするものであります。よろしく願いをいたします。

1項目めは、西天竜地帯の大泉川南圃場整備地区があります。その整備地区年数がたっておりますけど、ここに対する評価の点です。この圃場整備地区は、大きな面積では1ヘクタールを超える区画もありますし、優良農地の集積化としては現状西天竜地区の10アール規模の10倍もある区画もあります。近年では、りんどう中心の花弁と水田の輪作、近隣の酪農家の大型機械での牧草の刈り取りなどの作業も可能になってきています。規模の大きい面積になったことで可能になった、新しいスタイルの農業形態かというふうにも考えております。今後の農業政策の非常に参考になるのではないかとということでもあります。

この圃場整備が終わって現時点までのところで、事業の評価について村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号2番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

農業に対する施策についての中で、まずは農地の集積化に当たり、大泉川南圃場整備地区の評価はという御質問であります。

農地の集積・集約化を行い、効率的な農業を実現する一つの手段として圃場の区画整備があります。村では、近年におきましては、議員のお示しの大泉川南地区と久保地区で実施してきた経緯がございます。大泉川南地区は、平成9年に西天再圃場整備事業の要望が出されたことをきっかけに、事業名を圃場整備担い手育成型、地区名を大泉川南地区として県により平成11年から事業予算化されまして、平成18年に竣工をいたしました。整備された面積はトータルで38.8ヘクタールとなっております。

さて、圃場整備の評価であります。整備により大型機械の使用が可能となり、また機械の効率的な運用にもつながっております。また、パイプライン化により水利用が効率化され、水管理の省力化も実現をしております。そして、農地の集積化により労働生産性が向上しております。また、生産可能な作物・品種も増加しまして、適正な土地利用につながっていると感じております。

その結果、現在におきまして大泉川南の西天竜水田地区においては、稲作とともに小麦・大豆・そば・アスパラガス・スイートコーン・白ネギ・ブロッコリー・花卉などの転作作物が複合的に栽培されておきまして、この部分は高く評価できる面であります。

金銭面であります。工事事業関係の総額は7億3,000万円でありまして、当時の費用負担であります。国が50%、県が27.5%、村が11.25%、そして地元が11.25%となっております。関係した戸数につきましては179戸となっております。村も含めて地元で1億円以上負担をしておりますので、この部分を将来にわたって回収していかねばならない、投資であります。この部分の評価については、現状ではまだ15年ほどしかたっておりませんので、今後もう少し先になってからの評価であると考えております。

なお、令和4年の人・農地プランにおきましては、農振地域全体の集積率は53.61%となっており、詳しく述べますと水田が61%、畑作が地区によって33%から48%の集積率となっているのが現状であります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2番（山崎 文直） 12年たった現状の中で、まだかけた金額等の問題もある、そういうことで、この評価としてはまだ完結したわけではないというふうな答弁というふうな受け止めておりますけれども、事業実施で現段階での金額のことはとりあえず抜きにして、現状としての水のことだとか風景のことだとか、そういうことについては、もう少し考えはどんなふうだかお聞きしたいなというふうに思いますが。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） やはり、村の大きな村道の左右に広がる農地がああいった適正に整備されているというところは非常に眺望の面でもプラスでありますし、あの道は村の大き

な地域資源であります大芝高原にもつながる道でありまして、大芝高原から降りてきたときに奥に南アルプスの眺望と田園の風景が非常に親和しておりますので、そういった眺望の面におきまして非常に高い効果があったというところは感じておるところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 確かに、この大芝高原から下ってきて東を眺めるときのこの眺望のすばらしさは、この上伊那随一かなというふうにも考えております。こういった景観を守りながら、農業の発展も考えていく必要があるのかなというふうに思います。

2項目めの質問です。まっくんファームに関連してであります。

この今言った大泉川南圃場整備地区においても、まっくんファームの皆さんも大きな活躍をされております。まっくんファームは農作業受託などで、この村全体で大きな役割を担っております。しかし、この水田農業を中心としてですか、どうしても忙しいとき、春先の代かきだとか田植え、それから秋の収穫作業、同時に大豆やそばの収穫作業も同じ時期に重なるという部分でいくと、忙しいときは大変忙しいですが、冬みたいなどころになって意外と暇になってしまうというような特性もあります。

私は、従来からこのまっくんファームの存在も若者が年間農業関係に従事する、働ける職場として期待をしているところではありますけれども、どうしてもそういう意味では不安定な部分もあります。まっくんファームの今の運営の皆さんも高齢化しつつあります。そういう点で、これからも若者がその後を引き継いでいけるような、安定して働ける場にするためにも、今後行政側としても検討することが必要になるのではないかなというふうに思っております。

そういう点で、現段階での今後のことを考える、いろんな組織やその組織による検討する機会、こういうものも重要なことになってくるのではないかなというふうに思いますので、この辺についての展望等、考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2項目めといたしましてまっくんファームは、若者が年間働ける職場としては不安定であり、検討する機会や組織の考え方についてを御質問いただいているところでもあります。

議員おっしゃられるとおり、若者が農業の分野で安定した雇用というところは非常に重要な視点であります。まっくんファームに限らず、作物や穀物の栽培など土地を利用する農業の場合は、季節によって農作業量の負担に大きな隔りがあるため、年間働ける職場としては一般的に不安定となっているのが全国的な状況でございます。

若者の雇用におきましては、培った農業知識やノウハウ、技術を生かしていただいて、村内企業や取引先企業との連携による農閑期のみのお出向など、今後の担い手全般でこういったところは検討を行う必要があると感じておるところであります。私の同い年の下伊那のとある町長は果実を育てていらっしゃいますが、町長になる前は冬の期間は高速道路の除雪をしていたと、そういった苦労話を聞いたこともございます。

検討する機会や組織の考え方ではありますが、農業関係、JA、県支援センター、農業共済など、そういった農業に関係する方々と意見を聞く場を今後は設けてまいりたいと考えています。

また、今回の件には直接関連はございませんが、私は熟年者が農作業に従事していただくことは、健康づくりや生きがいづくりにつながり、幸せな生活を送る事にもつながると考えておりますので、こういったあまり若者の雇用が熟年者のモチベーション低下につながらない、そういったところは配慮して進めていきたいという思いがあります。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 熟年者の方の働く体制も大事かなというふうに思いますけど、将来を見てこの若者がまっくんファームを引き継いでいけるような、そういう体制を行政としても考えていく必要があるなということを考えながら、いろんなところで検討する必要があると思いますけど、そんな組織的な検討をする機会、そういうのは今後の考えとしてあるのかどうかというのを再度お聞きしたいと思いますが。

議長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） 山崎議員の今後の検討する組織・機会ということですが、南箕輪村のほうで今村長の答弁にありましたJA、また共済の関係、県の支援センター、その方たちが入っております南箕輪村の再生協議会というものがあります。その中で幹事会というものがありますので、そういったところの中で検討、また話し合いのほうを進めて、さらに上につなげていくような形でできればかなと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 新たに組織をつくるということではなくて、今ある再生協議会の組織を中心としながら今後も育成に関わっていくというような解釈をしたいと思います。

それでは、3番目の質問です。家族農業等、集約農業地域の関係性についてです。

村の農業地帯を分けると、天竜川沿いにある伊那土地改良区はこの農業地域、中段の西天竜地域、上段には、西天竜の西側には西部南箕輪土地改良区という三つの土地改良区が存在をして、それぞれ活動をしているところであります。そういう意味では、この南箕輪も面積的には少ないんですけども、先輩の努力によって土地改良区三つが存在をし、従来から農業発展のために活躍してきたなということを改めて思うところでありますけども、今後の農業を考えたときに従来日本でいう家族、個人の家で中心となって進めていく家族農業を中心とする部分が多く存在してきましたけれども、先ほどの圃場整備地区のような集約化して大型機械でできるような集約農業地域というのも出現をしております。

今後、この家族農業地域、集約農業地域を区分けして進めるという考えもできるのではないかなと。天竜川沿いのところについては工場地帯も増えてきております。大きな圃場としてこれから農業をしていくっていうのは、非常に困難ではないかなというふうに思います。そういう意味では、従来の家族農業地域を進めるとして圃場整備、そういうところにつきましては集約農業に力を入れていく、そういうことも可能ではないかなという考えを持っているところでありますけれども、現状での村側としての考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 家族農業を維持できる地域と集約農業地域を区分けしてはという

御提案であります。

議員と同様の考え、これを国が持っておりまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律によりまして、人・農地などの関連施策の見直しが行われました。この中では、市町村は区域ごとに協議会を設け農業の将来の姿について話し合いを行い、現在の人・農地プランから地域農業の将来計画である地域計画を令和6年度までに策定するという方針が示されたところであります。

この計画では、10年後の地域農業の在り方、地域でどのような農業を目指すのかを決定していく重要な方針であります。そういった全体的な方針は示されたところでありますが、現場での作業となりますとかなり大変なものとなってまいります。農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、今後10年間で誰がどのように農地を使ってどういった農業を進めていくのかを、地区の話し合いに基づきまとめていかななくてはなりません。村では、来年度から2年間をかけまして、この計画に合わせて将来の農地利用を明確化した目標地図を策定していく予定であります。

この中で、議員から御提案のありました家族農業を維持する農地、担い手や農地集積を行う農地、そういったゾーニングを行っていく形となります。ぜひ、議員も地元地区での開催においては先頭に立っていただき、御協力をお願いできればと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 令和5年度から2年間の目標地図というので、前向きな姿勢に対して共感するところであります。私も何年か圃場整備の地区、それから現在もこの景観組織のところでお手伝いをさせていただいています。そういった意味でも、これからもこの村の美しい景観を守りながら豊かな農業を進めていくということに対して、協力できるところはしていきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

4番目の質問項目です。

ということで質問をしてきたわけですが、現状ではこの大泉川南地区と久保の地区で一番最近の土地改良事業が行われてまいりました。しかしながら、そのほかの西天竜区域は、いまだに基本的には10アールの土地が進んでいるところであります。そういう意味で、今後もう少し大型化するかというような観点からすると、この地域、これからどうするんだということも考えられます。

ただ、全体的に見て高齢化してくるときに、今さら大きな面積を確保してやるかどうかという部分の考え方も難しい点多々あるかと思っておりますけれども、この圃場整備されたところの大区画による作物の多角化、通水の安定、そういうことを考えると、これもまだまだ考える余地があるのかなというふうに思います。

そういう点で、他地区での再圃場整備というのの部分地元から声を待っているということだとなかなか進まないというふうに思いますので、行政側として誘導するというのも重要というか考えられるのではないかと思います。この辺について先ほどのいろんな村の農業組織もございます。そういうところの現状での見込みというか、こういうものがあるのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今後、ほかに圃場整備を進める考えはあるのかという御質問であ

ります。

先ほど評価を述べました大泉川南圃場整備事業、こちらは地元の農業団体から要望があって、それをきっかけに動き出した事業であるとお聞きをしております。私は決して後ろ向きな思いは持っておりませんが、やはりまずは地元からの要望があってからというところで考えておるところであります。

幾つかやはり条件がいろいろありまして、圃場整備につきましては、農地中間管理機構を通して一定規模の担い手への農地集積・集約化を図ることが条件でありまして、規模を拡大するに当たり、担い手となる農業者、出し手となる農業者、それぞれの理解を得ることがまず大前提となっております。農業者の理解やまた土地所有者の同意を得るに当たり、土地の組み替えに際して土地所有者間で不平不満が起こることは容易に想像できますし、負担した分を将来にわたって回収できるか不明であるといった、収入に見合わないコストとなってしまうおそれもあります。

大泉川南圃場整備につきましては、村では独立した部署により推進をしております。これから村では、先に回答させていただきました地域農業の将来計画、地域計画を2年間かけて令和6年度までで策定することとなっております。農業委員会、農政関係、耕地関係部署はこの地域計画策定に当たり、多くの農家・農業団体の皆様と協議を要するという状況になっております。

そういった話し合いが少しホットになるような状況でありますので、再圃場整備を進めることについては、農家をはじめ農業関係者間と話し合いながら、丁寧に考えていくことが必要であると考えております。

また、土地改良事業であれば土地所有者の3分の2以上の同意があれば実施可能となっておりますが、県営のこういった圃場整備の場合は、実際としては99%の同意が求められるのが必要とお聞きしておりますので、そういったところをクリアしていけばかなり労力がかかってくると思いますが、決して無理なことではないと思っているところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 実際に事業が始まるという部分に向けては、いろいろクリアをしなければならぬ問題も出てくると思います。大泉川のところも、当時ちょうど権兵衛トンネルの残土の処理ができる場所もあるということもあって、進んできたという一つの経過もあるかというふうに思います。そういう意味で、じゃあ今後ほかのところにこの低いところ高いところを均一化にするために例えばほかから土砂を持ってきてやるとか、そういうことのある状況があるのかどうかということはまた考えなければならないというふうに思いますけれども、あくまでこの行政側も少し誘導を図りながら、地元がそういう気持ちになっていくようなそういう機会を今後も設けていただいて、できることならその可能性に向かって進んでいってもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ということで、1項目めの農業に対する施策の関係についてはこれで終わりたいというふうに思います。

それから、2項目めの質問であります。

先生の性犯罪防止に向けてということで、先日の新聞報道を見ていまして、国ではこの4月にこども家庭庁というのを発足するというところであります。こども家庭庁は、従来はこの

教育の部分では教育委員会、あとその行く前の保育の問題、それから地域の中であるホームスクール、そういうような問題も総合的に対処できるような事業を行っていくというふうに解釈をしているところでもあります。

そのこども家庭庁では、子供に接する職に就こうとする人ですね、その前に、その人の性犯罪歴を確認する仕組みを導入をしようと検討をしているということが報じられました。残念ながら、この時々新聞報道等を見ても先生による性犯罪が起きたということが報じられまして、残念な部分が現状です。こういうのは、信頼していた先生から性犯罪を受けたそういうものが、その人の、子供の将来の成長に非常に悪影響を及ぼすというのが間違いないというふうに思います。

そこで、現場の中で十分に対策を取るということが大事かなとこういうふうに思いますので、その点でこれからこども家庭庁も具体的に始まったことですからその辺の細かいことは分かりませんが、現状で本村では今までどのような対策が行われて、今後の方針について現段階でのお考え等をお聞きしたいなというふうに思います。

議 長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 山崎文直議員、先生の性犯罪防止に向けてという御質問でございます。こども家庭庁が4月から動き出す、それに関連してでございます。

残念ながらいいましょうか、県内においても報道で御存じのように、あるいは今議員お話しされましたけれども、非違行為がございます。昨年10月あるいは8月ぐらいにありましたけれども、県教委としても重大なこととして市町村教委連絡会、それから校長会でも指示・伝達がありまして、今に至っております。

例えば、市町村教委連絡会でございますが、これは教育長、それから職務代理者さんが各市町村出て郡内8市町村で構成される、それから県の主幹指導主事が来てあるいは課長も同席の上、市町村教委連絡会ですので、校長会への指示等々を承知していくというのが基本にあると思います。

そこで、情報を共有しながらでございますけれども、例えば9月末の市町村教委連絡会では、非違行為根絶に向けてということで、令和4年4月1日に施行されました教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律に関する理解をしっかりと深めろと、そういうことが県のほうから出されています。それに伴いながら、校内研修をしっかりとやっ行ってこう。具体的に申し上げますと、研修を今までしているからここでとどまっている、そういうような認識を持つ必要があるとか、あるいは計画的な研修の積み重ねっていうのをうんと大事にししながら、行為を踏みとどらせる取組の継続をしていこう、それからやはり気兼ねなく語り合える職場、風通しのよい職場づくりをしていこう、こういうふうなことを、教育委員会それから校長会でも共有しているところでございます。

具体的なところでございますけれども、校内研修、各学校、村内ですと3校で当然ながら行われております。性暴力・性被害は本当に許されるものではない、子供を守ることの大切さを再確認してきております。懲戒処分の指針の読み合わせや県教委からの先ほど申し上げました法律に関わる研修資料、文科省のほうから17分程度の動画も配信されて、自分たちも見ることができますが、それを全職員で視聴、ミニ研修会的なものも重ねたりということでございます。

また、性暴力・性被害の事例の紹介、そのような行為を起こさないことの確認、それから性に関する自己チェックシートというものがあって、これは個人はかなりプライベートといえましょうか個人情報なので提出は求めないですけれども、本人が自分をどう見ていくかそこを大事にしていく、そんなようなチェックシートの活用、それから日報と申しまして、先生方に校長・教頭あるいは教務主任が連絡を含めて伝えていく日報という文書があるんですけど、その裏面を活用してヒヤリハットの事例や情報等を読み物資料として配布等々、それから職員会議等で校長より事例を紹介しながら、非行為防止の指導を研修会の形で実施する。今、ワークショップあるいはロールプレイ的なことも取り入れたりとか、そんな研修もなされてきています。

また、子供との関係の中で個別指導という場も出てくるんですけれども、密室で子供と一対一の状況にならないように、それからよく小学校低学年のお子さんをだっこか膝だっことか、そういうのも当然ながら難しいというか、それNGだよねっていうそういうふうな認識も改めて持つというようなこと、いろいろ先生方同士でそれを確認しながらということで、話し合いあるいは研修を進めてきております。

マナー化や後ろ向き、形式的あるいは否定的な捉えにならないように努めている、それから自分・家族・他者等に様々な影響があることについて認識を新たにするとともに、自分も起こさないようにすることは当たり前なだけけれども、そうさせない環境づくり、よく学校の中では同僚性という言葉を使いますが、仲間の中で先ほどのように風通しのよい中でお互いに良い職場づくり、それが非行防止につながる、そういうふうな認識で研修等を重ねております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 現状でもこの各村の教育委員会をはじめとして、各学校間の中でもいろんな取組がされているということを改めて確認させていただきました。非常に一度犯罪が起きれば一生問題にも関わってきますので、そういう点でもぜひ力を入れた取組をお願いをしたいなというふうに思います。

急で申し訳ないんですが、教育長への答弁ということでお願いしたわけですけども、保育所等も抱える村側としても現状の取組等が、もし話を聞かさせていただければと思うんですが。

議長（百瀬 輝和） 武井子育て支援課長。

子育て支援課長（武井 香織） 保育園での取組ですけども、全国的に問題となりました園児への虐待、保育士からの虐待行為がございまして、くれぐれもそういうことのないようにという園長を通じて保育士への通達と、先ほど教育長もお話をされていましたが、何でも話し合える職場づくりについて徹底していただくようにお話をしております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 確かに学校にしる保育所にしろ、幾人の方がその仕事に携わっているわけです。今も、教育長からも武井課長からも話があった、職場の中でいろんな話し合える雰囲気というのが非常に大事ななというふうに特に思いますので、ぜひこれからもその点にも力を入れていただけて進めていただきたいなというふうにお願いをしまして、本日の

私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これで、2番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから、10時まで休憩といたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時59分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、加藤泰久議員。

7番（加藤 泰久） 7番、加藤泰久です。通告どおり、2件について質問をいたします。

質問に先立ちまして、私はマスクをしていると音声の不鮮明になりますので、マスクを外しての質問の許可を議長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 質問のときのみマスクを外していただいて結構です。

7番（加藤 泰久） はい、ありがとうございます。

桜の花の便りも聞かれる季節となりました。また、コロナ感染者も減少傾向にあり、行事・イベント等も通常に戻りつつありまして、通常の生活に戻ることが望まれるところであります。

それでは質問に入りますが、1番の移住者が村民の72%と記載されておりますが、記載ミスで私のミスでありますので、73.3%と訂正をお願いしたいところであります。

1番の移住者が村民の73.3%と聞きますが、これについて質問をいたします。

移住者が村民の73.3%と村長からお聞きし、来た文書の中でも見ておりますが、非常に驚きを感じたところであります。単純に考えますと、村民10人に7人が移住者であると捉えられます。村民の1万6,000人を分母とすると、1万6,000人分の移住者イコール73.3%という数式になるわけでございまして、分子の移住者は、73.3%は1万1,728人という計算になります。人口の1万6,000人からこの数を引きますと、分子は4,272人とこのようになるわけであります。

人口が増加したことは移住者が増加したことが一因となっておりますが、移住者が家を建て定住して村民となっているわけでありまして。子供が生まれ出生届を出し、保育園・小学校・中学校等の村の施設に通いながら村民となっているわけでありまして。それで、73.3%の数字についての違和感を感じるところであります。

そうした中で、移住の定義がちょっと分からないところでありますが、移住というと多くの国民、ヨーロッパまたアフリカからの移民の多い国アメリカ合衆国を想像し、また移住者の多い大都会を想像し、移住者が73.3%の村というイメージとしては、村のイメージダウンにつながるかと思われまして。村長も移住してきて、この村に家を建て定住し村民になったわけでありまして、ここで示されております73.3%という数字の根拠を質問をいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号7番、加藤議員の質問にお答えをいたします。

村長就任2年がたって、まずは移住者が73.3%の根拠というところで御質問をいただいております。

村外から転入してきた方の正確な数字であります。先ほど御訂正いただきました御指摘

のとおり、最新の調査では73.3%であります。覚え方といたしましては、南箕輪村の最初のみなみみを3733として、最初の3を取っていただくと733となりますので、覚えやすいのかなと思いますので、参考にしてください。

この73.3%という数字であります、村の第二次福祉計画を策定する上で実施したアンケート調査結果によるものであります。2021年9月18日から10月11日を調査実施期間といたしまして、満20歳以上で村在住の2,500名を無作為抽出で行ったものであります。回収数は1,265でありまして、率にしますと50.6%となっております。一般論といたしまして、母集団10万人の傾向を調査するには、上下5%の誤差範囲で95%の確からしさを許容するなら、400人の調査で十分とされております。今回の調査は母集団が約1万6,000、調査数は1,265であり、より正確な調査結果を示したものといえるのではないかと考えております。

実際にどのようなアンケート項目、そういったところを詳細を説明しますと、三つの項目から選ぶような形となっております。一つ目は、生まれてから南箕輪村にずっと住んでいる。二つ目が、南箕輪村生まれだが村外での居住経験がある。そして、三つ目が村外から転入してきた、この三つでありまして、そのうち最後の村外から転入してきたと回答した方の割合が73.3%となっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 73.3%の根拠は分かりましたが、村長はこのアンケートの中から出てきたということですが、この南箕輪村が長野県でも人口増加のすばらしい村であるという意味から、これを今私も73.3%の移住者っていうことを最近といいますか耳にしておりますが、これを73.3%が移住者であるという、これは村のイメージダウンにつながると思いますが、その点についてはいかがですか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） まず、南箕輪村は昭和40年代から県内でもほぼトップの人口増加率を保ってきておりまして、そういったことから、事実として移住者の方が長野県の中では多分市町村を見まわしますと、一番割合としては多いということは確かというところでありまして。

やはり今、合計特殊出生率が日本全体で見ますと2に達しておりませんので、要するに移住してきた方を獲得しなければ、その地域の人口はどんどん減っていくこととなります。そういった意味で都市部からみますと、今地方への移住希望、そういった高まりはありますが、反面、田舎の闇ですとか移住失敗ですとか、そういった濃密過ぎるコミュニティがある場所もありますので、そういったところで移住をためらっている都市部の方も多くいるというのが現状であります。

そういった中、この移住者73.3%をどうこれから村として生かしていくのが大事と思っております、村はそういったこれから来年度、再来年度にかけまして、自治会組織の見直しだとかそういった暮らしやすい新しい町会の在り方、そういったことも追及してまいります。やはり新しいコミュニティ、そういったものを追求してかつそれで移住してきた人が増えているそういった努力をしている、そういった自治体としてPRできれば、これから選ばれる自治体となる可能性がありますので、そういったところでは実際そうでありますので、それを村の特徴をうまく利用して、今後の村の発展につなげていくべきと私は思っております。

して、そういった数字については正直に皆さんにお知らせをしているところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） そうした中で、移住してきた方は移住してきたんですけれども、その中で移住してここで定住している、その生まれて南箕輪に出生届を出して村民となったその皆さんに対しても、まだ移住者の子供というようないないで、移住者ということを使っていくことは何か差別につながるような感じもするんで、今後そういう移住者という言葉は、移住してきたことは確かですよ。確かですけども、ここに家を建て南箕輪に定住して、また生まれた子供、保育園・小学校・中学校まで行っている子供で、移住者の子供ってそういうふうにやると差別的な用語になってくるような感じもしますんで、今後そういう形で使い続けますか。それをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） まず訂正をさせていただきますと、この村で生まれた子供はアンケートに答えた場合、20歳以上になった場合ですけど、県外から転入してきたわけではありませんので、この村で生まれた子供、私の子供も4人目はこの村で生まれていますけど、それは移住者という取扱いにはなりませんので、質問の前提がちょっと崩れてくるかなというところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） とにかく移住して南箕輪が日本一住みやすい、子供を育てやすい村にしようということで人口が増加してきておりますので、ぜひともその皆さんもひとつになって南箕輪をつくっていく、そういう気持ちを持っていただきたいということを願うところであります。

次に移りまして、前期2年の感想はということで、村長に就任して2年になり、1期4年の折り返し地点になるところであります。2年を顧みて、1年目は骨格予算であり前村政路線を継ぐ1年であったかと思われませんが、2年目は藤城村長カラーを出せた1年だと思われ

ます。

2年間で感じたこと、改革したこと、また反省点等についてお尋ねをいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 前期2年で通告では感想はといただいてありますが、改革したこと、反省点はという御質問であります。

新人の村長であります。様々な課題に正面から取り組み、それぞれ見通しをつけ始めることができた、そういった2年であったと思います。また、残り任期での公約達成に向けて準備を整えることができた2年、そういったところが率直な感想であります。

様々な課題に正面から取り組みと申し上げましたが、大きな課題としてはやはりコロナ対応、焼却灰、そして第三セクターの経営不振というところが挙げられます。コロナにつきましては、ワクチンの集団接種会場を新たに設けまして、接種スピードを上げました。さらに、全庁体制で取り組む体制を整えたところであります。支援事業につきましても、事業者への支援のほか住民への再配分を意識いたしまして、例えば商品券の金額も2,000円だったものを5,000円に増額し、二度実施したところであります。焼却灰につきましては、多くの住宅

の建設が進行している中での事象でありました。住民の安全・安心を脅かすという行政組織が最もやってはいけない不祥事でありましたので、こちらはまさに正面から取り組んだところでもあります。結果、多くの家族が生活を継続していただく結果となったことは何よりでありましたし、村としても同時に高額の補償費を避けることにつながっております。

また、第三セクターの経営不振、これは本当に苦しい対応でありました。就任して2か月後に理事長になった時点で自己資本がなく債務超過すれすれ、コロナで事業の先行きも見えない、職員のモチベーションも著しく低下していると三重苦の状況でありました。赤字の原因の本丸でありました大芝荘を休業し、公社の再建計画をたてまして、さらに経営体制も刷新したところであります。結果、今年度は現在のところ黒字化の見通しで動いております。職員が向いている方向も次第にそろってきたと感じております。現在、お隣の町が入浴料を400円に値下げしている中でありますが、そういった職員の努力の積み重ねにより、大芝の湯は特にお客様の戻りが顕著であります。

そんな中、また別の今申し上げた三つ以外であります。遅れていたLED、またICTの導入も進めまして、個別避難計画の策定も大変な作業であります。開始をしたところでもあります。また、そういった課題への対応だけでなく独自に行ったものとしたしましては、教育事業への投資であります。体育専科教員の導入、ICT支援員の積極的な配置など人への投資を積極的に進め、こちらは高い効果が出てきていると感じております。今後検証し、データとして公表できることも検討してまいりたいと思います。

また、自治会組織検討会の件、大芝高原の松枯れの件、大芝荘の件、大芝高原施設整備の件、公共交通の件、南箕輪村版ネウボラの件などは、次の質問の中でお答えをさせていただければと思っております。

総じて、公約としたことは急がずまた遅れず、4年間で達成できるペースで進めることができていると感じております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 旧政権の継続で過ぎた2年であって、その中で経験をなされてこれからのものにつなげていっていただきたいと思う中で、3番目の質問に移りまして、藤城カラーを出す中で、後半2年で目指す政策事業はということで質問をいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 後半の目指すこと、計画している事業はという御質問をいただいております。

まず、基本的なスタンスといたしまして、公約としたことは全て達成できるよう努力を重ねてまいります。特に区や組と行政との関わり、総務省はこれを行政協力業務と呼称しておりますが、その見直しを行う検討会を設置をいたしまして、住民の皆様の負担軽減を第一目的として、残り2年で方向性を示せるよう力を入れてまいります。

また、大芝高原の再整備については、150周年のメインテーマを森林循環事業にいたしましたので、それを進めるとともに遊具やトイレ等の施設整備、そして大芝荘・大芝の湯の整備事業について、こちらは村民に関心を持っていただきながら2年間で進めてまいりたいと思います。

また、村はコンパクトシティであります。高齢者の足の問題は早期の解決が必要である

と感じております。そのため公共交通、こちらを整えていかねばなりません。次年度公共交通計画を整備する中で、ドア・ツー・ドアを中心とする考えで、公共交通の整備も任期の中で進めてまいりたいと思います。

前の村長から引き継いでおります切れ目のない支援を目的といたしました南箕輪村版ネウボラ、そして私が必要と感じておりました伴走型支援、そういったところを目的といたしました福祉の窓口一元化、こちらについては現在庁内の会議で新たな組織体制を練っていただいているところでありまして、令和6年度の機構改革を目標に進めているところです。それも踏まえまして、同時に必要な専門職の採用や育成も進めているところです。

また、人口増加地区への地域公園の整備についても、先日の庁内の会議で事業化をすることが決定したところであります。予算や場所の候補選定など実施できる見通しが立った段階で、議員の皆様には一度御報告をさせていただければと思っております。

また、風の村米だよりにつきまして、熟年者が一生懸命作っていただいたお米を地元の子育て世代がちゃんと消費する、そういった村産村消の仕組みだとか、あとは非常においしいお米でありますので、これを都市部へ販路拡大することも現在水面下で進めておりまして、うまくいけば次年度に御報告できる見込みとなっております。

LED、令和4年度から3年間かけて今、公共施設に多額の費用をかけて取り組んでおりますが、これが完了次第新たなゼロカーボンに資する事業を創設してまいりたいと思っておりますし、引き続きICTに関する事業も進めてまいります。

最後に、3月13日からはマスクの着用も個人判断となります。いよいよコロナ前の日常が戻ってくる形となりますが、例えば大芝高原まつり、こちらは4年ぶりの開催となりますので、官民共に実施する体制やノウハウ等の引継ぎが恐らく大変不安定な状況であると思っております。そういったまつりに限らず、様々な面でコロナ前の日常を取り戻していく作業、こういったことを進めることも後半の大きな仕事であると考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 計画や事業についての答弁をいただきまして、後半2年に大きな期待をいたすところであります。

続きまして、4番目の質問といたしまして、今後の中長期的な方針や政策はということで質問をいたしますが、新進気鋭の若い村長でありますので、一期以後継続して村政を担うつもりであるかと思っておりますし、期待するところであります。

南箕輪の人口は、30年には人口増加がピークを迎えるというようなことが予想されているようなことも含めて、今後の藤城村長のビジョンをお伺いしたいと思っております。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今後の中長期の方針やビジョンはという御質問をいただいております。

私は、この上伊那地域の優れている点は、何よりも暮らしやすさであると思っております。そこを追求した上でさらに知名度を高めることができれば、これからも選ばれる地域になる可能性が非常に高いと、そこはかなり私の中ではほかの人よりは上伊那に希望を持っているというところであります。

美しい眺望、きれいな水、災害の少なさ、豊かな日照量、それら優れた特徴を踏まえた上

で、暮らしやすい環境整備のために、ほかの市や町と重複しないことに率先して取り組んでまいりたい考えであります。例えば、ICT関連や地球温暖化対策、これは隣の伊那市や箕輪町が積極的に今取り組んでいます。定住自立圏を結んでおりますので、この分野については、成功事例を模倣させていただくことが村の事業としては効果的であると捉えております。

南箕輪村では独自の施策といたしまして、先ほど申し上げました行政協力業務の見直しや教育事業への投資、そういった暮らしやすい環境整備のことを先行して取り組み始めていますので、そういったところは今申し上げた、私の思いに通じるところであります。

また、人口で捉えてしまいますとなかなかどうかなという面がありまして、私はこれからは全人口ではなくて生産年齢人口、この人口の維持につながるような政策が大切であると、そこを頭に置いて長期的な施策を進めていきたい、そういった考えであります。

どちらにしましても、今暮らしている人たちがさらに幸せになることを第一に、予算や人的リソースを投資してまいりたい考えであります。よろしくお願いします。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 大きな期待と実践を期待するところであります。

続きまして、5番目の森林政策の考えはということで質問をいたします。

村の面積の半分を占める森林について、大芝高原や奥地林、今後予想されます森林生産組合の山林地寄附を含め、村長の森林政策についてどのようにお考えであるか、質問をいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 森林政策の考えはという御質問であります。

個別具体的な内容については、次の大項目で御質問いただいておりますので、大局的な考え方をお答えをいたします。

南箕輪村の森林であります。議員御指摘のとおり、大芝高原の森林とあと飛び地の奥地林の森林に分類できると私も捉えております。大芝高原における森林であります。現在におきましては生産を目的としたものではなく、コミュニティや癒しの森林の位置づけとして地域住民に愛される森となっております。その愛される森であります。松枯れがびっくりするぐらい急拡大をしております。今後、材として活用できるうちに主伐を進める、いわば攻めの姿勢に出るのか、それとも松枯れになったアカマツのみ伐採し、枯れるまで維持を続けるという守りの姿勢に入るのか、そういった判断が求められていると思います。

私は、大芝高原の森につきましては、地域住民に愛されている森であることもありまして、可能な限りコントロールできる状況にしていくことが大切と考えております。そのため、守りに回らず主伐を進めていく考えであります。これは、過去先人が学校を建てるために植林、世話をしてきた熱い思いがあることも忘れてはいけない、そういったところからも主伐をして材として活用をしていきたい、そういった思いがあります。

次に奥地林、飛び地の森林であります。こちらは今後のエネルギー政策やゼロカーボン政策の動向により大きく影響を受けると考えておるところであります。順番といたしましては、まずは大芝高原の森林、そして飛び地の森林の順に手をつけてまいりたいと思います。森林施策は非常に大切だと思っておりますので、長期的な観点で村の中でこの森林施策に携わっていく人材が必要だと思っております。そういった中、今の地域おこし協力隊に森林フォレスターの資格を取得してくださった方がおりますので、専門職に近い位置づけで中長期

にわたってまだ若いこともありますので、南箕輪村の森林政策に携わっていただくことで、村の森林、こういったところを発展していきたいと思っていますところでもあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） いずれにいたしましても、山は黙して語らず、何もしなければ何も言わないけれども、やっぱり今後の将来の政策として森林が50年サイクルでものが変わっていくという山でありますので、予算等を計上する中で、今村長が言われたように、継続的な施策を進めていっていただきたいと思います。

それでは、大項目の2番目に移りまして、大芝高原森林づくり実施計画についてということで、質問をさせていただきます。

1番目の質問であります、大芝高原のアカマツの松枯れの状況や調査はということで質問をいたしますが、大芝にはアカマツが何本あるのかということも私どもは分かりませんでした、この被害が拡充しているというようなことを、この間村報に挟まれたこの資料を見ますと、1万3,000本が30年までには壊滅的な状態になるというようなことが記されております。それで、森林づくりの歩みと今後の展望というこの資料を見せていただいた中で、枯れた松は令和元年には77本、令和2年には73本、令和3年には126本となっており、令和4年には200本以上と見込まれております。そうした中で、大芝のアカマツがこの数字は大芝のアカマツだけの数字であるのかということもお聞きするわけですが、実際には調査した中で何本ぐらいははっきりあるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。それは調査なされているのかということも含めて。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原のアカマツの松枯れの状況調査はという御質問であります。

本格的な調査につきましては、被害が拡大し始めました令和元年から令和2年にかけて行ったところでもあります。大芝村有林アカマツ資源活用基礎調査として実施をいたしまして、結果につきましては、令和3年7月の議会全員協議会で御報告をしたところでもあります。また、それ以外に毎月状況調査を実施しておりまして、その調査結果を受けまして、枯損木の伐倒駆除、薬剤の樹幹注入等、これまで松くい虫被害対策を進めてきたところでもあります。

毎月の状況調査では、平均して10本から20本のペースで、大芝高原におきまして松枯れの被害を確認しているところでもあります。具体的な状況であります、松くいも含めた全体のところでもあります、令和元年度は102本、令和2年度は102本、令和3年度は155本となっておりまして、最近では年100本以上のアカマツが被害を受けております。今年度につきましては、先ほど議員からもありましたがさらに被害が増加しておりまして、200本以上になる見込みであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 今、非常に松枯れが進行しているということは分かりませんが、この松枯れについての今本数がなされておりますが、この調査チーム、もしくは調査員というものがいて、それぞれ月ごとにとか何月ごとにとかいうようなふうに調査されているのかと

ということも分かりませんが、結局処理された本数というものは今申されたとおりですが、この調査はそのなりに厳密になされているかということをお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 調査につきましては、令和3年度までは森林監視員がおりまして、この方をお願いをしておりました。令和4年度につきましてはその方が高齢により引退をされまして、新たに募集をしたんですが見つかりませんでした。そのため、令和4年度につきましては、産業課の職員や先ほど申し上げました森林フォレスターを取った地域おこし協力隊、また指定管理者などが情報を共有して実施したところであります。

また、処理本数の件も一部御質問いただきました。処理本数は令和元年度75本、令和2年度72本、令和3年度126本と、先ほど議員からお示しいただいた数字となっておりますが、年々枯損木が増える中で、処理できる本数に限界がありまして、現場では枯損木に対して処理できる、そういったところが追いついていない状況であるというところを合わせて報告させていただきます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） この調査におきましては、職員等が調査しているということですが、これだけ大きな問題になってきて大芝のアカマツが全てなくなるんじゃないかという大きな問題がある中で、これ専門的な調査員を置く必要があるんじゃないかと思いますが、それについてはどうですか。

議長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） 加藤議員の専門的というふうなところでお答えしていきたいと思えます。

今村長の答弁の中に、令和4年度につきましては職員また地域おこし協力隊、そのほかに開発公社のほうで、指定管理のほうで毎日管理をしていただいている方たちがいます。そこと協力し合って状況のほうをつかんでいるところでもありますし、また来年度策定予定であります実施計画の中でも、再度その旨の関係を考えていかなければならない部分がありますので、そこにつきましては専門チームというより、現状から今の推測の関係を考えて動いていきたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） そういうことで、専門的な一本化したこちらの勤務だけはこっちだというんじゃなくて専門、一本化した数値を出してこの被害に対して対応していかなくちゃいけないんじゃないかと、そんなふうに思うところあります。

次に3番目に移りまして、枯損木、松枯れです。これは全員協議会の説明によりますとチップ材として販売しているというわけですが、過去からずっと販売されていると思えますが、販売の立米単価、私はここにはちょっと石単価って私が昔から使っていた尺貫法でちょっとあれしましたが、立米単価というものはどのぐらいであるかお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） チップ材の販売単価についてであります、少しちょっと確認が

必要ですが、村では現在、枯損木をチップにして販売することはしておりません。その部分の説明がこちらからあったという今御答弁でありましたので、その部分ちょっと確認をさせていただきます。

理由といたしましては、アカマツの枯損木は、マツノマダラカミキリの産卵元とならないようにアカマツ林施業方針やそういった基準に沿って処理をしているため、枯損木になったものは一切チップとはしておりません。実際に処理をしております、枯損木は伐倒・伐採・運搬、そして全て焼却処理をしておるところであります。そのため、お金が販売で入ってくるのではなく、処理費用をお支払いをしているということが現状であります。

なお、松枯れの被害を受けていない通常のアカマツであります、通常のチップ材につきましては、1立方メートル当たり約1,000円から4,000円で取引をされているということが現状であります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 全員協議会での枯損木の活用法ということでありましたが、そのときにはチップ材として活用しているというふうにお聞きしたので、今の説明からすると全て焼却するということが大変なことになっていると思っております、その処理にも追いつかないという今の状況でありますので、これはやっぱり伐採するにはお金がかかるわけですが、それを松枯れの材をそのまま放置するということが松枯れ拡大にもつながるといようなことで、大変費用もかかったりすることだと思っております、ぜひとも早い対応をして、松枯れの木がそこにいつまでも立っている、または放置されている状況じゃないような努力をお願いしたいと思います。

4番目に移りまして、ただいまお聞きしましたが、この成木、松枯れになっていない伐採したものを建築用材として販売する計画だと言われておりますが、4番目の立米単価、木材市場におけるところの立米単価は今答弁いただいたように、1立米1,000円から4,000円というふうにお答えいただいたので、違いますか。私がちょっと聞き間違えたかもしれませんが、すみません、ちょっとそのチップですか。チップが1,000円から4,000円、そういうことですか、分かりました。ちょっと聞き間違えまして、すみませんでした。

チップはそういう価格で販売されているということになりますと、成木、松枯れになっていない木をこの計画によると年間1,500本というように伐採をされることを予想されておりますが、これは木材市場価格では幾らぐらいの立米単価で取引されるか、それが分かりましたらお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 長野県森林組合連合会伊那木材センターでの取引価格であります、長さ4メートル末口18から54センチの規格での単価につきましては、平均1万2,000円から1万3,000円で取引がされているのが現状であります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） ですので、単価のいいうちに切って売ってということも分かりませんが、これは計画によるとずっと1,500本ずつ伐採していくというような、これはまだ今後の展望であってはっきりした計画ではないかとは思いますが、慌てて伐採する必要はないん

じゃないかっていうふうに考えます。この単価も、結構私の調査した単価よりも良い単価になっております。カラマツよりアカマツのほうが価格的に安いというような市場の状況であります。こうした中で、慌てて切り急ぐことはないんじゃないかというふうに思っております。

それで次に移りまして、5番目の、時間がなくなってまいりましたんで省くところは省いていきたいと思えます。

8番目の伐採業者の厳選をということで質問いたします。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員、8番まで飛ばすということですか。

7番（加藤 泰久） いや、6番、7番を飛ばしまして、8番の伐採業に携わる業者の厳選をということで質問をいたします。

議長（百瀬 輝和） 6番、7番はいいということですか。

7番（加藤 泰久） いいです。時間の関係で省略します。

議長（百瀬 輝和） 5番もいいんですか。

7番（加藤 泰久） 5番もいい、時間の関係で省略します。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 8番の伐採事業には業者の選択をという御質問にお答えをいたします。

森林づくりは5年・10年で完結するものではありませんので、今までのように単年で木を伐採する、また作業道を整備するそういった業務ではなく、行政と民間企業が一緒に考え進めていく、継続的かつ持続的な森林整備・森林づくりに対応していくよう配慮していくことが必要であると考えております。また、大芝高原森林づくり計画をつくってまいりますので、その計画を基に方向性や将来像、そういったものも共通認識として進めてまいりたいと思えます。

当然のことではありますが、透明性・公平性・安全性をしっかりと確保して、業者の選定には挑んでまいりたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 先の全員協議会での説明によりますと、今は指名入札で行われているというように聞いておりますが、今後はどのような入札方法で進んでいくのか、それをお答えをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今私が御説明した内容が達成できるような仕組みは、今行っている単年の指名競争入札では難しい面も出てくると思えます。しかしながら計画をつくりますので、実際に単年でできるという可能性もありますので、その部分はこれから担当課及び財務課と協議を重ねて、例えばあまり聞きませんが、プロポーザルがいいとかかそういったことも含めて、この契約の方法についてはこれから協議を進めていきたいと思えます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 村民が分かりやすい、透明性のある業者選択をしていただきたいとこのように思うところであります。

時間が少なくなりましたので、私はこれは希望すること、提案でありますので、時間が少

ない中で話させていただきたいと思います。

9番、10番は提案であります。伐採実施計画がしっかり確定するまでは、成木の伐採を凍結するように希望するところでもあります。しかしながら、松枯れになったものに関しては、伐採を速やかに進めていただきたいとこのように思うところでもあります。

そして、10番目の提案でございますが、マレットゴルフ場においては被害木が比較的少ないように思われております。松本においてヘリコプターによる薬剤散布を計画したところが、住民の反対により中止となった過去の事例があります。今はドローンが非常に発達いたしまして農作業の農薬散布等にも利用しておりますので、マレットゴルフ場の松のところに、ドローンによるピンポイント散布ならよいではないかとこのように提案いたしますが、どのようにお考えかお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） まず、項目9に回答いたします。凍結せよという御希望であります。

御希望のとおり、実施計画が確定するまでは積極的に主伐を進める意向はありません。しかしながら、大芝高原全体に松枯れ被害が拡大しておりますので、こちらについては大芝村有林整備基本計画を既に立てております。それに沿いまして、毎年1から2ヘクタール行ってきた枯損木処理等は、被害拡大を防ぐために凍結せずに継続させていただきます。

続きまして、10番目のマレットゴルフ場、ドローンの薬剤散布をという提案であります。現在空中散布で使用されている薬剤はマツグリーン2、エコワン3フロアブルなどが代表的な薬剤となっております。一般的に人体に影響がないということですが、農薬でありますので、マツノマダラカミキリだけではなくて、蜜蜂やトンボ・チョウなど大芝に住む昆虫類や鳥類など、自然界の影響が生じることは確かであります。

また、マレットゴルフ場周辺には、大芝高原の各施設や公園、または隣接する住宅や農地もありまして、また、マレットゴルフ場の下では熟年者の方が多くマレットゴルフを楽しんでいるという現状もありますので、その部分で空中散布を実施するに当たって、先ほど松本で反対運動が起きたというところ議員からもありましたが、皆様の理解を得られるかについてはかなり不透明な状況であると捉えております。

また、薬剤散布効果はありますが、それは現状維持のみでありまして、一度やりますと半永久的に年何回も実施しなくてはならない状況であります。それらのことを総合的に勘案いたしますと、大芝高原でドローンによる空中散布の手法を取り入れることは、なかなか困難ではないかというところでもあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） いずれにしても、村民の大芝高原でありますので、これを大きなアカマツが松枯れになるという大きな課題に向かって、知恵を絞ってあの大芝高原を守っていただき、またマレットゴルフ場もそれなりに村民に愛されているマレットゴルフ場でありますので、そこがアカマツが全部伐採されて丸裸になることのないような政策を進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、7番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午後 1時30分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

1番、丸山豊議員。

1番（丸山 豊） 皆さんこんにちは。議席番号1番、丸山でございます。先に通告いたしました大項目1点、中項目6点についてお願いいたします。

任期が来ておりまして、一応改選なんですけど、私はここで引退ということでございます。最後の議会となり、一般質問も最後ということでございます。

思えば、最初の頃ここへ立つに当たって、何を一番先に質問したらいいだろうかって何度も考えたことがあります。大芝高原のことが一番身近だったもんですから、大芝高原のあのときから実は松枯れの話を中心に心配しておったところでございますけれども、ちょうどこの辞める時期になりまして、やっぱりこの大芝高原のこの松枯れについていろいろ話題になっているときに辞めていくっていうのも、何か変なことか何か思うところがございます。村の木のアカマツが大きく方針が変わろうとしているときによく樹幹注入から樹種転換ということで、私もその12年前に村を歩いていたときに、ある方から樹幹注入なんかもうやめて、樹種転換していかなくちゃだめだっていうのをもうその当時から実は聞いていたもんでございます。だから、その当時は、どうしてもアカマツを存続させなきゃいけないっていうそういう村側の強い意向もあったりして、存続させなきゃいけないっていうそういうことであつたためにやっていたもんですから、それは私たちもそれなりに評価もしながら来たわけでございますけれども、あまりにも早いこの段階でっていうか、もう12年の間にもうちょっと早くから始めていたと思うんですけども、樹幹注入がやっぱりうまくいなくて樹種転換っていうことで広葉樹に、それからヒノキも残しながらとかいう、こんなようなお話をその当時から聞いていたわけでございます。だから、私にとってはよかつたんですけども、もっと早く手をつけられなかったかななんて、そんなこともちょっと思ったりもしたところがございます。潔く新しい方針に転換いたしまして、そんなふうに進めていくのがいいんじゃないかなと思うところがございます。

既に斧入れ式っていう儀式も終わりました。次の段階に進もうとしていますので、先ほどの同僚議員のお話にもありましたが、多くの意見もあります。大芝の林、再生していくことに期待しながら、今後は外からしっかりと見届けたいなとそんなふうに思っております。

12年間議員として村政に向き合ってきたわけですが、満足できたかといえば、やはり消化不良の部分が多かったような感じもいたします。特にこの2年間は監査委員として村の行財政に深く関わり、計画をはじめ職員の執行した業務に対し意見などを申し上げてきました。だから、先ほどの議員の農地の集積化とかそれから大芝の再生の話なんかを聞いていると、夢のある話のほうが本当はいいなと思いつつながら、けど監査の仕事も大事だったもんですからそこら辺で思うところ、村長のほうにいろいろ聞いていきたいなとそんなふうに思っております。

議会選出の監査委員の役割・責任を見たときに、高度な知見と専門性の必要性を感じました。そういう点では力不足を認め、村民に対して、そういう点では申し訳なかったかなという感じが私自身は持っております。もう少し長い期間やらせていただければ、もうちょっと

勉強しながら監査の仕事も携わることができたかななんて、勝手に自分なりには思っております。だから、そういう点では、2年間短かったかななんて思っております。

今回、まとめの意味も込めまして、監査委員として感じたことなどを村長にただしたいと思っております。ただしたいというか、質問していききたいと思っております。

大項目は、内部統制制度と議選の監査委員についてであります。議選の監査委員というか、議会選出の監査委員ということでお願いいたします。

当初は、この議会選出の監査委員についてのみを考えたところでございますが、地方自治法の改正が議会とか監査とか、これら密接に関係する内部統制制度というのも同時にあったことによるところからこの大項目に挙げたわけでございますが、要点だけ申し上げます、1点目は内部統制制度の導入実施に村長が取り組んでいくかどうか、その意向があるかどうかということ。2番目には、議会選出の監査委員を廃止できる法改正に対する意見は、どんなことを思っておられるのかということ。3番目は、監査委員事務局を併任でなく、今選挙だとか議会とか一緒になっておるものですから、事務局を併任でなく必置化すべきではないかということであります。

多分、ハードルがもう全て三つとも高いと思いますが、この2番目のほうの議会選出の監査委員については後でまた説明いたしますけども、私が個人的にそれぞれの議員に聞いたところによりますと、半数以上の方が廃止っていうとちょっと語弊があるかもしれませんが、専門家を入れたほうがいいんじゃないかというような意見にありました。これは後でまた取り上げていきます。

平成28年の3月に、第31次の地方制度調査会の人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申が出されております。この背景は、ガバナンスの在り方として人口減少社会において最小の経費で最大の効果を上げるよう、地方公共団体の事務の適正化の確保の要請が高まってきたからと、いろいろミスだとか不正だとかそういうものが多くなってきたから適正化の確保の要請ということだと思いますけども、長とか監査委員、議会、住民が役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを生かして取り組むことが重要としております。

これを受けまして、平成29年に地方自治法が一部改正となって、内部統制の制度化と監査制度の充実などへの取組がなされております。これらは議員必携にも記載されております。

それで、中項目の1点に入るわけですが、内部統制についてであります。内部統制制度は、地方自治法の150条によりまして、県や指定都市では方針の策定や体制整備等が義務づけられ、本村は努力義務となっております。平成31年の総務省ガイドラインによれば、制度内容は地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、長自らが内部統制制度と行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールして、事務の適正な執行を確保するものとされております。

地方自治法の第2条の14項、15項には、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を上げる、組織及び運営の合理化に努める、法令に違反して事務を処理してはならないとあります。この法の趣旨に照らし、内部統制制度に関する方針とは150条1項、2項ですが、うちら努力義務の本村は2項に該当いたしますが、財務などに関する事務の管理及び執行が法令に適合し、適正に確保される方針とあります。

そこで質問ですが、内部統制制度は固い言葉であるのでなかなか分かりづらいんですが、

分かりやすく言えば目的を達成するためとして、1点目の質問として、ルールを守り間違いを最小限に抑え、再度起こさせない工夫をしなさいと理解するが、そういうことでよろしいかどうかということ、2点目は、監査必携41ページ、これは監査委員になる者はみんなこういうのを持っているんですけど、監査必携41ページには、地方公共団体は既に一定の内部統制が存在していると考えられる。すなわち、想定されるリスクを基にした、何らかの事前の対策が講じられているものと考えられると記されています。

方針の策定や体制整備等を定めていないとしても、間違いや違法行為などを防ぐ努力義務としての本村の仕組みとしての取組はどのようになっているか伺います。どんな努力をしていますかということをございます。方針の策定や体制整備等に代わるものとして、どのようなスキームであるかということをお教えください。

3点目の質問として、制度に代わる仕組みについて、業務におけるリスクや課題と向き合ってきた監査委員の知見を生かすことは効果的であるとガイドラインでも示しておりますが、ちょっとまたガイドラインは後でお示しますが、生かす効果はあったかということをございます。

4点目として、監査を受ける立場として、村側は監査委員から監査意見報告、それから措置の通知を村から出します。それからそれを公表していくわけですが、これについて思うところをお聞かせください。

以上、4点お願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号1番、丸山議員の御質問にお答えいたします。

内部統制制度と議選監査委員についてというところで、4項目にわたって質問をいただいております。

まず、ルールを守り間違いを最小限に抑え、再度起こさせない工夫をするという理解でよいかという御質問であります。国が示したガイドラインによりますと、内部統制の目的といたしましては、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務財政情報等の信頼性の確保及び適切な開示、法令等の遵守、資産の保全となっておりますので、おおむね議員のおっしゃった内容、理解でよろしいかと思っております。

次に、二つ目の内部統制制度に代わる本村の仕組みはという御質問であります。代わるかどうかは判断が分かれると思いますが、職員が遵守しなければならないものとして、事務処理に関する規則や要綱、規程などがあります。また、より具体的なものを示したマニュアル等も作成し、職員で共有しております。さらに、職員への周知として必要なものは、担当課長による通知を出して対応しておるところです。情報セキュリティ・リスクマネジメント・ハラスメントといった職員研修も実施するなどして、職員の意識向上に努めております。

また、これは地方公務員全体にあります。官僚制を強いているというところも代わるというところではありませんが、通ずるところにあると思います。

三つ目ですが、制度に代わる仕組みについて、リスクや課題に向き合ってきた監査委員の知見を生かすことが効果的と思うが、果たして効果があったかという御質問ですが、監査においては、監査委員のこれまでの知見による御意見やアドバイス等をいただき

ます。実際に、例えば業者の選定に際し、競争力を持たせたやり方への見直しへの御意見をいただき、今年度早速そのように対応を変更させていただいたものもあります。そういったものの積み重ねでありますので、効果は大いにあると感じております。

最後に、監査を受ける立場として、監査委員報告・監査意見報告・措置の通知・公表について所感をとのことでありますが、監査意見報告・措置の通知・監査委員の公表は地方自治法に基づくもので、住民に対する説明責任にもつながってまいると思っております。これは繰り返しになりますが、通常当たり前のようにやってきた業務の見直しのきっかけになっておりますので、直接業務改善に貢献していただいていると捉えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） ありがとうございます。文書や情報管理の事務処理なんかをやっていく上で、法令の遵守やその事業を効率的・効果的に遂行していくこと、チェック体制の強化っていうのはもう必ずしもやっていかなきゃいけないことということでございますので、公務である以上常に求められておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

また、監査委員に対する効果ということでもありますけれども、この内部統制制度っていうのは監査でやっぱり密接に非常に関係しておるというところでございまして、先ほども申し上げました地方自治法の2条、最小の経費で最大の効果を上げる云々の話でございましてけれども、監査基準にも同様の記述が全くそのとおり使っておりますので、非常に方針の策定や体制整備等なくても、監査との連携っていうのは非常に効果があるのではということでございますので、ぜひとも連携を深めていただきたいなとそんなふうに思うところでございます。

また、先ほどからどんな代わる、内部統制制度に代わるものかということでお聞きしたかったわけなんですけど、規程とか要綱だとかマニュアルだとかそれらに基づいているということでございますので、それはそれとして、その内部統制制度に代わっていくと、後でまた村長のほうから答えのほうをいただくようなこととなりますが、リスクという言葉がちょっと通用するかどうか分かりませんが、そういう問題が起きるようなことを整理いたしまして、それが職員にも生かされていくような、そういうようなものにしていかなきゃいけないというのが内部統制制度だと思いますので、そこら辺のところをしっかりとできるようにしていただきたいと思います。

また、私ども定期監査においても、印鑑漏れだとか記載漏れがあったようなところは、それは口頭で意見を申し上げておりますし、また二度と繰り返してはならないようなそういうような事案というか、そういうのが起きないような格好でお話はさせていただいておりますけれども、起きたらどうかそこに発生したような場合については、意見だとか注意だとか要望だとか指摘だとかいうような言葉で、監査委員意見として報告させていただいております。

だから、私たちが今やっているのは、膨大な皆さんたちから提出していただくほんのわずかな微々たるものでございますので、本当に常に気に留めてほしいなとそんなふうに思うところでございます。

それでは、2点目のほうに移ります。

今制度に代わる仕組みっていうか、規程だとか要綱だとかマニュアルだというようなお話をいただきました。リスクっていう言葉を今先ほどもちょっと使わせてもらったんですけど

も、組織目的の達成を阻害する要因と定義されております。村民へのサービスに対しあらゆるリスクを軽減回避することは当たり前ですから、制度化はともかくとしても、内部統制の充実は取り組むべき課題であろうと思います。全庁的に職員一人一人が事務についてリスクを認識するとともに、発生を未然に防ぐための取組としてルールのお聞きしたいと思います。

1点目といたしまして、誰もが車はもう当然のごとく使用しますから、非常に大きなところになると思うんですけども、安全運転管理者の役割とか責任のこの徹底がどうなっているかということ、それから運転者服務規程がどうなっていることなど、ちょっと教えていただければと思います。

2点目として、これ村長が役所に入られて2年の折り返し地点に来ているということでございます。役所のルールと村民の意識の考え方、ずれみたいなものを感じるかということ、ちょっと思うところをお聞かせいただければと思います。その2点お願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2点目といたしまして、安全運転管理者の役割徹底、運転服務規程はどうかということ、役所のルールと村民の意識のずれを感じるかということで御質問をいただいております。

まず初めに、安全運転管理者の役割徹底についてでございますが、乗車定員11人以上の自動車を1台以上、その他の自動車を5台以上使用している場合は、こちら選任が必須となるもので、本村の場合、総務課長を安全運転管理者に選任をしております。また、2名の副安全運転管理者も合わせて選任をしているところでございます。

安全運転管理者としての業務は大きく分けて八つございまして、運転者の適性等の把握、運行計画の作成、交替運転手の配置、異常気象時等の措置、点呼と日常点検、運転日誌の備え付け、安全運転指導、酒気帯びの有無の確認及び記録の保存、この八つとなっております。その中の運転者の適性等の把握につきましては、職員に免許証の写し等の提出を求め、免許切れ等の確認とともに運転者台帳を作成いたしまして、その情報を基に定期的に運転記録証明書の発行を自動車安全運転センターに依頼をし、交通違反等の有無を確認しております。

また、昨年4月1日から酒気帯びの有無の確認及び記録の保存が義務化されたことに伴いまして、そのチェック及び記録を取っております。本村ではアルコール検知器の準備が整ったことから、昨年11月1日からこの事務手続を実施しているところでございます。車両の点検といたしましては、車検や定期点検はもちろんでございますが、日常点検といたしまして、タイヤの溝の深さの確認やランプ点灯、ボディの状況など、運転者が定期的にチェックするようにしております。

次に運転者服務規程であります。公用車の安全な運転を確保するために、運転者が服務上守らなければならない事項を定めております。基本的には、こちらは安全運転管理者の役割に即した内容となっております。

また、役所のルールと村民の意識のずれということでもあります。こういった運転服務とかそういったところで大きく感じることはないんですが、やはり物事を進めるスピード感、そういったところに関しましてはルールということではありませんが、少しずれがあるのか

などというところでもあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） ちょっといろいろ気になっているところがありまして、その運転管理者、今村長八つほどの説明をしていただいたんですけども、いろいろ聞いている中で、運転日誌の備えつけの記録っていうのが第8条のところ、これ多分運転管理者の業務というところの施行規則、道路交通法ですね、このところに明記されているわけですが、それらのところがちゃんとルールどおりになっているかどうかというのだけちょっと教えてください。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 運転日誌の備えつけのところでしょうか。

運転日誌の備えつけであります。過去は紙ベースで、要するにデジタル化が来る前全て紙で管理していた頃は、車両使用簿を運行計画・運転日誌として記録をしておりました。その中でデジタル化が進んで、今度役場のグループウェアというシステムでその車両の予約等を導入するに当たっては、その車両の予約等がサーバー上に記録が残るものですから、その過程で、紙ベースの管理からグループウェアを使った管理に移行したところでもあります。

しかしながら、そのグループウェアに記載の内容が完全にその運転日誌に代わる内容かとなっていると、少し不足している部分が今回生じておるのが分かりましたので、その部分につきましては改めて何が足りないのか、そういったところを洗い出しまして、改善を今総務課のほうで進めているところでもあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） いろいろ私も聞いている中で、足りない部分があろうと思います。前の代表監査委員さんからも指摘を受けていたと思いますので、ぜひともそこら辺のところは落ちのないように、ルールどおりに守っていただければと思います。ルールがなければ統制という言葉も発生しませんし、だからルールがなければもうつくらなければいけないと思います。ルールがあれば守るのが当然でございますので、ぜひともそこら辺のところはルールは守っていただきたいなと思っております。

村民のずれ、もっとたくさんあろうと思います。ちょっと今ここでは私が感じるところも言えませんが、たくさんあると思いますので、ぜひともそこら辺のところは洗い出しをしっかりといただいて、内部統制に近いものでまとめていたければとそんなふうに思うところでございます。

3点目のほうに行きます。

今度は、ミスとか間違いが発生してしまった場合のことについてお尋ねいたします。1点目としてなぜ発生したか、その原因究明、その対処方法どのようにルール化しているかを伺います。

2点目といたしまして、公務に携わる者として守るべき研修制度が充実されていると思うが、きちんと受講されているか伺います。また、受講した効果・成果は現れているかを伺います。お願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 3番目の件であります。職員の人事管理にも関することです。この件については副村長から答弁を申し上げます。

議 長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副 村 長（田中 俊彦） では、議席番号1番、丸山豊議員の内部統制制度に関わる御質問にお答えをいたします。

ミス・間違いなどが発生した場合、なぜ発生したかその原因究明、その対処方法はどのようにルール化しているかについてであります。

原因究明や対処方法に特化したものはございませんけれども、内部統制制度における事務上のリスク、ミスだとか間違いが発生しないための対応策ということといたしまして、1項目めでお答えをいたしました村長の答弁と重複するところもございませぬけれども、まず財務事務におきましては財務規則を基本といたしまして、具体的に申し上げますと間違いやすい歳出科目の解説ですとか、支出命令書に必要な添付書類が何だとか、あとは細かい留意事項を示した財務会計資料というもの、そのほか、また確認をする具体的なトリプルチェックを今実際にやっておりますけれども、その具体的な方法を細部にわたって具体的にしているものやら誤りの事例等を列挙しまして、それを見ながら事務に当たるというようなことのために、会計事務の手引きというものをマニュアル化をしているところでございます。

その他の事務におきましては、財務処理規則ですとか文書規程、個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーなどによりまして、また先ほどもありましたが、適宜必要に応じて担当課長名、担当課長通知によりまして、また残念ながら発生したような場合がありますけれども、そのような点については、庁議等で全職員が適正な執行をはじめ誤り等の確認ができるように、対処ができるようにしているところでございます。

続きまして、職員は研修をきちんと受講しているか、受講した効果・成果は現れているか、管理職が確認できているかという御質問でございます。

職員研修につきましては、総務課が所管するものと各課等担当業務におけるものがございませぬ。毎年研修内容・対象者・人数などを含め、計画的に実施をしているところでございませぬ。庁内職員におきましては、毎年半数以上が受講をしております。人事評価やハラスメントなど全職員を対象とする研修につきましては、100%受講をしているところでございませぬ。

受講した効果・成果につきましては、所属係長・課長・総務課長の確認を経て提出をされます研修報告書というものがございませぬ。そちらを見ますと、報告・連絡・相談の大切さが再確認できたとか、信頼関係を築くコミュニケーションの手法が分かったとか、そういった受講者職員の振り返りを通じて確認ができているところでございませぬ。しかし、受講後こういった研修というものは、一定期間経過して研修をした成果が職場で実践できているということが重要であると考えておりますし、そういったところを期待しているところでございませぬ。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） かなり綿密にいろんな手続がされているなという感じはいたしませぬけれども、これが本当にルール化していろんなミスだとか間違いが起きないように、そういうシステムに本当になればいいなと思うところでございませぬけれども、研修のその成果についてもそこら辺のところはしっかり表れていて、100%発揮できるようなそんなような人

材になっていってほしいなとそんなふうに思います。

職員は法令があって、その法令に基づいた判断でやっていると思いますので、ぜひともそのルール勉強会だとか教育の徹底というのはしっかりやっていただきたい、そんなふうと思うところでございます。積極的に研修をとというルールがあっても取り組めていない部署もあるとは思いますが、村民のためのルールですから、ぜひとも機会を逃さないように取り組んでいただければとそんなふうなことを思っております。

次へ行かせてください。4点目でございます。

これが冒頭で言った1、2、3番の1番に村長のお答えを期待するところでございますけれども、村監査基準は第9条に監査統制に依拠した監査等という、これ監査必携の40ページに載っているわけですが、方針の策定や体制整備等を義務づけたとき、あるいは制度に代わるべき何らかの仕組み・取組がある場合と理解しております。だから、今村長・副村長が言われたそれなりの取組の中があるということを前提にすれば、監査統制に依拠した監査等に該当するのかなと思っております。これは、うちの監査基準が令和2年にたしかできたと思っております。そのできたときの中に第9条にこういう項目が載っておりますので、だからこういう項目がある以上は、監査をするときにはそれなりの対応をしなければということでございますので、村長は内部統制制度の導入実施について今後どう考えるかということ、あるいは今ある仕組みについてどのように考えていくかということをお願いいたします。

全国町村監査委員協議会の町村等監査委員に関する実態調査結果というものがございまして、それによりますと、内部統制の導入に関する調べで、法の150条第2項の方針に基づくものは570幾つある町村のうち一つしかやっておりません。方針に基づかない自主的なものというのは二つの町村でしかやっておりません。だから、私の今のこの質問も非常にもしかしたらイレギュラー的というか、邪道な質問だとは思ってはおります。ただ、どの自治体もある程度のルールは定めていると考えておりますので、代わるものとして考えていますのでお願いいたします。

本村は努力義務となっていることは申し上げました。方針の策定・体制整備等がなくても、問題が発生しなければ努力されていると理解されます。しかし、限られた時間の中で監査を実施すれば、必ず意見とか注意・要望・指摘は発生しているわけでありまして、できるだけ最小限に抑えられるような取組が求められております。大きな問題に発展する前に、また、小さな問題も二度と繰り返されることがないようにしなければいけません。

冒頭でも言いましたが、内部統制制度は長自らが内部統制制度と行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールして、事務の適正な執行を確保するものとなっております。内部統制が制度として確立され運用されていけば、監査の役割は一層重要になるはずであります。御見解をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 内部統制制度の導入、実施についてどのように考えるかという御質問であります。

今回、丸山議員からこの内部統制の質問の通告をいただいたときに一番に思い浮かんだのは、行政統制のところ、20年前ぐらいに大学、予備校ですけど、そこで行政学を習ったときに、そういえばギルバートのマトリックスとかあったなとかそんなところを思い出したところでもあります。もう当時の記憶がないので、当時のレジュメとノートを引っ張り出してきて、

ギルバートのマトリックスというのは、行政統制における他律的責任確保の手段を類型化したものであります。横軸に制度的・非制度的、縦軸に外在的・内在的、その4つのマトリックスになっておりまして、まさにこの制度的で内在的のところにあたるのが大臣による執行管理、村で言えば理事者による執行管理でありますので、ここの部分が内部統制のところにあたるのかなど。それに加えて、非制度的・内在的というのがあります、これは同僚職員による批判というところでもあります。

南箕輪村の正規職員は175名程度でありまして、私から見ても全員の顔と氏名が結びつくような状況であり、小さな組織でありますことから、お互いの監視といったらちょっと言い過ぎですけど、お互いを見て取れるというところができるというところでもあります。そういったところも高めていくというのは非常に重要でありまして、そうやってまいりますとどういったところで意見を言えばいいのかという、大事になるのがやっぱり倫理なんですね。南箕輪には倫理規程もありますし、来年度倫理研修も行ってまいります。そういったところを高めることによって、まずは非制度的な部分でも統制というところは貢献できるのかなと思います。

また本題に戻りますけど、日本の行政機関は官僚制を採用しております。官僚制では職務の内容や責任、立場などについて細かく階層化、分業化されております。上意下達の指揮系統が明確で、ピラミッド型のヒエラルキーが徹底をされておるところです。さらに資格や能力を重視した採用がなされ、何よりそして文書主義であります。

ここで、またパーキンソンの法則というのがあります、官僚制の下では官僚の数が仕事量と関係なく増大し、必要のない無駄な仕事が増大し、さらに、官僚の目的が官僚組織の維持に向かってしまうといった官僚制の非合理性についても理論化されておるところであります。

この内部統制の導入については、この非合理性をさらに推し進めてしまうのかもしれないといった危惧も抱いているところでもあります。私の経験から、東京都江戸川区と南箕輪役場を比較した場合、村役場は規模が小さいこともあり、必要のない無駄な仕事が少ないと感じております。小さい組織だから出せるメリットというところでもあります。そういったこともありますので、これまで答弁したこと、また副村長から御答弁させていただいたこと、合わせますと現状のステータスでは内部統制制度をスピード感を持って導入実施していくことについては、現状まだ難しいのかなと捉えております。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） おっしゃるとおり、非常にすぐ取り組んでくださいなんて私は言っているつもりは全然なくて、今ある制度をどうやって充実させていただいて、ミスだとか間違いだとかそういうものが統制が取れるような、間違いが起きないようなそういう制度ってどうか、村としての取組をやっていただければということを期待しているところでございますので、だからすぐ取り組んでくださいとは言いませんので、行政事務が複雑多様化しているということは私どもも十分理解はしておりますし、しかるべき時に備えておいてやっていただければとそんなふうに思っております。

これはちょっと余談になりますが、江藤教授って言って私どもの議員改革というか議会改革の大先生がいるわけなんですけれども、山梨学院大学で教鞭をとっておられて今度移られ

たようなんですが、その方が述べておられる庁内の話だけではなくて、こういう今村長が難しい説明をしていただいたんですけども、リスクマネジメントのようなものが議会にも必要じゃないかということでもありますんで、私ども今後議会としても大部分の方が残りますので、そのリスクをあぶり出すようなシステムをつくっていただいて、議会の皆さんもその村長部局に倣って、村長部局が間違いを起こさなければ議会のほうの関係も正常にいくと思いますので、ぜひともお願いしたいとそんなふうに思うところでございます。

次に移らせていただきます。5点目でございます。

代表監査委員と議選監査委員の棲み分けをどう捉えているかということで、これが大きな2点目の質問になるわけですが、ここには監査委員事務局の独立というか併任を解くということも入っておりますので、ここで二つほど答えていただければと思うんですが、これは地方自治法の195条以下に監査委員の項目があります。両者とも村長の任命ですから同様ということになるでしょうが、選任過程は全く異なっております。

村では、代表監査委員を1期4年で適任者を人選します。自治法の196条は人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた識見を有する者という説明であります。適任者を村内から見つけ出すことが必要であります。しかし、議会選出はあくまでも議会より推薦され任命となるわけですが、議会の構成替えでほぼ2年で交代しております。本村は10人の中から選任するということから、監査業務に精通した適任者がいるかどうかの問題があります。選挙によって選ばれた人の中に適任者がいればいいわけですが、ほぼ皆無と言っていいかもしれません。それでも誰かが務めなければならないので、その覚悟は相当なものであります。今の自分がそうであります。

このように、代表監査委員と議選の監査委員では選任過程の違いがあります。監査必携によりますと、代表監査委員の選考基準は識見者となり、いわば専門家に近い存在とみられています。だが、議選の監査委員は実効性のある立場と解されています。村長からみた代表監査委員、議選監査委員に対し1点目の質問ですが、期待値など差別的な考えの違いはありますでしょうか。

2点目として、今回冒頭の改正によりまして、平成30年4月1日からただし書ですが、条例で議員のうちから監査委員は選任しないことができるとなりました。この法改正について、御見解をお願いします。村民にとってどのような人に監査をしていただくのが最良なのかも含め、お願いいたします。

3点目ですが、先ほども申しました全国町村監査委員協議会が例年要望している監査委員事務局を必置制、必ず置くようにするということや、監査委員は議会において選任できるようにすることが改正案に盛り込まれませんでした。とりわけ、先ほどの監査基準は監査委員だけのものでなく、事務局も監査補助としてしっかり明記されていますので、監査側の立場であることは申すまでもありません。このことは併任制の弊害にもなり兼ねず、職員には自分を律する相当の自製の覚悟・負担が求められると思います。監査の充実・強化を図るため、公正不偏の態度を保持するため、併任でない必置制の必要性を伺います。お願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 代表監査委員と議選監査委員の棲み分けに関して、3点御質問をいただいております。また、監査事務局の件も含めて3点であります。

まず、監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項に規定する選任基準につきま

しては、議員から御説明がありましたので省略をさせていただきます。

代表監査委員につきましては、199条の3第1項で、監査委員は識見を有する者を代表監査委員としなければならないということがうたわれております。そういったことを踏まえた上で、監査委員に対して期待値など差別的な考えを持つかという御質問であります。シンプルに申し上げますと、代表監査委員には専門性の高い監査を、議選監査委員には政策の妥当性という観点や村の現在の課題を把握した上で監査を実施、それらを監査実施して指摘をしていただく、そういったところを期待しておるところであります。

次に、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができることへの見解であります。現在議選監査委員を選任しない条例を制定した町村は、県内で58町村のうち1町村、全国で見ましても、926のうち14町村と非常に少なくなっております。背景といたしましては、恐らく自治体の規模によって識見者の確保が難しいという背景もあるのかなというところがあります。

その中で私の見解であります。まずは議員の中で監査に適正を持たれる方がいらっしゃればお願いをしたいというところがあります。仮に不在というところであれば、議員のうちから選任しないという選択肢を頂戴できるのであれば、これは村にとってはよろしいことかなと感じております。

しかしながら、実際に議選監査委員を選任しない条例を制定するのであれば、見方を変えると、これはこれまで議会の皆様が持っていた権利を奪う形にも見えます。議員の皆様がお持ちの知識また考え方も様々でありますので、もしこのことを進めるのであれば、議会主導で検討から条例改正まで進めることも検討してはどうかと思いますし、もしくはこちらで条例の改正をお諮りするのであれば、できれば議員全員の賛成をいただいた上で手続を進めていきたいという思いがあります。

最後に、監査の充実強化等の保持のための事務局必置制の必要性はというところあります。シンプルに申し上げれば、人の部分で余裕があればもちろんやっていったほうが良いというところではあります。県内の町村で現在令和4年4月1日現在、58町村のうち監査委員事務局の設置を条例・規程で定めているのは、南箕輪村も含めた19町村、監査委員事務を議会事務局で兼任しているのは南箕輪村も含めた43町村、うちとは違って長部局で兼務しているのが13町村、また議会事務局と長部局、兼ねて兼任しているのが2町村というような現状であります。

監査委員事務局は、監査委員を補助するために設置された組織になります。本当繰り返しになりますが、設置したいというところはあるんですが、現在の正規職員175名程度の小さな組織である本村においては、管理職の設置も含めまして専任の職員の配置、これは少し難しいのかなと思っているところあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 確かに今村長が言われるとおり、決めるのは議会でありますので、村長は今議員の皆さんの意見をということでもありますけれども、とりあえず私も何人かの皆さんに聞いたところがございます。8人のうち1人の方は議選の監査委員は必要じゃないかという、後の方7人はいらんんじゃないかという、いらんというところちょっと語弊があるんですけども、私も今の定数ではやっぱり、ちょっと10人では議選のほうへ出すのはちょっと

と大変かなということでございます。

それは、やっぱり議会には議会の中で幾らでもチェック機能がございますので、そこら辺を充実させなきゃいけないというところに、これ後の6番目の質問がちょっとできるかどうか分かりませんが、6番目の質問にも書かせていただいたんですけども、議会の中でもそれなりのものっていうのはあるわけございまして、その場面ですね、決算の委員会でもできますし、それぞれ皆さん方に資料の提出を求めることもできますから、やればできることなんですけれども、監査といたしまして出ていくということで、そこで人材が10人のうち一人そこに取られてしまうということが、非常にやっぱり9人の中で、また残りの議会での作業をしなきゃいけないということになってくると、非常に大変だなというのがあります。だから、参考までに今うちの議会のあれをしましたけれども、これはうちの議会では今残られた皆さんに提案というか問題提起をしていきますので、また本当に必要であったらこの議論を進めていただいて、議選の監査委員は返上するというか、村側に面倒見てもらうということになります。そうでなければ違うような方法でということになると思います。

また、参考までに地方制度調査会、私冒頭で言いました。この中でやっぱり議選の委員さんとの話が出ておまして、このときは調査官の中で議選は必要だといっている方は4人のうちの一人で、あとの3人は議会の仕事に分権というかそういうものがきちんとあるんだから、議会のほうでしっかりやらなきゃいけないというのが、制度上そういうようにしております。

それで先ほども申しました江藤教授は、このときに法律が決まる直前の国会の参議院の参考人と出ておまして、この方は議選にはやっぱり議会選出の議員さんは必要じゃないかっていう、いわゆる少数派のほうでございまして、なくせばいいというそういう問題じゃないということで、かなりの意見を申しただいてあるんですけども、おっしゃるとおりのことで、ただ議選を廃止したほうがいいということもこの江藤先生は言っておるということでございます。

また、監査委員事務局のほうの話は監査の充実強化を図るため、公正不偏な態度を保持するためにやっぱり村の事情は確かに分かるんですけども、そういうところのやっぱり仕事のところを重要視すれば、こういうことも必要じゃないかなということが私なんかはちょっと感じたところでございます。

もう時間がないので、6点目は監査に関する決算についてでございますけれども、昨年の決算特別委員会、簡単に言ってしまいます。9月だったんですけども、1.5日予定してあったやつが初日の3時半で終わってしまったということでございまして、これについて村長の思うところをちょっと聞かせていただければ、非常に残念だったとか非常に良い決算書であったから当たり前だった、そこら辺のいろいろあろうと思いますけど、その気持ちだけちょっと教えていただければと思います。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 決算特別委員会の質疑が少ないことに対する御質問であります。

村といたしましては、この決算特別委員会かなり準備の時間をかけて臨んでおります。さらに私も時間をかけて関連資料を読み込みまして、さらに議員の立場に立って例えば説明不足で指摘されそうな事項などは事前に修正や追記するなど、そういったことをしてできる限り事前準備を徹底して挑んだところであります。

今回の質疑が少ないという結果は、村側の立場から見れば事前準備の徹底によりまして、説明や資料が大変優れていたと捉えることもできるのかなと思います。しかしながら、議員御指摘のとおり、また議員必携にもあるように、予算審議より決算審議のほうが重きを置かれられないという傾向があるようであります。議会は地方公共団体の意志を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された村長と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされております。相互に牽制し合う緊張感を持った審議となるよう、お互い汗をかくて取り組んでいきたいと願っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） そういうことでございますが、私は引退しますけれども、残された議員の皆様はぜひとも、また村側としっかり対峙して行って、村民の負託に応えていただければとそんなふうに思うところでございます。

村長をはじめ、村の皆さんには12年間いろいろお世話になりましたけれども、ありがとうございました。この場をお借りして、感謝を申し上げて終わりにいたします。

議長（百瀬 輝和） これで、1 番丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから2時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時29分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次の質問は私の質問でありますので、ここで議長を山崎副議長と交代いたします。

副議長（山崎 文直） 議長を交代しました。

10番、百瀬輝和議員。

10 番（百瀬 輝和） 議席番号10番、百瀬輝和です。

今月11日で東日本大震災から12年が過ぎます。南三陸町の防災対策庁舎で、最後まで高台に避難してくださいと避難を呼びかけ続け命を落とした娘さんとお母さんの記事を目にしました。インフラの復興は進んでいますが、被災した人々の心の復興は時間がかかり、人との関わりの中で生まれていくんだなと感じました。私もこのことは忘れてはいけないと思います。また、できることを行っていきたいと思います。

思えば、私がこの一般質問6月、議員になりたてのときです。12年前、やはりこの東日本大震災の現場を、すぐ議員になってから見に行かせていただきました。そこで、村としてできること、減災対策・防災対策は何だろうということで、真っ先に一番質問させていただいたのが被災者支援システムであったり、自主防災だとか消防団との通信の関係の整備等を訴えさせていただいたのを思い出します。

久しぶりの一般質問ですので少し緊張しておりますが、藤城村長には初めての一般質問になります。元気いっぱいやりますので、よろしくお願いします。

最初に、人と地域が輝く村づくりのためについて質問をします。

地域コミュニティの課題は、議会で毎年行う区長会との懇談会や住民の方々との話の中でも話題になり、多くの村民の関心があるところだと思います。村の第5次総合計画の中で、地域コミュニティの育成の現状と課題の中で、この中に書かれておりますが、この中の内容です。地域コミュニティの育成の現状と課題の中で近年人口が増加、核家族化、生活様式の

変化等により、区・組・組織に加入しない世帯が増えており、ごみ問題等の地域環境への取組や行政からの情報伝達、コミュニティ活動等への参加の面で、加入者と未加入者との間に不公平感が出てきております。

村民生活意識への変化によるコミュニティ活動の低下傾向は否めず、いかにして活性化していくかが課題になっている。住みよい地域や豊かさを感じられるコミュニティは、社会基盤の整備や福祉施設の充実のみでは成り立たず、そこに住む村民が地域活動への参加等を通し、お互い尊重し合い助け合いながら心をつれ合わせることで生まれます。地域のつながりを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくりを進めていくことが必要でありと書かれております。

施策の方向では、地域連携や郷土意識の継承による魅力あるコミュニティの形成に向け、コミュニティ活動の充実と活性化への取組を支援しますとあります。第5次総合計画の序論のところには、村づくりの課題が1から7まで書かれております。全て大事な事項ですが、特に私が思うのは、2の次世代の担い手の育成、村民がボランティア等の社会参加を通し、自ら成長することができる環境づくりが求められております。3の暮らしの安全・安心の確保、災害や身近な地域での犯罪・事故等の不安を軽減し、安全・安心に暮らすことができる村づくりが求められる。7の村民と行政の信頼関係の強化、自助・共助・公助の考え方に基づき、村民一人一人の意識や地域活動を底上げし、村づくりの担い手・リーダーとなる人材や団体の育成が求められているとも書かれております。

そこで、村長に前回同僚議員が質問したことや、今日の午前中質問の中で答えられていた検討委員会の考え方について伺いたいと思います。また、村づくり委員会との関係も合わせて伺わせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

副 議 長（山崎 文直） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号10番、百瀬議員の質問にお答えをいたします。

人と地域が輝く村にという中で、まずは地域コミュニティの検討会議についての御質問であります。

地域コミュニティに関しましては、日本全体で様々な課題があると感じております。自治会運営に課題が生じている背景といたしまして、行政と区や組の関わり方、また組織体系や運営が基本的に農家を中心で、多くの世帯が三世帯同居していた頃から変わっていないというところが挙げられます。現在は核家族化が進行し、高齢者のみの世帯も増えております。加えて、就業形態も多様化しておるといのが実際であります。

さて、御質問の検討会議についてであります。来年度より抜本的な見直しを行うことを旗印に、10年後を想定した時代に合った行政と区や組の関係を検討する、名前をつけるのであれば、例えば行政協力業務検討会をまず立ち上げて進めてまいりたいと思います。1年目はそういった行政と区や組との関係性に焦点を当てまして、2年目については、いよいよ本丸である自治会組織検討会などと呼称を変えて、自治会の運営にまで見直しの範囲を広げることが、手続的には一番スムーズかなと考えております。

検討委員の構成といたしましては、区長経験者・組長経験者など地区からの推薦、また公募によって選出をさせていただき、御意見を伺いながら検討を進めてまいります。私はこの

取組を、移住してきた方が多い南箕輪村でいち早く取り組むことに価値を感じております。何より現在暮らしている方の幸せにつながってまいりますし、さらに都会の方は田舎の闇、移住失敗、そういった画一的な悪い面で見がちであります。こういった改革を移住者が多いという数字的根拠を持つ南箕輪村が進めることは、村の魅力向上にも直結する新たな村のPRにもつながると考えておりますし、理想的な移住や、ひいては上伊那の発展にもつながると考えています。

具体的な内容であります。まずは来年度、区と行政に関係している事務分担、協力依頼業務の洗い出しを行い、見直しを行ってまいります。これは私の思いですが、地域コミュニティの醸成や豊かな自然環境の維持に関わるものは、引き続き区や組に協力を仰ぎたい。そうでない例えば早朝のごみの立ち会い、そういった仕事に近い内容のものについては、村が公助で実施する形に切り替えていきたい、そういった思いがあります。

この問題に関心を持つ方は多くいらっしゃいますので、検討会は基本的に公開をしてまいりたいと思います。また、課題の洗い出し等はワークショップ形式が適しておりますので、専門のコーディネーター等も配置し、結果の公表についても積極的に展開していくことで市民の関心を高めながら、時には意見を求め実施してまいりたい意向であります。

私もブログを運営しておりますので、その検討会の状況を私の意見も織り交ぜながら適宜公表していくことで、さらに多くの方を巻き込んでいきたい、そういったところであります。

2年目といたしましては、区や組の運営で抱えている様々な問題を整理し、役員の負担軽減につながる手法を行政も一緒に考え、実施につなげていきたいと考えております。将来に向けまして持続可能な地域コミュニティ・自治会、理想の地域のつながりを追求し、同時に負担軽減につながるよう、2年間かけて力をかけて取り組んでまいります。

最後に、村づくり委員会との関係性であります。村づくり委員会は、私の諮問に応じて村の総合的な発展に関する重要事項、村の行財政の合理化に関する重要事項、国土利用計画に関する重要事項を調査・審議するものとされており、具体的には総合計画後期基本計画の検討や村創生総合戦略の検証および見直しの検討をお願いするものであります。来年度から、村におきましては、全ての計画や施策の最上位に位置づけられております第6次総合計画の策定が村づくり委員会の中で始まってまいります。そういったところもありますので、協働の村づくりに関して共通する部分多くあるところではあります。整合性はある程度図って進めていきますが、基本的には今回の検討会と村づくり委員会、直接的な関連は持たない形で進めていく意向であります。

以上です。

副議長（山崎 文直） 百瀬輝和議員。

10番（百瀬 輝和） 2年計画、将来を見据えてというお話です。これ、やはり私は良い時期なのかなって思います。っていうのは、コミュニティが今までコロナの感染症の関係でなかなか希薄化してきたり、いろいろイベントもできなかつたりつながりがなかったというところで、やはり見直していくべきだろうというお声を私もかなり聞いたりします。その上で、同時に進めるのかどうかは行政側というか村長のお考え次第だと思いますが、やはりその住民自治がやるべきこと、個人がやること、地域でやること、行政がやることっていうことをちょっと提案させていただきますけど、次に自治基本条例の制定について質問します。

先ほどの課題がある中で、解決に向けてルールづくりをどうつくっていくかです。自治基

本条例とは、自治体の自治、まちづくりの方針と基本的なルールを定める条例です。令和4年4月時点で、全国402自治体で施行されております。自治基本条例は4つのタイプに分かれております。一つ目が理念型、二つ目が権利保障型、三つ目が住民自治型、四つ目が行政指針型があります。施行されている多くの自治体はこの3番目の住民自治型が多く、住民主体の原則を明確にするとともに、住民参加の機会を充実・保障することを目的としております。先ほどの総合計画の課題にも書かれておった内容と合致すると思えます。自治基本条例の意義は、住民自治の仕組みを明確にしてそれを住民と自治体が共有するという点でも、条例を検討する過程を通じて、将来の地域像や自治体の在り方について、住民と自治体が考える機会を持つという点で、この条例の制定は大きな意義があると考えます。

村長、この件いかがでしょうか。

副議長（山崎 文直） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 自治基本条例の制定をという御提案であります。

自治基本条例は、地方分権推進の流れの中で平成10年代後半に全国的に制定が広がりまして、県内においては令和4年4月1日現在で13市町村が制定をしております。この上伊那管内では、駒ヶ根市・箕輪町・宮田村が制定をしておるといふ現状であります。

さて、村におきましては、先ほど御説明したとおり第6次総合計画の検討、そして先ほどのコミュニティに関する検討会、両方来年度から動かしていくところでありまして。それらの実施過程で直接的な意見交換やアンケートなど、住民の皆さんの意見を伺いながら、村の将来像や自治体の在り方などを考える機会をつくっていくところでありまして。

ですので、これらの取組、それらの結果を踏まえまして、自治基本条例に反映してそれをしっかり明文化してうたっていくというのは非常に良い取組だと思います。ですので、順番といたしましては、まずこの二つの計画と検討会を動かしていきながら、その結果をしっかりと明文をしていくという形で自治基本条例を制定するという流れがスムーズかなと思っております。この件につきましては、村民はもとより議会の皆様ともしっかり議論を重ねながら進めなくてはいけない事項だと思います。議会の内容もこの中に入っておりますので、そういったところで検討を進めてまいりたい意向であります。

以上です。

副議長（山崎 文直） 百瀬輝和議員。

10番（百瀬 輝和） そうですね。コミュニティを考える中でやはりこういう意見が出てくると思っておりますので、しっかりとお願いしたいと思います。やはり、議会も議会の基本条例を先につくっていますけれども、住民との関わりだとか行政への関わりだとか、しっかりしたものをやはり総合的に考えながら取り組んでいくのが必要なのかなと私も感じております。

村民の皆様が自分たちの条例だと認識できる内容が非常に大切だと思います。また、その内容を見直し規定も入れていくことも大切だと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、村で地域の活動を応援するために、地域活動支援事業補助金があります。趣旨は地域の主体的な活動を推進するため、補助対象は地域づくり活動を行う団体、補助対象事業は協働によるむらづくり事業と地域コミュニティ活性化事業です。補助額は協働の村づくり事業には予算の範囲内で別に定める、地域コミュニティ活性化事業には1年目30万円を限度に

10分の10、2年目以降は20万円を限度に3分の2で、3年目までとなっております。地域に元気になってもらう、今コミュニティの見直しというお話をさせていただきましたが、その中で地域をやはり元気にするために行政が何ができるんだらうって考えたときに、この補助金って非常に私大事な補助金なんだなというのを感じております。この金額と割合については、ちょっとはてながつくところなんで、それについて村長に伺いたいと思います。

副議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 地域活動の補助金の額にはてながつくという御質問であります。

この地域活動支援事業補助金制度は、地方分権が進展する中で、村と住民が共に自立して村づくりを進めていくために平成20年4月に開始した制度であります。これまで15年間で、13団体に対し総額453万2,000円を補助してまいりました。協働の村づくりを進めていくためには、地域や団体が自主的・主体的に活動できるよう、その基盤づくりをまずは支援していく必要があります。この制度では、1年目は補助率10分の10で限度額30万円、2年目、3年目は補助率3分の2で限度額20万円を補助しておるところであります。この期間を3年間限定としているのは、新たに生まれた活動が定着していくまでには初期費用や手間がある程度必要であることと、3年間のうちに組織と活動を充実させて、その後は団体として自立して運営していただきたい、そういった思いが含まれているからであります。

平成30年度から令和2年度までこの補助金制度を活用していただいた経ヶ岳友の会では、カタクリの自生地の整備や登山道の整備、植物の保護のための看板設置などの活動を行っていただき、経ヶ岳の魅力を高めていただいたところです。そして、補助金の3年が終了後も、経ヶ岳の自然植物の保護・育成だけでなく、新しい登山道の権兵衛峠ルートの整備や、経ヶ岳パーティカルリミットのボランティアスタッフとして活動いただいているところであります。

上伊那のほかの市町村、同様の補助制度があります。調べてみました。3年間の補助であっても限度額が1年目から3年目全て10万円である村だったり、全て20万円である町だったり、補助率は10分の10でも1年限りというところがあります。こういったほかの上伊那の自治体と比較しますと、村は1年目、2年目、3年目と30万円、20万円、20万円と補助しておりますので、比較した場合であります、かなり手厚い補助となっておりますのが現状であります。

少し繰り返しの内容になりますが、この制度はあくまでも自主的な活動の支援ということを目的としているため、村内の様々な地区や団体が、独自の活動を主体的に発展できることが望ましいと考えております。そのため、現状では補助金についても持続可能なものとしていくために金額の変更はせずに、この制度をより多くの団体に利用していただけるように広報等を進めて、地域活動の活性化を支援していきたいという村の考えであります。

以上です。

副議長（山崎 文直） 百瀬輝和議員。

10番（百瀬 輝和） 2年目、3年目最大で、30万円に対して20万円になります。ですから、地元負担が10万円、2年目も10万円、2年で20万円という。県がやっている元気づくり支援金も、3分の1はその地元というか団体が負担しなきゃいけないという、ちょっとあれは申請のハードルが高いんですが、そんなところを考えると、やはり地域コミュニティを元気にするためには少し支援の仕方この地域コミュニティを考えて行く中で、しっかりと

どうしたら行政がその後の押しができる制度になるかっていうのも考えていただきたいと思います。

それでちょっとはてながつくということを言わせていただきましたが、やはり地域を元気にしていかないと村が元気にならないし、住民の皆様がこの村に対する愛着がわいてこないと思うんですよね。そのことをしっかりと考えて、行政のできることを考えていただきたいと思います。

2項目めの未来が輝く希望の村についてを質問します。

今年の4月1日から、日本の社会保障制度の大きな転換点となる二つの法律が施行されます。こども基本法とこども家庭庁設置法です。子供や子育て世代に対する法律です。子供を望む全ての人々が安心して子を産み、育てられる社会を築かなければなりません。生まれてきた子供が、家庭環境にかかわらず平等に伸び伸びと学べるようにしなければなりません。このこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子供が将来にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現を目指して、総合的に推進するための法律です。

その第10条に、こども計画を市町村まで制作するように書かれております。これは、村では努力義務になると思いますが、この点を村長に伺います。

副議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2項目め、未来が輝く希望の村にという中で、まずはこども基本法によるこども計画の作成はという御質問であります。

議員御指摘のとおり、令和5年度のこども基本法の施行に伴い、市町村はこども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされております。また、こども計画については市町村が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるとうたわれております。

南箕輪村では、来年度から第2期南箕輪村子ども・子育て支援事業計画を策定してまいります。そのため、ここにこども計画を内包する形で、一体のものとして進めてまいりたいという考えであります。いずれにしましても、令和5年秋ごろに決定される予定であります国のこども大綱及び県のこども計画の策定の進捗を見ながら進めてまいります。

以上です。

副議長（山崎 文直） 百瀬輝和議員。

10番（百瀬 輝和） しっかりとお願いしたいと思います。

次に、こども家庭庁については、大人が中心になっていた社会の形を子供真ん中へと変えていく新たな組織だそうです。現代社会の子供、家庭を取り巻く環境は日々変化しています。少子化の進行、人口減少と高齢化は国民共通の困難です。子供が健やかに生まれ育ち、自立した大人となり希望する結婚をし、そして安心して子供を産み育てることのできる環境づくりについて定めるとともに、結婚から出産、子育てに至るまでの一貫した支援等を明確にした村の子供に関する条例が必要ではないかと考えます。

令和4年12月時点で、全国の市町村では143自治体で制定されております。令和になってからは、子ども・子育て支援に関する条例と子どもの権利に関する総合条例があり、令和2年から制定件数が大幅に増えております。人間は誰しも特に子供の場合、一人では生きていくことができません。愛し愛されることによって、励まされることによって生きがいを感じ

ることができる、健全な成長が可能になっていきます。村としてしっかりと、子育て日本一の村を目指す村として、村長この取組大変重要だと思いますが、いかがでしょうか。

副 議 長（山崎 文直） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） こどもの権利条例の制定をという御提案であります。

こどもの権利条例、こちらにつきましては令和4年10月現在、62の自治体が制定しているようであります。長野県におきましても、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例が平成26年7月10日に公布・施行されております。このこどもの権利の保障に関すること、子ども・子育てに関する施策等を推進するために、基本理念、自治体等の責務や役割、施策の基本方向等を定めることは、妊娠から子供が18歳になるまで、関係機関が連携して切れ目のない支援を行う南箕輪村版ネウボラ、こちらを前村長から引き継いで推進している本村といたしましては、大変重要なことであると考えます。

ここにきて、先ほどのこども基本法、いわゆる法律が上に制定された形となっております。そして、こども計画の内容も、第2期南箕輪村子ども・子育て支援事業計画として包含しているというところでもあります。この法律が新しくできて計画を立てて、その間に今度条例を入れるという構造になります。今まで上に法律がなかったので、条例を制定することには大いに意義があったと思うのですが、その部分でどう重複する部分をないように制定していけばいいのかとかそういったところもありますので、基本的にはまずはこの第2期南箕輪村子ども・子育て支援事業計画にこども計画の内容を包含すること、これを先に進めていきまして、その過程でこども法また計画に含まれない部分を条例で定める必要があると、そういったことになれば進めていく必要性があると思っております。

以上です。

副 議 長（山崎 文直） 百瀬輝和議員。

10 番（百瀬 輝和） すぐということは言っていないので、しっかりとした子育て、今言った子供がしっかりと権利を持って育っていけるという村にしていきたいと思えます。

このあとのことは、それにまた取り組む必要性についてちょっと質問させていただきますが、先ほど述べたこども基本法の11条に、子供等の意見の反映がうたわれております。地方自治体はこども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となる子供や子育ての当事者等の意見を幅広く聴取し反映させるために、必要な措置を講じるとされております。

そこで、村で子ども・若者会議を設置して進めていきませんかという提案です。10代・20代を中心とした子供・若者からの意見聴取には、意見を言いやすい環境づくりや意見を聞く姿勢も大切です。さらに、子供と近い視線で支え、声を引き出すファシリテーターやサポーターの役割も重要だと考えます。

人間として対等な関係をつくっていく、この取組、村長いかがでしょうか。

副 議 長（山崎 文直） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 子ども・若者会議の設置をという御提案であります。

村では、今子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項を処理するための組織といたしまして、子ども・子育て審議会を設置しております。ほかの自治体の例を見ますと、

この第77条1項の各号に掲げる事項を処理するための組織として、子ども・若者会議を設置している自治体も見受けられます。

こども施策の中心であります第2期南箕輪村子ども・子育て支援事業計画の見直しの協議を進めていくに当たりまして、現在村の規定では子ども・子育て審議会、こちらで協議を進めていくわけですが、その中では子供や若者に対してはアンケート調査やSNSを活用した意見徴収など、子供や子育て当事者の声を聴き、計画に反映させていく予定とお聞きをしております。

そういった中、議員御提案のところでもあります。子供や若者に対して意見徴収をこういったアンケート調査やSNSだけでなく、直接会議を開いて子供や若者が意見を言いやすい、そういった環境をつくってみてはどうかというのが子ども・若者会議の設置の意義ではないかと思えます。そういったところでもありますので、この意義について御説明し、審議会の中でそういったことを進めたほうが良いということであれば、子ども・若者会議という形では今この村では子ども・子育て審議会というのが既に設置されていますので、それをそのまま使うのは難しいとは思いますが、趣旨は分かっておりますので、そういう審議会の中で意見があれば直接子供や若者から意見を伺っていくことは、価値のあることだと思います。

今後とも様々な場面で子供・若者はもちろん、子育てに関する皆様から意見をいただく機会をつくりながら、子供たちを中心とした子育て支援を進めてまいりたいと思います。

以上です。

副議長（山崎 文直） 百瀬輝和議員。

10番（百瀬 輝和） 未来の子供たちが本当に輝ける、南箕輪村を大好きだよと言えるような村になるようにしっかりとお願いしたいと思います。

3項目めの農業の未来のためについてを質問します。

本日お忙しい中、高木農業委員長にも来ていただいております。ありがとうございます。

農業委員会は、地方自治法180条の5第3項の規定により市町村に設置が義務づけられている行政機関であり、農地等の利用関係の調整及び利用の適正化をはじめ、農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的な努力によって総合的に解決していくことを目的とした、農業・農業者の利益を代表する機関であります。

個別の独立した機関であるため、村長の指揮監督は受けません。必須業務として農地の権利異動に対する許可判断、農地の利用最適化推進や耕作放棄地解消などがあります。また、農業に関する情報提供などの任意業務も行っております。今月配布された農業委員会だより24号、この中をちょっと見させてもらったんですが、令和4年度遊休農地調査結果では、令和3年度より2万4,002平方メートル減らしております。また、農地利用調整会議も開催され、取り組んでおります。農業委員会の努力に感謝申し上げるところであります。

そこで今回、以前も質問させていただいたんですが、なかなか進まないというか難しさがあるのかなと思いますが、再度質問します。

昭和50年代頃の整備した圃場の多くは10アールから20アール程度の小区画であったため、全国的に近年再整備による区画拡大が行われております。30アール以上の水田は県内では25%にとどまっているというデータがあります。全国平均は66%、大きく下回っているんですね。自動走行農機の導入等による生産コスト低減の効果を高める50アール以上の区画は、わずか2%です。圃場の区画拡大や用水路のパイプ化など基盤整備を推進し、効率的で生産

性が高く、持続可能な農業を実現するため必要だと考えます。

当然、これ農業者の皆さんの理解と協力が必要なことは大きな課題だと感じておりますが、いろいろな条件をクリアするところがありますけれども、今回農業委員会としてのお考えを伺いたいと思います。

副議長（山崎 文直） 答弁を求めます。

高木農業委員長。

農業委員長（高木 繁雄） 議席番号10番、百瀬議員の質問にお答えをいたします。

農業の未来のために圃場整備をということで、再質問という形でいただきました。

現在、仰せのとおり農業委員会では、主に農地利用の最適化の推進などを柱に活動を行っているところでございます。以前、この席でこれから農業で自立していくには、やっぱり経営の大規模化が必要であり、それには圃場整備は欠かせないと。その中では農地の集積・集約を図る必要がありますと。それで、他方では半農半X、いわゆる兼業農家の皆さんにも配慮が必要であるとお答えした経過があります。

農業委員会では、それらに向けて農地あっせん事業による権利異動や中間管理事業等を活用した利用権の設定を推し進めておるところでございます。近年、国による政策がいろいろ変わってきてまして、御存じかと思いますが、農地取得の下限面積の撤廃あるいは水田の畑地化促進と合わせて直接支払交付金の扱い、また利用権の設定が中間管理機構に一元化されるというような情報もあります。それぞれ懸念されるものがありまして、情報収集などを行いその対応を図っているところであります。

さらに、農業経営基盤強化促進法等の一部が改正され、この4月に施行されます。それによりますと、これ村からの説明もあつたかなと思いますけれども、市町村は区域ごとに協議会を授けて話し合いを行いまして、地域農業の将来の計画である地域計画を策定しなさいということになっています。これは令和6年度中にとということのようでございます。その中で農業委員会としては、地域で守るべき農地利用の姿を示した目標地図の素案を作成するとされております。今年度からすぐ具体的な作成方法を検討し、地域ごとに協議を重ねて取り組んでいきます。

その中で圃場整備についても、また農業委員会の中でも現在話題になってきていますので、協議を重ねていきたいと考えております。御指摘のとおり、圃場整備はお金もかかります。何より地域の合意が必要ですので、それまで前段の段階で各地区で検討していただけたらなと、幸いと感じておるところでございます。

以上です。

副議長（山崎 文直） 百瀬輝和議員。

10番（百瀬 輝和） 午前中の村の答弁の中でも、今後10年間で将来に向け、地域で計画をというお話をいただいております。やはり、この一番は担い手というところが一番課題になってくるのかなと感じておるんですが、どっか私のいる久保地区では、何とかできないかなというお話も伺っております。そういう中で、モデル地区的なもので、どこかがスタートすれば村中に広がっていきけるんじゃないかなという思いもあります。荒廃地の発生抑制と基幹的農業従事者の数が減少していく中で、農地の集約化は適正管理の上でも重要な取組であると私は考えております。担い手の確保が大きな課題となりますが、農業の未来に向けた取組をしていかないと将来がないと感じております。当然、農業委員会と村の両輪で進めて

いくことが大事だと考えておりますので、よろしく申し上げます。

圃場整備事業のこの制度なんですが、進めていく上で、この間その農地水環境の勉強会で久保で開かせていただいたときに私も参加したんですが、3種類あるそうです。以前質問したときは、中間管理機構の制度、国の制度でゼロ円でできますっていう提案をさせていただいたんですが、内容をよく見るとなかなか条件が厳しくて、使い勝手があまりよくないということだそうです。

現在、県内では諏訪だとか安曇野、大町辺りで圃場整備が進められているそうなんですが、それで使われている制度は、農業競争力農地整備事業を利用しているということを伺っております。ただ、この制度は12.5%地元負担があるということです。完成後には促進費交付金で戻ってくるというお話なんですが、最初にやはり地元がお金を払わなければいけない、このことがちょっと負担になるんじゃないかなということで、今回農業者向けの制度資金制度をつくりませんかという提案なんですが、村では、商工業者には村独自のかなり有利な振興資金があります。農業の担い手をつくる上でもこれは必要な取組だと考えますが、村長いかがでしょうか。

副議長（山崎 文直） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今回の圃場整備に関わって、農業者向けの制度資金を創設してはという御提案であります。

現時点では、村で仮に圃場整備事業の実施が決定した場合、この圃場整備に関わる融資制度は、日本政策金融公庫の農業基盤整備資金での対応を一つの選択肢として考えております。この資金は、農地・農道・水路など生産基盤の整備や農村環境基盤の整備などに関わる費用に対しまして、長期かつ低利な融資を行うものです。償還期限は25年以内、貸付限度額は地元負担額分が限度額、利率は0.65%であります。

また、さらに一定の条件を満たせば、この地元負担分の8割が無利子になる融資もございます。この融資は担い手育成農地集積資金といいまして、農地基盤整備資金と一体的に融資する資金でありまして、圃場整備事業後、担い手農業者へ一定以上の農地の利用集積を図る場合に、当該事業に関わる地元負担分について無利子で資金を融通するものであります。いろいろな制度がありますが、これは現状の考え方でありまして、仮にこの圃場整備がより具体的になるようであれば、当該お持ちの方との意見交換も進んでまいりたいと思います。そういった中でこういった融資制度をお示しをして、これが課題でもし進まないということであれば、村としても何かしら対応を検討していくことは必要なのではないかなと思っております。

以上です。

副議長（山崎 文直） 百瀬輝和議員。

10番（百瀬 輝和） ぜひとも進んでいくことを望みます。また、そういうときにはよろしくお願ひしたいと思ひます。

今年11月31日に、県の農業委員会女性協議会上伊那支部の役員の皆さんが来られて、女性農業委員の登用を要請されていかれました。要望書では、農業就業人口が女性の割合が多く、農業における女性の果たす役割が一層重要になり、女性が活躍しやすい環境づくりが求められているとしています。

すみません、少し私勘違いしていたんですが、農業委員は村長が議会に同意を得て任命する、農地利用最適化推進委員は委員会で委嘱となっております。通告では農業委員会長にお考えをとということで通告書を出していますけれども、よろしければ村長の意見も伺いたと思います、よろしくをお願いします。

副議長（山崎 文直） 答弁を求めます。

高木農業委員会長。

農業委員会長（高木 繁雄） おっしゃるとおり、農業委員会の構成、村条例で定数が定められておりまして、農業委員11名が村長の理解を得て任命するとされ、また農地利用最適化推進委員は4名で、農業委員会が委嘱するとなっております。共に任期は3年、今年7月には改選となるところでございます。

私どもの考えとしては、男女問わず幅広い世代の意見や考えを生かして活動をしていただくことが、村の農業振興やあるいは農村社会の発展につながると考えております。そんな中で、農業委員会の中にも女性の登用目標が設定されております。現在3名が農業委員、農地利用最適化推進委員、合わせて3名が活動を共にしているところでございます。

そこで、今回の改選でも村の共同参画行動計画などにも沿って、女性の登用30%以上を目指しており、現在各区や農業団体等に推薦をお願いしているところですので、御理解・御協力をまたお願いしたいと考えます。

以上です。

副議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議員おっしゃられるとおり、女性の積極登用については私も賛成の立場であります。先ほど申し上げました自治会組織検討会、各位これまでの区長さんを見ましても、今まで南箕輪で女性の区長は一人だけと、歴代一人しか出てこないというところでもあります。

今回、区から推薦していただくというところもありますが、推薦する団体も今そういったところで、女性の登用をこれから進めていかなければならない状況でありますので、各団体にこの女性の登用を積極的にしていただくよう、農業委員だけじゃなくて、そういったところにもこれから改革のメスを入れていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

副議長（山崎 文直） 百瀬輝和議員。

10番（百瀬 輝和） 女性がやはり活躍できる社会づくりっていうのが、非常にこれから問われるのかなというふうに私も考えます。女性の活躍で、この社会がやはり変わっていくというふうになっていけばいいなと私も望んでおります。期待したいと思います。

最後に、文豪トルストイの人生論の結論です。人の生活は幸福を追う努力である。これで質問を終わります。

副議長（山崎 文直） 10番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ここで、議長を百瀬議長に交代します。

議長（百瀬 輝和） 議長を交代しました。

ただいまから3時35分まで休憩といたします。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時35分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

4番、登内瑞貴議員。

4番（登内 瑞貴） 議席番号4番、登内瑞貴です。提出した通告書に基づいて質問させていただきます。

まず、デジタル化・ICTの活用推進についてお尋ねします。

自治体がデジタル化・ICTを活用する目的は、住民の利便性向上や自治体の業務効率化など、将来的に人口減少が予想される状況に備えるためです。本村は、人口増加を続けているからといって、この重要な取組を無視することはできません。藤城村長も基本政策の中でデジタル化の推進を掲げており、現在どのようなデジタル化・ICT活用の取組が行われているかお答えいただけますか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号4番、登内議員の質問にお答えをいたします。

デジタル化・ICTの活用の推進についての中で、まずはICTの活用について、現在どのような取組が行われているかという御質問であります。

令和4年度の事業といたしましては、現在庁舎・保健センター・村民センター・図書館へのWi-Fi設置や、庁舎の窓口案内のためのデジタルサイネージについて整備を進めており、いずれも今月中に整備が完了する見込みとなっております。また、今議会でも条例の改正議案を提出しているところでありますが、マイナンバーカードを利用した子育て・介護関係の26の手続のオンライン化対応を進めており、こちらも今月下旬からマイナポータル申請サイトで申請できるよう、基幹系システムの整備を進めております。

子育て関係では、例えば児童手当の現況届だとか、介護に関わるものでは要介護要支援認定の申請、そういったものがこの3月下旬からマイナポータル申請サイトで申請できるようになっております。また、この子育て・介護26の手続に含まれない申請手続についても、これ積み重ねると数百件になることが想定されますが、このオンライン化も順次進めております。国が示しているオンライン利用促進指針の中にその例示があるんですが、その中で村といたしましては、例えば犬の登録申請死亡届、こういったものは既にオンラインでできるようになっておりますので、適宜この申請できる数を増やしていきまいたいというところであります。

そのほか、村のLINE公式アカウントの機能向上や、住民窓口に証明書交付端末の設置を行っております。コロナ禍で導入が全国的・世界的に進んだウェブ会議につきましては、今年度は大型モニターを複数設置し、区長会や村づくり委員会を中心に対面とオンラインとのハイブリッド会議を導入しております。今後も引き続き実施していく予定でありまして、コロナ禍に限らずオンラインとオフラインのハイブリッド化を基本にすると指示を出しておりますが、会議によってはちょっと昔のようにオフライン限定に戻ってしまっているところも見受けられますので、そうならないよう気づいたところから指示を出しているところであります。

次に、内部事務についてであります。今年度はAI議事録作成ツールを導入したほか、タブレット端末こちら18台を導入し、管理職へ配備することを予定しております。タブレット端末につきましては、通常業務での情報系端末として利用するほか、定例会議等で利用す

ることで、ペーパーレスでの運用を想定しておるところです。

また、今年度庁内に立ち上げた総合計画推進委員会情報化推進部会においては、申請手続のオンライン化や汎用予約システムの検討、保育園・小中学校の情報発信出欠席報告システムの検討などを行っております。令和5年度には、この部会で内部事務の効率化についての課題の洗い出しやシステム化の検討、キャッシュレス化等についても検討を行う予定であります。

また、具体的には現在構築しております保育園・小中学校の情報配信、出欠席報告システムや各種検診の予約システム、こちらはもう令和5年度から運用を開始する予定であります。ICT技術の活用については、一番は使う側の職員の意識向上が重要と考えていますので、この点についてもしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、また一つ危惧するのは、何か課題を解決するとき、これはICTで解決すればいいやという安易な結論に持っていくのではなく、しっかりと想像力を働かせて職員の中で検討していただいて、その検討をした上でICTが望ましいのであればそうですし、全部ICTが解決してくれるわけではありませぬので、その部分は気をつけて進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 広報を含めて、周知の徹底を合わせて行っていただければと思います。

次に移ります。

行政サービスのデジタル化・ICT利用については、企業や住民サービスの利用者がどのような認識を持っているかの把握をすることが非常に重要です。具体的にはいかような利点があります。デジタル化された行政サービスがどの程度知られているかを把握し、課題や問題点の特定に役立つ、予算適正化や利便性の高い行政サービスの提供に役立ち、利用頻度やニーズを明らかにすることができる、デジタル化された行政サービスの利用方法やメリット、利用可能なサービスについての周知に役立ち、調査で得られた情報を基に情報発信や広報活動を行うことができる。

そこで、地元企業や住民がICTを利用することに対する意識や利用状況について、現在どのような調査を行っているか、また調査結果に基づいて今後どのような取組を行う予定があるかについて、お答えいただけますか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） ICTを利用することに対する意識や利用状況について、どのような調査を行っているかという御質問であります。

村では、こういったICTに対する意識調査や利用状況調査、こういったことに内容を特化した調査は現在行っておりませんが、今後必要になってくると感じております。特化したものではない調査ではありますが、令和元年に南箕輪村第5次総合計画後期基本計画策定時のアンケートの中では、村への満足度の質問の中に、公共の場でインターネット環境が充実しているという項目を設けたところ、満足、まあ満足と回答した率が12.8%でありました。この結果を受け、後期基本計画では目指す成果指標として、この率を令和7年度には14.0%にすると掲げております。少し目標の数字が低過ぎるのではないかと感じているところではありまして、私に村長が変わってから、Wi-Fi整備についてはスピード感を持って進め

ているところではありますので、恐らく14%以上にはなってくるのではないかとこのところ
であります。

また、調査を受け、どういったICTを導入していくべきか方向性を探るのは非常に大切
だと思います。しかしながら、恥ずかしながら今本当にその基盤が全然そろっていない状況
で、利用できるシステムが限られておりますので、まずはその整備を進めた上で、調査する
価値のある状況になってからやっていきたいなというところでもあります。

そんな中、令和5年度からは、令和8年度からの第6次総合計画の策定に向け準備を進め
ていきます。その中で、前回同様村民アンケートを実施してまいりますので、これも特化し
たというところではありませんが、より具体的なICTに関する項目を追加して、参考とな
る資料となるよう進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。調査に関することも、ICT化を導入す
ることで広域的な調査も費用をかけずにできるような形も望ましいのかなと思いますので、
よろしく検討をお願いします。

続きまして、先般この議会においてオープンデータに関する一般質問を行いました。今
回は自治体が保有するデータの活用状況についてお聞きしたいと思います。

今やデジタル化やICTの活用が進む中で、データの活用は不可欠になっています。デー
タの活用によるメリットとしては、政策の効率化・改善、行政サービスの充実・改善、市民
参加の促進、ビジネス展開などが挙げられます。また、データの活用は、自治体の透明性や
信頼性を高めることにもつながります。

ここで、保有するデータの活用状況について、現在どのような取組が行われているかお聞
きします。自治体が持つ膨大なデータを最大限に活用することで地域の課題を解決し、村民
の利益につながる施策を打ち出すことが必要不可欠と考えています。答弁をお願いします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 保有するデータの活用状況についてどのような取組が行われてい
るかというところでもあります。

まず、先にオープンデータの件進捗がありますので御報告をさせていただきますと、村で
は保有する行政情報等をオープンデータ化いたしまして、昨年12月から順次ウェブサイト
で公開を始めております。公開をするデータであります。国のIT総合戦略室が示している
推奨データセットの中から村が掲載可能なデータを選びまして、それを機械判読に適したデ
ータ形式へ変換作業が行えたものから順次掲載をしております。

現在は、村内の医療機関・文化財・観光施設、公共無線LANアクセスポイント、子育て
支援、そういったところを公開しておりますが、まもなく3月の時点で村勢要覧に関わる約
30項目のデータについても掲載し、公開していく予定でありますので、お知らせをいたしま
す。同時に、掲載場所についても少し私が確認したところ、分かりにくい場所にありました
ので、こちらのほうも工夫するよう指示をしたところでもあります。

また、村が保有する膨大なデータ、利用できているかという、なかなか利用できていな
いというところが現状であります。政府のe-Statにたまっているデータについては、
私は定期的に村も含めて他市町村との比較等で使って、例えば村の新築戸建て率がどうだと

か、課税所得を納税義務者数で割ったときの村のランキングが何位かとか、そういったところは利用をしているところではありますが、村が今、生で持っているデータを何か活用して事業に特に企画部門で生かしているかという、なかなかできていないところが現状であります。ですので、そういったところをまずは課題として認識をいたしまして、企画部門を中心に、特に新たな事業をするときはそういった持っているデータを根拠づけるというのは非常に大事なことです。大切な御指摘をいただきありがとうございます。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 保有するデータ、公開できない情報もあるかと思いますが、新たなビジネスチャンスと捉える業者等もいるかと思いますが、公平性・透明性担保のためにも、一つでも多くの情報が公開されることを願っております。

次に、1項目め最後の質問になります。

I C Tの活用は現代社会において不可欠なものになっております。そこで、自治体がI C Tを活用した際に得られた効果や成果についてお尋ねします。具体的な事例を教えてくださいませんか。

例えば、I C Tによって業務の効率化が実現したり、住民サービスの充実が図れたりすることがあります。また、I C Tによって市民参加や地域課題の解決につながった事例など、どんな分野でも結構です。自治体がI C Tを活用することで、地域の発展に貢献する施策を打ち出していただけることを期待しております。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） I C Tの活用によって得られた具体的な効果や成果についてという御質問であります。

まず、内部事務に関してであります。先ほどA I 議事録作成ツールを導入したと御報告いたしました。年間約500時間の会議に利用いたしまして、導入前はこの議事録作成に合計で約1,150時間かかっておりましたが、このA I 議事録作成ツールの導入により、1,150時間が700時間にまで短縮しております。450時間ほど短縮できておまして、日数に換算しますと58日分、約40%の削減効果を確認いたしました。浮いた時間は、コア業務に従事する時間に充てることができたというところであります。

また、こちら先ほど申し上げました昨年12月役場庁舎1階に自動交付端末を設置しております。現在設置から3か月たったところではありますが、月平均100件程度交付がありまして、役場に来庁した方のうち約1割の方がこの端末を利用して証明書を受け取っていただいているという状況であります。

マイナンバーを持っている方も昨今順調に増えておりますし、この手数料も窓口で取るより50円安いので、今後さらに利用を増やして窓口の負担軽減、また住民サービスの向上につなげてまいりたいと思います。

また、住民向けサービスにつきまして、2月の中旬からL I N Eの機能向上を図りまして、ごみの分別検索や道路損傷、不法投棄の報告機能を追加したところであります。2月中旬からであります。現在合計で2件の報告をいただき、道路損傷については対応したというところであります。

また、南原で開催しておりますいろんなことということで、少しこれは軽い話題ですけど、楽集会では地区公民館の開放活動を行っておりまして、この地区公民館に設置したW i - F

i 目当てに大人や子供、様々な方が集まって一つの集まるきっかけになっているというところもあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 私の知らないような事例もありましたので、ぜひ村のウェブサイトで公開するというような、事例紹介のような形で発表していただければありがたいかなと思います。

自治体において、ICTの活用・デジタル化推進というのは人材不足であったり、予算、システム・アプリの複雑化、情報セキュリティなどの課題が存在するかと思います。しかし、現状私の認識としては、まずは問題認識を共有することが大切だと思っております。

配付した資料を御覧いただけますでしょうか。こちら庁舎内の印刷枚数カウント数について、ここ5年ほどと1年予測になりますけれども御覧いただきますと、令和に入りまして、令和以降はちょっと微増傾向にあるというようなところと、このように印刷コストが増加すると電気代も増加していますので、今後印刷コストの高騰というのは想像に難しくありません。デジタル化・ICTの活用は、ペーパーレス化を実現するには不可欠ではあると思いますが、まずは印刷ルールの見直しや印刷状況の把握など、職員自身が課題として認識できるような環境の整備や、できることから取り組んでいただけたらと思います。

1 項目めの質問は以上です。次の質問に移ります。

学校教育や社会教育においてICTの活用がますます重要視される中、より効果的な利用のためには、教育やそれに関わる職員へのICT教育が不可欠になっております。今日では、ICTを活用することが教育現場において当たり前ものとなっており、教員・職員がICTを十分に活用することで教育の質が向上することが期待されます。そのため、ICTの適切な利用に必要な知識や技術を身につけることが求められています。こうしたICT教育の実施によって、教育現場においてより質の高い教育を実現することが期待されています。

そこで、教員・職員のICT利用について、どのような研修や支援を行っているかについてお尋ねします。具体的には、ICTを適切に活用するための技術・ノウハウを習得する研修など……。

2 番いっちゃってますか。

議長（百瀬 輝和） 登内議員、1 番。

4 番（登内 瑞貴） 1 番の流れですよ、大丈夫です。

窓口などがありますが、どのような御支援をされているか答弁をお願いします。

合ってますか。2 番に行っちゃってますか。

議長（百瀬 輝和） 今、2 番ですよ、内容的に。

4 番（登内 瑞貴） 本当ですか、ちょっと待ってくださいね。

すみません、1 番の学校教育・社会教育におけるICT活用の具体的な施策や取組をお願いします。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号4 番、登内瑞貴議員、学校教育・社会教育の充実と促進に関連しまして、ICT活用の推進における具体的な施策や取組はについてお答えいたします。

I C T機器の活用というのは、これからの時代を生きる子供たちにとって、もはや令和の時代における先ほど議員当たり前という言葉が使われましたが、スタンダードであるという認識を持っております。特別なことではない、そういうふうに思っております。多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びや、創造性を育む学びの具現・実現とともに、I C Tの導入は教職員自身の学校における働き方改革にもつながるものであります。

議員御質問の具体的な施策でございますけれども、今教職員は先ほど質の高いというそういう言葉が使われましたが、子供たち一人一人の学び方、考え方を知識とともに教えていく、この学び方、考え方が一番大事なところかなと思っておりますけれども、子供たちが本当に学び方、考え方それぞれ異なるという大前提の下に、子供たち自身が自分で学びを深めていくことを大事にしたいと思っております。

また、学ぶ目標でございますが、だんだん次第に個別化、その人その人、その子その子によってということで個別化していく、伴いながら自立的になっていく、自分で自分の学び方を見出していく、それには教職員が直接的に関わらない学びを体験することも大事なかなと思っております。子供たち全員がクラウドによる同時共同編集、今現在それをやりながら意見交換等、主体的・対話的で深い学びができる、このスキルを身につけていくことが望まれる、大事と考えております。

具体的な取組なんですけれども、3校にI C T支援員を配置したことによりまして、教職員へのI C T端末の活用と学校現場におけるI C Tを活用した授業支援、ここが非常に充実しているというふうに受け止めております。同時共同編集や意見交換、先生からの課題に取り組むための一人1カウントによる教育クラウド、これを利用しております。

それから、休日の持ち帰り学習をサポートするための村のG I G Aスクール支援、村独自でやっておりますけれども、これは土日、午前中の時間帯のみですけれども、あるいは年末年始、何かトラブルとか困ったことがあったときにはここに連絡すれば解決していける、サポートを受けられる、そういう仕組みでございます。委託をしております。

それから、主に電子黒板などを利用して音声・動画・書き込み等ができるデジタル教科書の導入、今後さらにこのデジタル教科書は進んでまいりますけれどもや、児童の学習到達度が分かるテストあるいは予習復習に利用できるドリル教材、それから文部科学省や長野県のC B Tシステムの導入、C B Tというのはパソコンを使って入って行ってテストを受けられるという仕組みでございますけれども、その導入、それから電子黒板等の周辺機器の導入、成績処理、これは職員の関係になってきますけれども、校務に関しては教職員・児童生徒情報管理等のための統合型校務支援システムC 4 t hという仕組みを使っておりますが、それをはじめとしたI C Tを導入しております。

取り組み始めてから期間をどう見るかということがあるわけですが、まだ日が浅いというそういう見方もできなくはないため、まだまだ支援員の方のお力をいただかないとというふうに思っております。継続した御支援をよろしくお願いしたいなというふうに考えております。

また、社会教育関係でございますが、人権講演会や村民文化祭、それからこの1月3日に行われた二十歳のつどいなどに、オンラインでの配信を先ほど村長がハイブリッドという言葉が使われましたが、そちらもオンラインを使いながらの配信をしております。また、

大芝公園内のスポーツ施設等のオンライン予約を可能とするため、現在利用システムの設定作業を進めております。今年度中には予約状況の閲覧が可能となるように、また来年度から順次オンライン予約が施設等々のいろんな状況がありますが、オンライン予約が可能となるよう準備を進めておるところでございます。

それから図書館のほうですが、県立図書館との共同でということで、デジとしょ信州が動き出しております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。様々な取組が行われているということで、安心しました。

ちょっと質問が逆になってしまいましたけど、改めまして教職員の方の教育についてちょっとお聞かせいただければと思います。

学校教育・社会教育において、ICTの活用というのがますます重要視されております。使う側の教育というのも当然不可欠になってくるかとは思いますが、教職員に対するICT教育の現状についてお伺いします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 職員のICTの利用についての研修あるいは支援ということで、先ほどのことでよろしいでしょうか。お願いします。

研修についてであります。今年度はICT支援員による全教職員向けのタブレットの基本的な使い方、それからアンケート作成、これ非常に便利ですよ。アンケート作成それから展開、結果確認方法について、それから先ほど申し上げました統合型校務支援システムの使い方、これは夏休み中に3日間かけて行っております。また、文科省のCBTシステムMEXCBTを利用した出題や結果集計方法、これは12月下旬に3日間行っておりますが、の研修をオンライン配信で行いました。

それから支援についてですが、学校現場はおかげさまで各校一人の支援員さんが配置されて常駐という形をとっておりますが、授業支援それから校務支援の関係の支援をいただいております。学校から、非常にありがたいという声をいただいているところでございます。この情報活用能力やICT機器の活用は、何よりも子供たちのこれからの学びには欠かせない、先ほど申し上げました。

またこれに伴いながら、テストのCBT化は必須とってよいほど進んでくるのかなと思っております。実際に来年度の中学校の全国学力状況調査、学調といいますが、英語では話すことの調査はMEXCBT、要するに遠隔の中でのテストという形でオンライン方式で実施することが決まっております。生徒のみならず、教職員においても身につける必要があるスキルというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 使う側の人間ってというのが使いこなせなければ、道具ありきじゃないですけど十分な効果が得られないのかなと思いますので、継続的な研修等をお願いできればと思います。

次の質問に移ります。

ICTを活用した取組はまだまだ始まったばかりであり、手探りの状況が続いているかと思えます。しかし、このような新しいことに取り組む上で、参加者からの評価やフィードバックは重要な情報源となります。先ほど教育長おっしゃられておりましたけれども、アンケートは大変重要だと思います。このような参加者の意見を踏まえた適切な改善や改良がなされることで、よりよい環境が実現可能になるかと思えます。

そこで伺います。ICTを活用した授業や講演会などの評価、フィードバックの状況についてお聞かせください。より具体的であればありがたいと思います。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） ICTを活用した授業や講演会などの評価、及びフィードバックの状況はについてお願いいたします。学校教育の関係についてまずお伝えします。

ICTを活用した授業研究会、先生方研究会を持ちながらという、そういう場においてですが、それは教職員同士が見合うといいますか、授業者を中心にしながら意見交換・研究会を持つものでございますが、そこではいわゆる授業評価が行われているんですけど、ふだんの授業における評価っていうのは、現在そこまでは深まっていはいないかなというふうに思っております。

しかしながら、日々先生方もICTを活用した授業づくりの研修、先ほど申しあげました支援員さんのお力もいただきながら、こういうふうに授業の中でこういう入れ方をしたら有効だよとか効果があるよとか、子供たちにとっていいよねというそんなようなことを深めながらという授業づくりをしております。現在ICTを使わない日がないくらいということで、文房具のようにこれが本来の理想かと思うんですけども、タブレット等を文房具のように使いながら、ふだんの授業を展開しているところでございます。

それから、GIGAスクール構想により子供たちがオンラインで大量の情報を得たり、交流したりして授業できるようになってきています。職員同士、生徒同士がフィードバックし合うことも今後大切にしていきたいなと思っております。

それから社会教育についてなんです、教育委員会が開催する講演会等の評価については、例えば人権講演会でアンケートを実施いたしました。コロナ禍で講演ということもあつたんですけども、参加者の中から子育て中ということもあり、子供を置いて家を留守にすることがなかなか難しい状況があると、オンラインで視聴できる時代となつてとてもありがたいという御意見、それから映像と講師の公演内容とのタイミングがずれているというような、そういうことでの御指摘もいただきながら、それも今後のそれ以降のオンライン配信に生かしてきておるところがでございます。今までの実践を生かしながら、職員のレベルアップと効果的な活用を求めていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 1点追加なんですけど、学校現場において子供たちの評価とかフィードバックを受けるというのはなかなか難しいんでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 子供たちの声としては非常に分かりやすい、授業が分かりやすい、それはベースにはかなり視覚的なものを使いますので、子供たちが集中しやすいという

ような、そういう声は学校から聞いております。それは後の御質問とももしかして関わるのであれですけども、非常に生活の落ち着き、授業の落ち着き等々にもつながってくるかなと思っております。そこまでの子供たちに具体的なアンケート等は取っていない状況でございます。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

とれるのであれば直接的な声を聴く、直接対面でもいいですし、それがICTを活用する必要はないかと思えますけれども、そういった子供たちの声を聞く場、聞く機会っていうのがあればなおよいかと思えますので、御検討いただければと思います。

次の質問に移ります。

ICTを活用した授業や教材の導入についてはまだまだ課題が残っており、自治体による格差も大きいとの指摘もあります。しかし、ICTを活用することでより効果的・魅力的な授業が実現し、学習効果の向上や学力向上につながる可能性はあります。

そこで、ICTを活用した授業の教材の導入において、教材内容の改善や学力向上にどのような効果があったかについて伺いたいと思います。具体的に御説明いただければ幸いです。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） ICTを活用したことによってということで、どのような効果があったという、お答えいたします。

ICT活用は先ほど申し上げましたが、学校のスタンダードということで今位置づいてきていますが、特別なことということじゃなくて日常化の中で、3校の教職員からその効果について少し考えをいただきました。その内容についてお伝えいたします。

授業での教師によるICT活用の効果は、教師が授業のねらいを示したり、学習課題の興味関心を高めたり学習内容を分かりやすく説明するために、教師による指導方法の一つとして活用していると。なので、もっと言うとICT先にありきではないという、そこだけはしっかり押さえているというふうに思っております。

それから、授業でのデジタル教科書利用による映像や音声といった情報の提示、あるいは拡大しての提示は効果がある。休んだ児童生徒に授業を配信する、また連絡網オンライン配信ができるそのような利便性というか効果もある。休んでいる生徒あるいは保護者からオンライン授業の要望が学校に来る、寄せられるということ、これもうれしい効果かなというふうに思っておりますというふうに学校の職員からは聞いています。家庭の御理解とICT活用の日常化であるというような声も聞こえております。

それから、子供たちが安心・安全に情報を収集したり選択したり、文章あるいは図・表にまとめたり表現したりする際、あるいは繰り返しの学習によって知識の定着とか技能スキルの習熟を図る際に、ICTの活用によってかなり一人一人のお子さんに応じたアプローチができるかなということ、それから教科内容のより深い理解を促すことができる効果がある。いずれも数値としてはなかなか表しにくさがあるんですけども、学校の先生方はその効果を感じているということ、先ほどと重なるんですけど、一番効果を感じているのは子供たちではないかなというふうに思っています。先生方も感じるということは子供たちがそれを表してくれている、そういうふうに思っております。

具体的なんですが、付箋に書いて貼っていく機能があるんですね。私、すみません、使ったことないんですけど、話し合い等でふだん教室で手をなかなか挙げられない子供たちが、自分の考えや意見といったものを書き込むことができるとか、あるいは子供たちが先生に教師に、逆にこうやったらいいよねっていうそういう提案をする姿もあるようです。子供たちから教えていただく、これも大事な子供の成長でありますし、使っている効果かなというふうに思っております。

調べ学習における提示資料等を作成して、プレゼンを子供たちがしています。発信する、プレゼンする、そのツールとしての非常に利便性が高い効果がある、そんなことも感じているところであります。

それから授業の計画段階においてですが、教育効果を上げるにはどのような場面でどのようにしてICTを活用するか、この計画、これが一番大事かなというふうに思っておりますけれども、その際には指導のねらい、それをしっかり見据え、そのためにICT機器、あるいはコンテンツをどういうふうにするかその準備も含めてですけど、それで教室でICTの環境を整える、また授業が終わった後には、授業でICTを活用することによってどのような効果があったかを振り返る、これが先ほど議員おっしゃられたアンケートも含めてということになりますけれども、そこを大事にしながら、次の授業改善に生かしていくことと考えております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

まだまだ課題もあるかと思えますけれども、よりよい教育ができるように進めていただければと思います。

では、本項目最後の質問になります。

ICT教育の推進に当たり、社会的な流れの中で、その教育に対する懐疑的な見方というのはある程度出てくるのかなと思います。理解不足や不安感から来るものであると考えられますが、ICT教育の推進には地元住民や保護者への丁寧な情報提供が不可欠かと思えます。

そこで、現状のICT教育を活用した学校教育の推進に対して、地域住民や保護者に対してどのような情報提供を行っているか伺いたいと思います。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 地域あるいは保護者の方に情報提供についてです。

子供たちが一人一台端末を利用するために、先ほど心配といいましょうか、不安といいましょうか、そこどころが非常に大事なところかなと思っておりますので、あくまでツールを使っていく上で使い方だけではなくてリスクもあるよと、そういうことを踏まえながら情報モラル、あるいは使うときのルール、そこを指導するだけではなくて、保護者の方々など関係者に御理解と協力をいただきながら、家庭に持ち帰ったときの使い勝手もそうでしょうけど、そこを大事にしながらということで、子供たちが安心・安全に端末を利用できる環境を整えていくことが大事ではないかなというふうに考えております。

授業参観で使用して保護者の方にそれを見ていただき、ちょっとなかなかコロナの関係で止まっているところがあるんですけども、その様子を学級だよりも載せることや、タブレットを先ほど申し上げましたが家庭に持ち帰って、使っている姿を保護者の方に見ていただ

くあるいは一緒にやっていただく、子供の成長を実感していただいていることも情報提供の一つかなというふうに思っております。

また、PTAでも会員の方々、タブレット導入当初生徒の端末を使ってオンラインでつながるといようなことも行ってきております。議員の皆様、地域の皆様、それからコロナ禍で学校になかなか足を運ぶ状況が今までなかったわけですが、ぜひともですが学校のほうに足をお運びいただきながら、子供たち、授業の様子を見ていただければ非常にありがたいかなというふうに思っております。保護者の方々の御協力がなければやっぱりやっていけないなというところもありますので、タブレット端末の使用、日常化というふうにさらに進めていくために、ぜひともこれから御理解・お力をいただきたいなとそんなことを思っております。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 私も一保護者としてですけども、また協力はしていきたいと思っておりますけども、やはりちょっと保護者といっても年代等ばらつきがありまして、いろいろなセキュリティだったりリテラシーの差というのはどうしてもあるかと思っておりますので、そういったところも含めて学校側とも協力していければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、最後の大項目に移ります。地域防災の課題解決と強化について伺います。

近年、異常気象の増加により、自然災害の脅威は以前にも増して増大しており、南海トラフ地震をはじめ発生が予測される大規模災害もあります。防災・減災の取組は災害経験の有無や効果が見えにくいこともあり、経年とともに関心が低下することが課題となっております。しかし、常に防災・減災に対する備えと意識を持ち続けることが非常に重要です。

そこで、継続の取組について3点ほど伺います。

まず、本年度の地域防災の取組の進捗状況について、具体的な取組や成果について答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 時間が限られておりますので、簡潔に回答させていただきます。

本年度の地域防災の取組の進捗状況であります。各地区の自主防災会との情報共有を行う場として自主防災組織連絡協議会を開催し、1年間の計画や総合防災訓練、国・県からの防災に関する情報共有、各地区の状況等の共有も行ったところです。また、村の防災士との連携といたしまして、昨年度は書面会議で行ってございました防災会議を自主防災会との合同会議といたしまして2回実施したところであります。

9月4日に予定しておりました総合防災訓練は中止としましたが、11月27日に村と各地区との情報伝達訓練は代わりに実施したところです。そのほか、避難所である神子柴西部集会所、大泉第二公民館に空調設備を設置したほか、各地区の公民館・コミュニティセンターのケーブルテレビの接続箇所の再確認を行いました。さらに、災害時支援用のバンダナを制作したり、障がい者など配慮が必要な方のための折りたたみ式ベッドやパーティションの配備を進めました。また、民間3団体との災害時の連携協定の締結も行ったところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

じゃあ、続きまして質問させていただきます。

来年度の地域防災の重点的に取り組むべき課題・目標についてお伺いします。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 来年度の地域防災の重点課題はという御質問であります。

重点課題であります。村といたしましては、コロナの影響により低下してしまったと考えられる地域の防災力の向上を重点課題としております。地域の防災力は取組が継続してこそその取組が地域で引き継がれ、防災力の向上につながってまいります。ここ数年、コロナの影響によって、地域の皆さんが集まって何かを行うということが困難でありましたので、まずは今の状態からコロナ禍前の地域防災力に戻るよう努力を重ねることが必要であると考えております。

今後はマスクの着用や5類への移行など緩和する動きがありますので、自然とそういった動きもありますが、村といたしましても地区の中や地区同士、村、他団体、消防団体などそういったところと連携を取り戻せるような機会を多くつくっていくよう努めていく予定であります。

また、コロナで進んだウェブ会議、そういったところはしっかりと新しい手段・手法として、地域の防災力向上のために取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） まさに継続的な活動こそが一番重要なと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

少し答弁のほうで触れていただきましたが、住民の防災意識の向上への取組というところで、何か具体的なことが行なわれたかどうかお聞きします。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） まず、国の方針が変わりまして、豪雨災害など様々な災害が頻発する昨今においては、これまでの行政主導の取組を改善することにより、防災対策を強化するという方向性を抜本的にここが見直されまして、住民自らが自分の命は自分で守る、そういった意識を持って自らの判断で避難行動を取り、行政はそれを全力で支援するというところが変わってまいりました。私も訴えております行政サービスではなくて、行政サポートへの転換であります。

そういったところでは、まずは本村で今進めている個別避難計画の策定などはその方針の一環でありますし、村では地区自主防災会や村防災士との情報共有をはじめ、出前講座という形でここ数年できていなかったんですが、一定以上の村民の集まりに対して講座等を職員が説明する形で行っておるところであります。

住民の防災意識の向上には、防災知識の裾野を広げる取組が重要であります。また、これは私が思っているところですが、やはり大規模災害が起きたときを想定した訓練っていうのはなかなか行われていないというのが現状であります。特に、例えば消防団とかは、大規模災害のときに一番活躍いただけるだろうというところでもありますので、そういった大規模災害を意識した防災訓練、そんなことも少し進めていってはどうかという考えを持っているところあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 当地域は比較的災害が少ない地域でありますので、なかなか災害想定というのは難しいところではありますが、人生で一度しかないことで命を失う、命を守るというのが一番大事なことかと思っておりますので、そういった活動につなげていただければと思います。

では最後の質問に移ります。

災害時における情報共有の重要性はいうまでもありませんが、情報の正確さや連携の確保には今後もICTの活用が不可欠であります。

そこで伺います。災害時における伝達や連絡調整において、自治体がどのようにICTを活用しているか、具体的な取組や状況についてお答えください。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 災害時における情報伝達や、連絡調整のためのICT活用状況はという御質問であります。

先ほどから何度か申し上げておりますが、ウェブ会議システムを利用して各地区と村災害対策本部を同時に結び、情報共有することを始めておるところであります。また、今年度は移動系の防災行政無線設備の更新を行いました。今月中には整備完了の見込みであります。これまで独自の周波数を用いた電波での無線設備から、IP無線及びデジタル簡易無線を利用する設備に変更をいたします。そのため、今後消防団・各地区の公民館・コミュニティセンター及び村災害対策本部とのいろいろな連絡は、このIP無線機をメインに展開していくこととなります。

IP無線機とは何ぞやというところではありますが、これまでと同様の機能に加えまして、映像による通信も可能となっております。これは例えばのところではありますが、現地確認を行う職員がカメラ付きのIP無線機を現場に持参し、その映像を本部等のPCでリアルタイムに確認する、こういったところも可能となっております。ただ、維持費等の関係で、現時点では全てのIP無線機をこういった高機能というところにはなっておりませんが、そういった活用を進められる環境ではあります。

また、本部機能の強化といたしまして、ウェブ会議等で利用するモニターを2台、またこれから役場庁舎の入り口にデジタルサイネージを準備いたしますが、そのモニター2台を追加いたします、計4台が災害対策本部で状況を映し出せるようなそんな状況、環境を整えることができっております。

災害時には災害対策本部におきまして、最新の気象情報やテレビからの情報、避難所とのやり取りなど、そういったところを確認できるというところでもあります。よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 情報伝達の正確さというところが担保されるようなシステムであれば歓迎していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、4番登内瑞貴議員の質問は終わります。

なお、4名の議員の質問が残っていますが、明日10日の午前9時から一般質問を続けると

いたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

散会 午後 4時25分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 5 年 3 月 1 0 日 (金曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

6 番 都 志 今朝一

5 番 笹 沼 美 保

8 番 唐 澤 由 江

3 番 原 源 次

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	10番	百瀬	輝和
5番	笹沼	美保			

○欠席議員

9番 三澤 澄子

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	武井	香織
総務課長	伊藤	弘美	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	加藤	篤
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	宮澤	文敏

会議のてんまつ

令和5年3月10日

午前9時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

会議に入る前に御報告いたします。

9番、三澤澄子議員から欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

6番、都志今朝一議員。

6番（都志 今朝一） おはようございます。議席番号6番、都志今朝一です。

私は、先に通告いたしました5項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお伺いいたします。

今定例会は、私たち任期の最後の一般質問となります。時のたつ早さを感じております。去る2月10日には、低気圧が発達しながら本州南岸を通過した影響で大雪になった。この大雪の影響で中南信の幹線がストップし、飯田線も運休した。伊那市荒井にある上伊那広域消防本部の観測点の積雪は、午後5時時点で25センチを観測し、日常生活にも影響が出た。また、猛威を振っていた新型コロナウイルスもここにきて収束の兆しも見えつつある。早い収束を望むところであります。

それでは、質問に入ります。

なお、質問の一部は信濃毎日より引用しております。

質問1項目め、村政運営の1件目、令和4年度の事業の執行状況はどのようなかをお伺いいたします。令和4年度の年度末まで、後20日を残すのみとなりました。藤城村政にとって初めての予算編成であり、令和4年度南箕輪村一般会計の予算の当初予算66億円であり、今定例会に提出された令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）の予算は、80億7,868万7,000円であります。令和4年度は、コロナ感染症対策などの関連事業などに予算が必要になったと思われます。また、学校給食センター建設工事・南部小学校雨水排水対策工事・道路改修工事などハード事業のほか、ソフト事業にも多く取り組まれており、多くが竣工をしていると思われます。

それではお伺いいたします。

村政運営の1件目、令和4年度事業の執行状況はどのようなかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号6番、都志議員の質問にお答えをいたします。村政運営の中で、令和4年度事業の執行状況についての御質問であります。

令和4年度の事業、2月末現在の執行率はおおむね86%となっており、順調に推移をしております。しかしながら、役場庁舎照明LED化工事、村道1098線道路改良工事、村公民館のトイレ改修工事等につきましては、資材の納入の遅れなどから繰越事業とさせていただいております。

また、上水道事業関係で沢尻南原地区で計画しておりました配水管布設工事につきましては、ネクスコ中日本との協議に時間を要するため、下水道事業関係では、浄化センター汚泥搬出コンベアの改築工事について、資材の入手時期の遅れにより、竣工がどちらとも来年度以降となる見込みであります。

イベント関係では、本年度も残念ながらパーティカルリミット、また小中学校の夢先生授業、そういったところをコロナの影響により見送ったところであります。村の3大イベントの一つであります大芝高原まつりの開催もかないませんでした。森の花火大会を独自に開催できたことは何よりでありました。

また、防災関係では、防災マップを今年度実施予定でありましたが、大泉川の氾濫想定地域、こちらが更新されたものですから、来年度に1年遅らせて最新の防災マップを配付してまいりたいと思います。

令和4年度の事業のおおむねの執行状況については、以上であります。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6番（都志 今朝一） 出納閉鎖は5月末ですが、年度末での事業進行が基本であります。繰越明許の少なくなる行政運営をお願いし、2件目の企業版ふるさと納税の進捗状況はどのようなかをお伺いいたします。

令和4年第1回定例会で可決し、3月14日より施行された村まち・ひと・しごと創生基金条例、企業版ふるさと納税を活用するための基金設置条例であります。条例は第1条設置から第6条委任までと、附則で条例の公布日がうたわれております。1条の設置には、地域再生法、平成17年法律第24号第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し当該事業の財源に充てるため、南箕輪村まち・ひと・しごと創生基金、以下基金というを設置する。また、6条には、この条例に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定めるとうたわれております。

当該事業は、元プール跡地に体育館の建設の基金の財源であります。施行されて1年が過ぎようとしています。昨年の同僚議員の一般質問で、企業からの寄附金募集はどのような形で行うのかの質問の答弁では、寄附金募集には様々な工夫が必要、普通にしているだけでは集まらない、具体的には体育館兼避難所・トレーニングジムの建設に取り組み、事業を進めるに当たっては、村長・VC長野・役場の各部署が独自に連携して推進体制を整え、戦略を立てて取り組むとの答弁であった。

施行されてからの企業版ふるさと納税の進捗状況はどのようなかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 企業版ふるさと納税の進捗状況はという御質問であります。

この事業を進めていくに当たっては、前回他の議員の御質問の際にお答えしたとおり、VC長野トライデンツの存在や活動を、まずは村民へさらに浸透させていくことが重要であると考えております。

企業版ふるさと納税を活用して、体育館兼避難所・トレーニングジムの建設を目標として
いるところではありますが、建設場所につきましては議員からプールの跡地という話がありま
したが、そこは決定をしている内容ではありませんので、お伝えをさせていただければと思
います。この施設を利用する村民の方々のメリットといたしましては、仲間と運動する喜び
や健康づくりにつながるもの、こういったものが主であると考えております。

国の社会保障費が131兆円に膨らんでいく中、村としてできること、それは健康づくりや
予防活動を進め、医療費や介護費、そういったものを削減することを進めていかななくてはな
らないと思います。そもそも、人間が健康であることはそれはイコール幸せにつながります
し、そういったこともあります。村として、来年度から健康づくり事業を大幅に拡大して取
り組むこととしております。

その中で、VC長野トライデンツと協業する健康づくり講座も創設予定でありまして、ま
た村の地域おこし協力隊で現在VC長野にも所属する選手やトレーナーがおりますので、彼
らの協力を仰ぎながら健康づくり講座全般に積極的に参入していただき、村民の健康づく
りを進めるとともに、VC長野トライデンツの浸透も図ってまいりたいと思っております。あ
あいったまさに健康な人たちがいると、健康づくりを励む人たちもやる気が出るのかなとい
うところでもあります。

また、今年度採用した体育専科教員のうち1名は、VC長野トライデンツとゆかりのある
方です。教育委員会・学校と協議を重ねた上ではありますが、VC長野トライデンツ
が参画する体育授業、そういったところも考えていきたいと思っておりますし、今後今課題
となっております中学校の休日の部活動の地域移行化、これについても意見交換を進めてい
るところであります。

彼らはバレー専門の選手ではありますが、基礎的な体づくりやトレーニングは全ての運動
の部活動に共通する部分でありますので、こういったところを協業できる仕組みを整えるこ
とができれば、部活動の地域移行に関して、村はVC長野トライデンツが拠点を持っている
ことで非常に恵まれた環境であるとも言えると思います。

さて、企業版ふるさと納税に関する営業活動であります。コロナの対応やコロナの影響
もあり、まだ本格化できておりません。しかしながら、昨年からは企業訪問を少しずつ始めて
おりまして、今年度末での納税額の総額は200万円となる見込みであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） 体育館建設には多くの企業版ふるさと納税の基金が必要となり
ます。体育館建設に向けて、多くの企業の協力がいただけることを願うところであり
ます。

続いて、2項目めの安全対策について、県道489号中井沢踏切西側カーブ解消に向けた工
事の進捗状況はどのようであるかをお伺いいたします。

令和3年第3回の定例会で質問を行っております。答弁では、道路幅員も狭く見通しも悪
く、通学路であり安全対策を進めるべき危険な箇所、県に早急な対応を強く要望するとの答
弁でありました。拡幅工事には、家屋の移転と用地の買収が必要な工事です。先ほどの答
弁にもありましたが、通学路として使用しており、2月10日の大雪時には除雪の雪が両側に山
になりより幅員が狭くなり、通学に不便を感じています。

以前の質問でも述べましたが、車の往来も通勤時間と重なると片側通行の状態になり、電

車を利用する人の送迎の車で一層混雑が増します。早い時期での道路拡張が急務です。住民の皆さんも一刻も早い拡幅を望んでおります。

事業主体は県であり、村からの強い要望が必要と思われます。県道489号中井沢踏切西側カーブ解消工事の進捗状況はどのようなかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 安全対策の大項目の中で、県道489号線中井沢踏切西側カーブ解消工事の進捗状況はという御質問であります。

御質問の箇所は北殿駅の南側の部分になりますが、村では以前から現地調査や南箕輪村通学路安全推進協議会の合同点検等により県に要望活動を行っており、その結果、ありがたいことに今年度から事業化をしていただくことになりました。また、今年度10月25日には長野県議会議員、伊那建設事務所、そして村の3者で現地調査を実施し、早期に改良されるように事業化が決まったところではありますが、改めて強く要望したところであります。工事の内容につきましては、踏切西側の道路を拡幅し歩道を設置する計画であります。

現在の進捗状況であります。今年度は測量と詳細設計、用地測量と物件調査を行ったところあります。来年度、令和5年度は用地買収及び物件補償を行いまして、令和6年度に工事着手、令和7年度に工事完了という予定で進めているという状況となっております。また、踏切箇所も含めまして通勤・通学時間帯は大変混雑し、危険な箇所であります。県では、今年度改良するまでの対策といたしまして、ドライバーへ対する注意喚起を目的とした路面標示、こちらを実施したところあります。

今後につきましても、事業がしっかりと進んでいくように地権者の方へ御理解と御協力をお願いしながら、早期に完了できるよう引き続き県へ強く要望してまいりますので、これまで同様、地元議員の御協力もお願いできればと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6番（都志 今朝一） 一刻も早い工事着工ができるよう、引き続き強い要望を県にお願いしていただき、3項目めの豪雪対策についての、豪雪による農業ハウスなど倒壊への村での援助の考えはどうかをお伺いいたします。

2月14日の報道によると、2月10日の大雪で中农信地方16市町村のパイプハウス172棟が損壊したことが、13日県農政部のまとめで分かった。米の育苗、野菜や花の栽培に使うハウスが雪の重みで潰れるなどした。損壊程度を調査中の南箕輪の被害額は未定であったが、被害棟数は15棟を数え、損壊したハウス15棟のうち12棟はアスパラガス栽培用、また2月21日付の報道では、被害が19市町村の249棟、被害総額は5,495万円となった。南箕輪では、被害棟数が18棟に拡大し、被害総額が627万円であった。県農政部によると、农信地方で比較的重い雪が降り、米の育苗や野菜・花の栽培に使うハウスに雪が積もり、押しつぶされた。この節、農業を取り巻く情勢は厳しさを増しております。

このたびの大雪に対して、村としての援助などの考えがあるかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 豪雪による農業ハウス等倒壊、村での援助の考えはという御質問

であります。

議員御説明のとおり、2月10日の近年にない積雪によりまして、村内の農業施設に多くの被害が生じたところであります。現在把握している最新の被害状況であります。棟数で言いますと合計で40棟となっております。全壊35棟、半壊が4棟、その他換気口開閉機破損が1か所、合計で40棟となっております。

今回の雪害に対して、農業農村支援センターで令和5年の大雪に関わる被害農業者相談窓口を新たに設置し、技術対策や農業経営の相談、融資制度の御案内など対応を行っているところであります。またJAでは、令和5年2月の大雪被害に遭った農業者に対して、自然災害による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金として、利率が0.2%のJAアグリマイティーローン災害緊急資金として御用意をさせていただいたところであります。

村が行っている取組といたしましては、農業の収入保険の掛金に対して補助を行う事業を行っておりますので、今回の雪の影響によりまして農業収入が減少となれば、保険金が支払われる形で間接的な援助というところになっております。

その他、今回のことを受けた村独自の援助につきましては、近隣市町村の動きやJAとも協議をしながら検討をしてみたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6番（都志 今朝一） 農業を取り巻く情勢も一段と厳しさを増しており、農業資材の高騰などに加え、ロシアによるウクライナ侵攻により肥料原料の高騰による化学肥料の高騰が一層進んでおり、農家の経営もより厳しさを増しています。

何らかの手だてをお願いし、続いて4項目めの大芝高原の利活用について、大芝荘車庫西側にあるきのこ栽培施設しいたけの里大芝の今後の利活用についてをお伺いいたします。

きのこ栽培施設の面積は約380平方メートルほどあります。周りは2メートルぐらいのフェンスで囲われており、入り口には鍵がかかっており、閉場しています。フェンスの壁にはしいたけの里大芝の看板が2か所設置されております。中はしいたけの原木が少しと、黒のネットをかけてある部分があります。少しあるしいたけの原木からの収穫は、外部から見る範囲では望めないと思われれます。以前は中いっぱいしいたけの原木があり、栽培も盛んに行われており収穫もそこそこあり、利用もされていたようであります。また、黒のネットの下ではまいたけの栽培も行われており、収穫されたまいたけなどは味工房で販売していたこともありました。

また、保育園の園児が園外保育で年長さんたちが楽しそうに春に原木に菌のこま打ちをし、秋には前年にこま打ちの原木よりしいたけの収穫をし、各園に持ち帰っていました。以前は、村民の方がボランティアで保育園の園外保育を協力していたようです。

現在の様子では、しいたけの里、施設の活用ができていません。これから春になると大芝荘の玄関側より西側の湖に行く歩道になり、フェンスの脇を歩きます。内部の片づけも必要と思われれます。大芝高原は道の駅でもあります。公園のイメージづくりも大切です。

今後しいたけの里の利活用はどのように活用するかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝高原利活用の中で、大芝荘車庫西側きのこ施設しいたけの里というところで、今後の活用はという御質問であります。

議員からも御説明ありましたが、当該施設は大芝荘の宴会のお客様への提供、味工房での販売を目的といたしまして、まいたけとしいたけの栽培を行っている施設でありました。平成8年頃に設置をされまして、開発公社の職員により管理をされてまいりましたが、まいたけにつきましては、その作っている製品が販売する品質に到達しない、また管理する人手がないことを理由に現在事業を停止しておるところであります。

しいたけにつきましては、こちら村内の方がほだ木を置いていただきまして、園児の園外保育でのしいたけ栽培に利用したという経緯が御説明のとおりでございます。しかしながら、こちらも現在は行っていないというのが現状であります。そのような状況でありますので、これらきのこに関わる栽培・施設等につきましては、管理運営する人手も確保できていないことから、今後も再開することは考えておりません。

今後の大芝高原の施設整備の中で、当該土地は別の目的で活用してまいりたい意向でありますので、そのタイミングで除却してまいりたいというところであります。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） 大芝高原にある施設の一つです。村民の皆さんが活用できる施設になることをお願いするとともに、しいたけの里が自然の中での園外保育で園児の楽しい声、笑い声などの聞こえる施設になればよいと思うところあります。

公園内の各施設が村民のための福祉施設となることをお願いし、5項目めの学校教育について、コロナ感染症での自宅待機による勉強への影響はどのようであったかをお伺いいたします。

令和4年度も年度末となりました。4年度もコロナ感染症に振り回された1年であったと思われまます。村内3校共に学級閉鎖が相次ぎ、コロナ対策にと頭の痛い1年であったと思われまます。コロナ感染症もここにきて感染者も大分少なくなり落ち着きを見せてきましたが、一時はコロナ感染症が各保育園の園児をはじめとし、兄弟・姉妹などの家庭感染により家族全員が感染し、一週間から10日ぐらいの自宅待機児童・園児もあつたと思われまます。また、ここにきてインフルエンザの流行も出始めています。自宅待機の場合は一部の授業はタブレットを使用、オンライン授業なども行われているようです。対面授業とは緊張感の違いもあると思われまます。

また、古い資料ではありますが、新型コロナウイルスの流行が子供の生活や健康への与える影響について調査したところ、小学校高学年から中学生の子供の1から2割に鬱病状況が見られた。新型コロナウイルス禍の長期化、子供たちの心にも影響を与えており、制限のある生活を強いられている。このように、児童生徒には自宅待機の生活で何らかの影響がうかがえます。卒業式を目前に控えています。令和4年度コロナ感染症による勉強に対しての影響はどのようであったかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号6番、都志今朝一議員、学校教育について、その中で、コロナの自宅待機による勉強への影響はについてお答えします。

まず最初に新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、本当に保護者の方それから地域の方

のお力をいただき、今があります。本当にありがとうございます。

上伊那圏域は御存じのように今小康期であります。今です、7日、8日には高校の後期選抜が無事行われ、無事という言葉がいいかですが行われました。また、今中学2年生が修学旅行に行って今日帰ってくる、そんな状況がございます。コロナ禍の影響で、議員先ほどお話のように学級閉鎖をせざるを得ない状況や、子供たち・職員が休まざるを得ない状況がってきました。感染に関係した多くの児童生徒が数日の出席停止となりましたけれども、子供さんによっては濃厚接触あるいは陽性になったりしながら、二週間ほど休まざるを得ない、そんなお子さんも中にはおられました。

御質問の勉強についての影響でございます。まず、休んでいる等々の状況についてお伝えさせていただきます。

休んでいる間ですが、休んでいる児童生徒には可能な中でタブレットを有効活用し、授業のライブ配信、可能な教科あるいは単元でリモート授業を展開してきております。また、授業だけではなくて、朝の学活から帰りの学活まで配信の場合もありました。そのようなライブ配信を行ったり、タブレットで行うことのできる学習課題を配付するなどして、学習面の配慮を行ってまいりました。

また学習面も大事でございますけれども、担任の先生からの連絡や話も大切だと考えてきております。担任が欠席の子供さんに連絡をしたり、児童生徒を安心させる声かけも行ってきております。中には直接子供たちに会えないんですけども、家庭訪問をして必要な荷物、お便りあるいは課題等々でございますがを届ける担任もいました。休んだ後の登校後ですが、個別の指導・支援となります。そういう状況なので、授業時間の中で学習の進度に遅れがないかどうか、精神面での負荷がないか、他の子供たち以上に注意して休み明けの子供の様子を受け止め、必要な支援・指導を心がけてきております。

特に授業、例えば45分あるいは中学校の50分授業の後半、あるいは終わりのほうになりますけれども、個別に習熟を確認する時間を設けていますので、その時間をそのお子さんへの支援・指導に活用している、そんな状況もあってきております。

小学校では学習支援員、村費で支援員を配置していますけれども、学習支援員が出席停止後登校を再開した児童に寄り添い、学習の遅れ等を補うような支援も行われてきております。中学校では、本人・保護者の要望も聞きながら必要に応じて補充を行うことも大事にしてきております。

学習面は今申し上げてきた状況であり、個別の状況になりますので、議員御質問の勉強への影響ということに関してもっと言いますと、学習の習熟度といたしまししょうか、子供たちがどこまでっていうところについて、じゃあコロナ禍の影響があるかどうかというのは、なかなか判断が難しい状況があるかなというふうに思っております。

あと議員御質問されましたけれども、精神的な面についてですが、子供さんによってはコロナ禍の影響によって休みが長期になり、体力がなかなか戻らない、体調を崩しがちな様子も見られましたが、徐々に通常の生活に戻ってきている等々、全体的には精神的な不安、あるいは不調があったという話は聞いてはいません。子供たちは元気に休みも生活をしています。

学校生活全体なんですけれども、感染拡大防止対策をとりながら、どのようにしたらできるか、行事等でございますが考えてきたんですけれども、コロナの感染者が急増したときが

ございます。そのときに計画していた参観日あるいは行事の中止、または延期、保育園の例えば来入児一日入学とかも延期せざるを得ない、そんな状況もありましたけれども、子供たちや保護者・関係機関に本当に御迷惑をおかけしているな、申し訳なかったとそんな思いをしておりますが、またお力・御協力をいただいたことに対して改めて感謝の気持ちでおります。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） コロナ感染症が完全には収束していません。変異株の新型コロナウイルス病原菌も見つかっています。5月8日以降は、5類に移行になります。集団感染のおそれが一層増すことも考えられます。引き続き緊張感を持って学校教育をお願いいたします。

藤城村長になって折り返しの年となります。南箕輪村第5次総合計画後期基本計画の取組をより進めていただき、南箕輪村のますますの発展をお願いし、以上で早いわけですが、任期最後の私の質問を以上で終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、6番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから、45分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時44分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番、笹沼美保議員。

5 番（笹沼 美保） 議席番号5番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問させていただきます。的確な答弁をお願いします。

まず1項目め、障がい者グループホーム等施設整備事業補助金について質問します。

この補助金は、障がい者の共同生活援助に使用する住居、いわゆるグループホームと障がいのある子供や発達に特性のある子供をサポートする放課後等デイサービスに対しての補助金で、村内に新たに設置する際に交付するものです。現在の補助金の額を簡単に説明すると、新築の場合は補助金対象経費から寄附金や補助金等を控除した額の2分の1以内かつ200万円まで、増築または改築による場合は2分の1以内かつ100万円までとなっています。

実際に新設するとなると、その障がいに応じた設備を設置しなければならず、増築あるいは改築であってもバリアフリー化はもちろん、例えば聴覚障がい者のグループホームであれば、電話や来客を光や振動で知らせる屋内信号装置も必要ですし、視覚障がい者のグループホームであれば、点字ブロック・手すりなどが必要です。放課後等デイサービスでは、音に過敏な特性を持つ子供や感情が高ぶり過ぎてしまった子供の落ち着く場所としての別室が必要であったり、医療的ケアが必要な子供に対応する場合などは、医療機器などの特別な設備が必要で、多様な特性や障がいに配慮した施設とするために相応の資金が必要となるわけです。

そういった点を考慮すると、グループホームや放課後等デイサービスを新設する際の補助金としては、補助割合・補助金額上限共に消極的ではないでしょうか。国と県で事業費の4分の3を負担する社会福祉施設等整備事業補助金は、整備の前年度の5月から6月には申込み、補助金の内示があるのが翌年の7月、提出書類が多いことで申し込むまでも時間が

かるので計画から1年半以上かかってしまう上に、国等の予算が非常に厳しいことから、御要望に応えられない場合があるとの注意書きがあり、必ずしも補助金がもらえるわけではありません。

今後、グループホームや放課後等デイサービスのニーズが増すことも予想され、積極的に設置を促す意味では、村独自の補助金の補助割合・補助金額上限を引き上げてはいただけないでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号5番、笹沼議員の質問にお答えをいたします。

障がい者グループホーム等施設整備事業補助金についての中で、まずは補助割合・補助金額上限の見直しが必要なのではという御提案であります。

この障がい者グループホーム等施設整備事業補助金交付要綱であります。障がいのある方が地域の中で安心して自立した生活を送ることができる場所の確保を目的といたしまして、平成30年度に制定をいたしました。補助対象となりますのは、グループホームまた放課後デイサービスを新たに設置する社会福祉法人や個人となっております。補助対象経費は議員より御説明いただいた内容のとおりとなっておりますので、省略をいたします。

まずグループホーム、こちらの状況であります。現在村内に二つございます。一つは聴覚障がいの方専用でありまして、村全体で見てグループホームが充足しているとはいえない状況であります。要綱をこの平成30年度に制定してから、グループホームを新たに整備する、そういったところはこの補助金を使って行っていただいておりますので、議員御指摘のとおり、この要綱に定める補助率や、補助の上限額の検討を進めることは必要であると判断しております。

そのような中、この村周辺のほか市町村の状況を見ますと、市町村所有の土地を貸し付ける形でグループホームを建設・運営してくださる事業者を募った市町村がありますが、こちらも1件も手が挙がらない状況でありました。そういった状況でありますので、このまま補助事業を拡充・拡張するような方向で進めるのか、それとも村で事業化するかなど、そういったことをしていけば新たに村にグループホームが設置され運営が図られるのか、そういったところを目標といたしまして、抜本的な検討も必要な段階に来ていると思います。

グループホームは以上でありまして、次に放課後等デイサービスであります。こちらは令和元年度に要綱の補助対象に、今までグループホームだけだったところに新たに放課後等デイサービスを加えた形となっております。令和2年度及び令和3年度にそれぞれ1件ずつ補助を行った実績がございます。

現在、県が指定する放課後デイサービス事業所は、村内に5事業所となっております。近隣の市町村を見ますと、箕輪町と辰野町ではこの県指定の事業所は1事業所ずつでありまして、人口比率で考えましても既に五つある現在の村の状況におきましては、放課後等デイサービスについては数の部分では充足している状況であると村としては捉えております。

補助金は、原則不足している資源を補うためのものと考えておりまして、不足している障がいサービスを実施する事業者に対する補助を充実させる方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） グループホーム、放課後等デイサービスなど福祉施設は、その障がいに応じて適切な支援が受けられることが大切で、施設の数自体が容量・数量として足りていたとしても、適切な支援を受けられる施設がなければ、それは充足しているとは言えません。多様なニーズがあるということを踏まえて、次の質問に移ります。

この施設整備事業補助金は、村内に新設する際のみ補助金であり、収容人数の増加や受け入れる障がいの変化に伴う増改築や施設老朽化に伴う改修、設備の故障に伴う修理には対応していません。しかし、今後増えていくニーズに応じ安定した福祉サービスを継続していくためには、既存の施設に対する補助が必要であると考えますし、そういった声も聞いております。

グループホームにはスプリンクラー設備も必要で、その修理や交換には多額の費用がかかりますし、放課後等デイサービスは希望する子供が増え、多様な特性に配慮しなければならない状況になれば、増改築で対応する必要が生じることもあります。既に村で頑張っているそういった施設に対して事業を継続していくためにも、増改築や修理に対する補助金も必要ではないですか。村のお考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 現在の新たに設置する場合だけでなく、既存の施設の増改築や修理などにも補助金を拡充するべきではないかという御提案であります。

議員御指摘のとおり、現状この補助金につきましては、新たに事業所を設置することを要件としておりまして、既に事業を行っている場合には補助対象外とさせていただいております。先ほど申し上げましたが、補助金は不足している障がいサービスを実施する事業者に対して充実させていきたいという思いがあります。

そのため、今の村の状況を見ますと、不足している障がいサービスとして考えておりますのは、まずは身体に重度の障がいがあり、かつ医療的ケアが必要なお子さん、また行動障がい強いお子さん、そういった方々が利用できる放課後等デイサービス、こちらが不足しております。また、15歳以下のお子さんが入浴できる事業所、これも不足しております。加えて障がいのあるお子さんがショートステイできる、そういった事業所も不足している状況であります。

そういった先ほどの思いも含めると、この既存の施設の増改築や修理等に補助金を拡大するというのであれば、今申し上げた村として不足しているサービス、こういったところを補っていただく増改築等であれば、改正を進める必要があるのではないかと考えております。そういった趣旨の補助金となるよう進めるに当たって、必要に応じて要綱改正を検討してまいります。このままこのグループホームと放課後デイサービスを同様の補助金の要綱でやっていくべきかということも少し検討が必要となっておりますので、前向きに考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 本村にある放課後等デイサービスの具体的な事例を挙げますと、開所してから3年がたつ現在は定員いっぱい手狭になっており、音にとっても敏感な子供が適切な療育を受けるのにとっても苦しい状況になってきたということで、狭い土地ですが、増

築して対応したいという思いがあります。先ほども申しましたが、国と県の補助金は当てにできず苦しい資金繰りを迫られる中、緊急性ありと判断し、今ある狭い駐車場に小屋を建てようか、じゃあ駐車場はどうしようかと子供のために悩みながら動いている状況です。そういったところに少しでも補助があればと願わずにはられません。

先ほどの村長の答弁の中にもありましたけれども、グループホームはまだ数が足りていないと思いますし、放課後等デイサービスはある程度の数はありますが、どこでもいいというわけではなく、その子供の特性に合った施設が定員いっぱいに入れない状況もあります。医療的ケア児を預けられる放課後等デイサービスは看護師の配置などハードルが高く、なかなか設置が進まない状況です。保護者の負担軽減の意味からも、その支援は必要です。

村長のお話にもありましたけれども、要綱を変えることでグループホームと放課後等デイサービス、それぞれ不足している部分に補助ができるようになればいいと思いますし、その他の福祉施設全般にも補助が必要なのかなど、今後村としてどのような形で支援していくのがよいのか、様々な側面から検討していただければと思います。

2項目め、スポーツ観戦・応援で高齢者を元気にとして質問させていただきます。

今年の1月に、テレビ番組でサントリーウェルネスが行っている「Be supporters!」という取組を見ました。この取組は、幾つになっても体も心も動かしてサッカーの応援を楽しむ参加型プロジェクトで、企業がクラブと高齢者施設をつなぎ、地域を盛り上げる提案を行っているものです。資料をお配りしておりますので、そちらも御覧ください。

施設に入所している高齢者が地元のサッカークラブの公認サポーターになって、試合観戦やオンライン交流会などをする中で、顔が明るくなって生き生きと元気になる姿が印象的でした。クラブのユニフォームを着て手拍子やタオル回し、太鼓をたたいて選手を応援する様子に介護職員も驚くほどの変化だと話していました。高齢者が元気になることに加えて、クラブにとっては新たな年齢層のサポーターの獲得になり、地域により根差すことにもなります。

我が南箕輪村には、バレーボールV1リーグのVC長野トライデンツがあります。先日5日には3勝目を挙げ、今後の活躍がますます期待されるところです。この「Be supporters!」を参考に、村でもVC長野トライデンツの高齢者応援団を結成し、スポーツを通じて幾つになってもわくわくできるのお手伝いをしてはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） スポーツ観戦・応援で高齢者を元気に、全国各地に広がる「Be supporters!」の取組を参考に、VC長野トライデンツの高齢者による応援団を結成し、高齢者のわくわくをつくるきっかけとしてはという質問であります。

「Be supporters!」はサッカーのクラブチームを応援する活動であります。この活動を参考にVC長野トライデンツと高齢者をつなぐ事業を展開することは、サントリーの事業というところで少し思うところはあると思いますが、十分可能だと思います。まずは、高齢者の方が選手と仲よくなるなど、チームを身近に感じていただく必要があると思います。

先ほども答弁させていただきましたが、村では来年度、健康づくり事業でVC長野トライデンツとともに実施する新たな講座を創設するほか、村の地域おこし協力隊でVC長野トライデンツにも所属をしておる2名には、より積極的に健康づくり講座にも関わっていただく

予定であります。

また、これは先の可能性の話であります。社会福祉協議会に委託をしておりますげんきアップクラブ、こちらでもVC長野トライデンツの選手と一緒に体を動かすなど、定期的に選手と触れ合う機会を設けることができるのではないかと、既に関係各所と社会福祉協議会には協議を進めているところであります。

そして、シーズン開幕10月以降になりますが、こちら地区の社協とも協力いたしまして、各地区の公民館でホームゲームのパブリックビューイングを開催し、応援イベントを実施できればと思います。自分が知っている、話したことがある選手が出るとなれば、高齢者の皆様も応援に力が入ることでしょうし、もちろん高齢者だけでなく地区の皆様に来ていただくことで一緒に盛り上がることであれば、コミュニティの面で世代間交流も深まるのではないかとというふうに考えております。

ちょっとここは私分らないところですが、今の高齢者の世代ですと、バレーボールは東京オリンピックの東洋の魔女やミュンヘンオリンピックでの男子金メダル、またアタックナンバーワンのアニメなど、そういったところでなじみがあるスポーツと聞いておりますので、あまり抵抗なく応援することができると思います。

また、毎年継続してこういった活動を続けていくことで、選手が育つ楽しみを見守るといふところにもつながってまいります。今回、笹沼議員からこのような提案をいただいたことにより、関係部署・団体と協議が進み、結果的に今まで以上に住民とVC長野トライデンツとの関わりが深くなるようにつながっていく予定でありますので、感謝を申し上げて答弁を終わります。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） VC長野トライデンツは本村のふるさと応援団特命大使であり、村内保育園でスポーツ教室を行うなど、地域密着型クラブとして貢献しています。また、野菜づくりや障がい者就労などの活動を通して、多様な住民とのつながりを深めています。様々な世代と交流し、地域に根差したチームとして活躍してくれることを期待したいと思います。

次に、自殺対策についてお尋ねします。

2022年の自殺者数は、警視庁の自殺統計に基づく速報値ではありますが2万1,584人となり、21年の確定値と比べて577人増え、高止まりの状況が続いているということです。コロナ禍以降、物価高や円安で経済状況が悪化した影響もあり、困っている人をどう守っていくかが課題であると考えます。

毎年3月は自殺対策強化月間で、9月には自殺予防週間があります。村報やメール配信などで、相談先一覧やこころの体温計の周知を図っていることと思いますが、もう少し踏み込んだ取組をしているかお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 自殺対策について、自殺対策強化月間・自殺予防週間の取組、さらに踏み込んだ事業を展開しているかという御質問であります。

村では、誰も自殺に追い込まれることのない南箕輪村の実現を目指し、いのち支える南箕輪村自殺対策計画を2019年に策定をいたしました。また、議員御指摘のとおり、自殺対策基本法に基づきまして3月を自殺対策強化月間、世界自殺予防デーの9月10日から16日を自殺

予防週間としております。

3月の自殺対策強化月間の取組といたしましては、議員御説明のとおり、村広報誌に相談機関を記載したチラシを挟み込んだほか、まっくんバスの車体にパネルを貼って広報活動を行っておるところであります。9月の自殺予防週間の取組といたしましては、こちら広報誌で特集を組んだところでもあります。

現在、ロシアのウクライナ侵攻や自然災害、またちょっとネガティブなニュースがコロナの中で多くメディアでは報道されている中で、自分とは直接的に関わりがないことであっても心に大きな影響を及ぼしてしまっているという状況でありますので、そういったメディアとの距離の取り方や、先ほど議員からもありましたインターネットを使用して心の健康を自己チェックができるこちらの体温計の紹介や相談窓口、そういったところを特集を組んでお知らせをしたところでもあります。

また、ほかに通年の取組といたしましては、自治会の健康部の正副部長の会議がございます。こちらに合わせてゲートキーパー研修を行ったところでもあります。その役割や基礎知識について学んでいただきました。また、毎月2回臨床心理士による心の相談、こちらでも好評をいただきながら実施をしておるところでもあります。

その他学校関連、SOSの出し方に関する教育などを行っておりますが、その部分は次の質問で、教育長から合わせて回答をさせていただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 自殺を実行に移す人が少なかったとしても、自殺したいほど追い込まれる人がいないようにしなければなりません。そのためには、悩んでいる人を早期に発見してアプローチすることが大切なので、今後もより積極的な対策を講じてほしいと思います。

次の質問です。

近年認知されてきたヤングケアラーの問題もそうですが、子供の悩みは大人で見てしまうと、さほど大きな問題ではないと認識されがちです。そうして見過ごされた問題が後に自殺未遂にまで発展してしまうこともあり、そうなる前に潜在的な自殺の危険性を早期発見することは重要です。

資料をお配りしていますが、タブレット端末を使って自殺リスクや心の不調を可視化するRAMP Sというシステムがあります。長野県でも試験的ではありますが高校に導入されてきており、保健室に来た生徒全員、もしくは健康診断の際などに所要時間3分程度で質問に答え、その結果で自殺リスクが分かるというものです。回答にかかった時間の記録と解析もなされ、回答にかかった時間で回答をちゅうちょしたのか、うその回答をしていないかなどを察知する手がかりにもなるということで、小さなサインも見逃さないシステムとなっているようです。

RAMP Sを導入した学校の教諭からは、RAMP Sを導入したことで養護教諭とあまり関わりがない生徒に対してもアプローチがしやすくなった、ふだん気にならない生徒がRAMP Sによって自殺念慮があることが分かった、早期発見・早期対応につながってよかったなどの報告があったとのこと。悩みを持つ子供たちは、対面で話すよりタブレット端末のアンケートに答えるほうが心の中を吐き出す最初のハードルが低く、素直に答えることが

できるようです。

県に問い合わせたところ、導入費用はそれほど高額ではないようなので、本村の小中学校に導入を検討してはいただけませんか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 5番、笹沼美保議員、今村長のほうから自殺対策の関係でということで指示を受けています。私のほうから先に、RAMP Sの前にそのことについて答弁をさせていただきます。

小中学校では、自殺対策強化月間あるいは自殺予防週間を設けておりませんが、日頃子供たちの状況を丁寧に受け止める姿勢を大事にしてきております。自殺対策予防についてですが、小学校では学校生活を通して命の大切さ、教師・児童がそれを共に学んだり、5年の保健の教科書を今日持ってまいりましたが、みんなの保健という5・6年の保健の教科書がございます。この中には、不安や悩みへの対処、あるいはみんなどうしたかな、悩みへの対処等々、SOSの出し方教育というのがございますけども、それをSOSということの前面には出していないんですが、内容的にはそこにつながるものが盛り込まれております。これに関連しながら、SOSの出し方教育を養護教諭と担任が一緒に行ったりという、そういう状況もございます。

それから、心に問題を抱えた子供が保健室を訪れて養護教諭に相談をしたり、時間をそこで過ごす、そんな状況もあります。学校関係機関は子供たちが抱えている様々な悩みというものを把握しながら、迅速に対処できることを大事にしてきております。中学校ですが、SOSの出し方教育を1学年対象にということで、4年ぐらいになりますけども継続してきています。

10月ですが、村の保健師さん、子育て教育支援相談室、それから村教委により計画立案し、実施しております。今年は自分を大切にしようというテーマで、不安や悩みは多くの中学生が抱えている、まず誰かに話してみよう、SOSを出していいんだよ等の内容で、養護教諭と保健師が対話形式で行いました。実際にはワークショップ的にやろうという話もあったんですが、なかなか時間も制限があつてということで、この対話形式ということで実践した次第でございます。

また、長期休業前に保健だよりなどでSOSを出せるところの連絡や、2回の相談旬間を設定してきております。相談の内容によっては、村の子育て教育支援相談室、あるいは保健師さん、医療との連携を図っております。

そこで、今年行われましたSOSの出し方教育、中学1年生ですけども、子供たちのアンケートがまとまっていますので、ちょっと関連しますので御紹介します。

子供たち非常に参考になった、分かりやすかった等々のアンケートに答えているんですけども、私、例えば相談できる方は、一番はお母さん、次に友達というような傾向もあつたり、それからもう一つ、この授業を受けて気づいたこと、感じたことを教えてくださいという記述式のアンケートがあるんですけども、今日の授業を通して誰かに気軽に相談してもいいんだよねという、そういうことを実感した子供さんもいますけども、聞いていると余計つらくなる、それからリアルの人に相談はしづらい、ネットを全否定するのはやめてほしい、それからストレスの対処法は実際にやったんだけども、その生徒さんは効果がなかった。非常に大事なことが記載されているなと思っています。

なので、SOSの出し方教育をやればいいのか云々ではもちろんないんですけども、やることはもちろん大事なんですけど、今のようなところを子供さんの声をどういうふうに自分たちが受け止めていくか、それが大事かなというふうに今思っておるところであります。

関連しながらRAMP Sについてですけども、非常に丁寧な資料をありがとうございます。今、議員お話のRAMP Sとは異なるかなって思っているんですが、少し前にテレビで中学生だったと思うんですけど、ホームルームでタブレットを使って、健康状態やその日の気持ちの状況等々を一人一人の生徒さんが自分のところで入力していく、それを養護教諭・担任が受け止めていくことが放映されていたかなと思っています。

すみません、朝の時間帯でしっかり見たわけではないんですが、何か困りごと・相談がある場合に、学校の先生方、校長をはじめ養護教諭もそうですけどいろんな先生方の名前が出ていて、僕はこの人に相談したいとそこをタップして、それで相談というところがあって、そこをタップすると相談につながって、そういう仕組みだと受け止めています。使っていた生徒さんは周りの生徒たちに知られることなく相談ができた、それからもう一つ、ああそうかと思ったのは、今までの自分の例えば今日は自分はハートマークがあって、気分が50%だと、あるいは今日は100%とか、そういうところをタップしていく状況があるんですけども、今までの自分のメンタルの持ち方、そこら辺が今までどうだったんだろう、例えばテスト前は落ちているとか云々とか、そういうのを自己理解を深めることにつなげることができている、そんなコメントを生徒さんがしていたので、なるほどなと思っています。

先ほど申し上げましたが、小学校において悩みを抱えている児童がいるというふうに思っております。発達段階によるところも大きいと思うんですけども、その子供さんにどう寄り添うか、それから自殺リスクや精神不調を可視化することのできるツールの導入は大事というふうに考えております。

また、中学校では実際に保健室に来て、じゃあ保健室、保健の先生の前でRAMP Sの入力をするというのができればいいんですけども、保健室はいろんな状況が正直なところあったりして、1人1台端末で自分で入力して、それを例えば保健室あるいは担任が確認して必要があれば相談につなげていく、あるいは子供さんがそこを相談するというのを望んでいけば、相談につなげていくのがよいのではないかな等々、いわゆる活用方法、それから話を聞いたときにいろいろ時間的に非常に厳しいというのがあると思います。そのときにどう対応ができるか、関係機関との今でも体制は整えておりますが、より迅速なその体制づくりを確認しておく必要があるかなと、そのような課題があると考えております。

今行われているところがあるということをお聞きしていますので、その活用状況を参考にしながら、あるいは予算も当然関わりますので、予算面も含め導入について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 先ほどの答弁にあった生徒さんのアンケート結果を生かすことももちろん大切であると思いますので、生かしていただきたいと思います。

私も答弁にあった生徒それぞれが自分のタブレット端末で体調とか気持ちのチェックができるもの、システムの紹介は見たんですね。見たんですけど、システムの名前とかが出てなかったの、ちょっとそれが分からなかったんですけども、どのシステムを使うにしても

心の不調を早期に発見・把握することは、自殺対策はもちろんですが、いじめ対策であるとかヤングケアラーの問題の解決にも役立つのかなと思います。試験的にでもよいので導入を検討していただきたいと思います。

4項目め、小児科専門医誘致についてお尋ねします。

本村は人口が増え続ける中、子供も増えていて、新しい給食センター建設に着手するなどの対応をしてきています。しかしながら、本村には現在小児科専門医がいません。小児科は混雑している状態で、特に発達相談に至っては予約が数箇月先まで埋まっていて、早期の支援が必要な子供が受診を待っていないなければならない状況です。箕輪町は、皮膚科または耳鼻咽喉科に特化した医療機関を誘致しようと、町内での開業に関わる経費を最大で3,000万円補助する補助金制度を創設しました。

本村では、小児科専門医誘致のための補助金制度創設などのお考えはありますか。お尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 小児科専門医誘致についてという項目の中で、小児科専門医の誘致の考えはという御質問であります。

上伊那圏域は医療従事者が県内でも少ない地域であります。10万人当たりの医師数については木曾地域に次いで少なく、看護師については最低というところであります。現在も村の開業医の先生方には、診療のほかにワクチン接種・園医・学校医などにも多大な御協力をいただいているところではありますが、健診医や園医、学校医の確保には苦慮しておるところも現状であります。また、在宅医療・往診をしてくれる医療機関がないことも課題として捉えております。

開業医への支援・誘致につきましては私も公約で掲げており、検討中の課題と捉えております。近隣市町村の医療機関に比較的南箕輪村はアクセスしやすい土地柄ではありますが、村だけでなく圏域の医療機関の状況も見ながらの検討が必要です。そういったところから、開業に係る費用の一部を補助するなどの支援策については、実現していきたいと思っております。

しかしながら、現在既に開業いただいている医療機関の皆様にはそういった支援を行ったことはありませんので、まずは村内の医療機関・開業医の皆様と協議を進めた上で実施していくのが筋であると考えておるところです。コロナが落ち着いたならそういった場を設けたいと、今大変医療機関は忙しいので、コロナが落ち着いたらと思っております、これまでその対応が遅れてしまっております。

この上伊那圏域は先ほど申し上げましたとおり、木曾に続いて医師の数が少なく、医師の確保は大変難しい問題となっております。議員も知り合いやお心当たりの方がいらっしゃいましたら、ぜひとも御紹介をいただき村へつなげていただきたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 信濃毎日新聞の子供の貧困・小児科の現場からという連載記事を読んで、小児科医が子供の受診を通して家庭の貧困に気づき寄り添い、支援につなげていく必要性を知ることができました。身近に相談できる小児科専門医がいることは、子育て家庭にとって安心して生活できる環境基盤となるので、そのほかの医療機関も足りていない状況

があるとは思いますが、そのことも含めて誘致に向けてできる限りの施策を検討していただきたいと思っております。

村長が目指しているいつまでも幸せに暮らせる村が誰にでも当てはまるようにしたいという思いでこれまでの質問をしてきました。支援が必要なところに適切な支援が行き届くように願い、質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、5番、笹沼美保議員の質問は終わります。

ただいまから、10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時23分

再開 午前 10時40分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番、唐澤由江議員。

8番（唐澤 由江） 8番、唐澤由江です。

まず最初に、通告書の訂正をお願いします。1番の2のところ、1,400台を140台にお願いします。それから、2番の観光業、新林業、森です。すみません。よろしくをお願いします。

唐澤由江ですが、通告書に基づいて、5件について質問をいたします。

1番、大芝高原の整備強化は。どうなる大芝高原。

大芝利活用検討委員会での大芝荘の利活用は可能か。不動産鑑定士結果はということですが、3月3日の全員協議会で説明がありまして、信濃毎日新聞の記事に老朽化する大芝高原の宿泊施設、大芝荘の活用提案全て不採用、指定管理か取り壊し検討へという記事がありました。ですので、結果は分かっておりますが、経過をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号8番、唐澤議員の質問にお答えをいたします。

大芝高原の整備強化は。どうなる大芝高原の中で、まずは大芝荘利活用検討委員会での大芝荘の利活用は可能か、また通告では不動産鑑定士結果はというところをいただいておりますので、合わせて回答をいたします。

大芝荘の利活用につきましては、民間提案による整備手法を検討するため、自ら提案した事業を実施する意向のある民間事業者を対象に関心表明を募集したところ、五つの事業者から関心表明があり、その中から三つの事業者から詳細の提案があったところであります。これを受け、整備手法等の方向性を決定するために、村の関係者のほか、村内居住あるいは勤務される様々な年齢層・業種の16名の方で構成する南箕輪村大芝荘利活用検討会を設置いたしました。委員には不動産鑑定士の方、金融機関などもお願いしておりまして、それぞれのお立場から専門的な御意見をいただいたところであります。

意見を幾つか御紹介させていただきますと、何かしら利用できる可能性を追求してほしい、修繕して今までのように宿泊・宴会利用がよい、村で実施すべき事業ではない、大芝のエリアでなくてもいいと思う、将来の子供たちが負担を負うことは望まない、そういった様々な意見がありました。

そういった意見を受けまして、結果、検討会から提案のあった事業については、採用するには至らないという最終結果を2月に提出いただいたところであります。3事業者からの詳細提案は、いずれも宿泊・宴会業として利用してきた大芝荘の事業内容とは異なる業種での

利用提案でありまして、建物の規模が提案事業で必要とする規模と合致していなかったり、また村の大きな財政負担を伴うものであったり、また老朽化している建物の現状から鑑みて、提案事業の実施は困難であったというところでもあります。

村ではこの結果を受けて、民間提案の利活用が困難になったことから、宿泊・宴会事業を指定管理によって続けていただくか、または大芝荘を除却する、このいずれかが基本と考えてはおりますが、村の貴重な財産でありますので、それによらない手法についても現在諦めずに可能性を探っておるところであります。

また、令和5年度も引き続き、大芝荘ではコロナのワクチン接種を行います。ほかの議員の方からは接種会場の変更提案をいただいたところではありますが、例えば村民センターや村民体育館を会場といたしますと、地域の活動やスポーツ活動、そういったところを阻害することになりますので、村といたしましては、このまま大芝荘で実施する計画で進めております。どちらにしても、来年度内には大芝荘の整備手法を決定してまいりたいと考えております。

また、不動産鑑定士結果はというところではありますが、正式に不動産鑑定を大芝荘お願いした経緯はございません。ただ、検討委員会メンバーに不動産鑑定士の方がおりまして、その方は実際に大芝荘を内見していただいた上で、その上で活用委員会の委員として御意見をいただいたところでもあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 利活用ありきでない採用結果の決断は大いに賛成です。民間事業者に管理をしていかない方向、アカマツの松枯れ対策の手当が最重要課題ではないかなと思っております。

2番に移ります。

温泉施設大芝の湯、燃油高騰だ。入浴料金の値上げは。140台の駐車場増設の目的はということで、大芝の湯は、令和4年度が19万人、1億700万円、令和5年が20万人、1億2,500万円を見込んでいるそうです。入湯税を150円村へ支払っているんですが、光熱費が7,000万円というふうに高騰しております。ながたの湯が400円、みはらしが600円、昨年議会で値上げを否決されましたが、村長、料金値上げのお考えは。お聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2項目めといたしまして、大芝の湯の入浴料金の値上げは。また、通告では140台の駐車場の設置目的はというところでもいただいておりますので、合わせて回答をいたします。

大芝の湯の入浴料につきましては、議員御説明のとおり令和4年3月の議会定例会におきまして、村より原油価格の高騰を理由に上伊那郡及び木曾以外からの利用者限定をいたしまして、500円から700円に入場料の引上げをすることを御提案いたしましたが、結果不採択という議決をいただいた経過がございます。

当時から提案理由、原油価格の高騰これも変わっておりませんし、議会構成も変更ございませんので、新たに提案をするというところはいたしません。そのため、値上げについては困難な状況でありまして、燃油高騰による経費上昇分につきましては、村からの指定管理料の増額で対応してきております。

現在、地域の住民の方だけでなく、ぽっと来た観光客に対しても村の税金を使って利用料金を補填している形となっておりますので、この状況を長く放置することは避けたい意向はありますが、議会議決をいただいた件であります。議会の判断を尊重しておるところであります。

次に、大芝の湯の駐車場増設に関してであります。来年度予算で大芝の湯の南西の位置、現在南側から大芝の湯に入る車道部分に最大140台程度の駐車場の増設を予定しております。現在、大芝の湯を利用する方は屋内運動場の西側の駐車場を基本的に利用しておりますが、入り口まで遠くまた勾配があり、雨など降れば非常に利用しにくい駐車場となっております。この改善についてはおでかけ村長室等でも、特に熟年者の方からいただいているところでもあります。

今回のこの駐車場の増設につきましては利用者、特に高齢の方が大芝の湯を利用しやすくなるよう、屋根の設置なども含めてバリアフリー化を目的としております。また、枝が落ちて危険でありましたアカマツについては、こちら伐採をしてまいりますが、基本的な方針といたしまして、私は伐採した後は植林をするというところでもありますので植林を進めまして、駐車場の緑化にも努めてまいります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 回数券入浴券を値引き販売したりして、利用者には感謝されていると思います。高校生の孫も自転車で大芝へ行き、御飯を食べてきたというようなことを言って、身近な大芝高原・大芝の湯という感じだと思います。

それから3番に移ります。

コロナがやっと5類になり、5月8日から緩和されるということで、大芝で宴会をという強い村民の思いがあります。研修室16人入れるということですが、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝で宴会をという村民の声、思い入れが強い、実現可能かどうかという御質問であります。

大芝荘、まずは大芝荘の利活用を検討する中で、民間事業者からの提案に宿泊・宴会事業の詳細提案、こちらをいただければ、大芝荘での宴会事業再開というところも民間事業者を活用して考えられたところではありますが、やはりコロナによる生活様式の変更等で、大規模な宴会事業を採算をとってやっていくというのは厳しい見通しもありまして、詳細提案まではいただけなかったところでもあります。

御提案の宴会事業につきましては、まずは住民へのアンケート調査やまた費用対効果など事前に検討していく必要がありますが、現在の大芝の湯の食堂に小規模の宴会場を設置することは、可能性としてはありなのかなと考えておるところです。

しかしながら、現在の大芝の湯は厨房が非常に狭く、また20年が経過をいたしまして温泉施設自体の劣化も進んでおります。引き続き原油価格の高騰を受けまして、そういった重油に代わる例えばバイオマスボイラー、そういったところの検討も必要であると考えているところ です。

南箕輪村公共施設個別施設計画においては、大芝の湯は令和10年度から改修及び設計を始

めるスケジュールとなっておりますが、大芝の湯で提供するものは民間に著しい近いサービスでありますので、現在の状況を見ますと前倒しての改修についても、担当課や公社の経営会議で議題として挙げて進めていく必要があると感じておるところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 大芝荘の利活用から始まって、大芝高原が本当に魅力ある大芝高原となり、桜が咲く頃とか紅葉の咲く頃とか本当ににぎわっていくように切に願うところでです。

次に、観光森林課の新設、観光業、森林業、取組強化をということで、本当にこのネーミングに込められた思いがあるかと思えます。お聞きしたいと思えます。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 観光森林課の新設、観光業、森林業、取組強化をという中で、まずはこの課のネーミングに込められた思いはという御質問であります。

組織改正のまず経緯であります。元となった産業課におきましては業務の幅が広く、マネジメントする管理職の負担が増大をしておりました。大芝高原の環境や施設整備、森林循環事業の構築が求められていることもあり、今回観光と森林に関わる内容を独立させ、観光森林課を設置し取組を強化してまいりたい、そういった意向であります。

さてネーミングであります。担当課を中心にアイデアを出していただきまして、係長級で組織いたします総合計画推進委員会で協議し、最終的には理事者にて決定をさせていただいたというところであります。

課のネーミングにつきましては、担当する内容が直感的に分かることを第一の目的といたしまして、観光森林課といたしました。なお、検索サイトのグーグルで詳細検索をしたところ、現在日本国において観光森林課という名前を使っている役場は、南箕輪村役場のみというところであります。

また係のネーミングにつきましては、新しい職場でありますので配属となる職員や関係する、また利用する村民の皆様が分かりやすいよう、また思いが伝わるよう工夫したところであります。

大芝サービス係は、大芝高原の施設整備や魅力アップを図る係であります。大芝高原を利用する方々を喜ばせてほしい、幸せにしてほしいという思いを込めております。森林デザイン係は、地域住民に今後も愛される癒やしの森を、将来を見据えてしっかり設計してほしいという思いを込めまして、デザインという言葉を入れております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 全国に一つの観光森林課ということで、大変な作業であるかと思えますが、その人員体制と拠点はどこであるかをお聞きしたいと思えます。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 観光森林課の人員体制と拠点はという御質問であります。

先ほど申し上げましたとおり、課内に大芝サービス係と森林デザイン係の2係を新設をいたします。基本的には森林観光課の課長1名、各係長1名ずつ、そして係員を若干名というところを基本に考えております。また、現在村の産業課に設置しております観光協会につき

ましても、観光森林課とともに業務を推進する形を想定をしております。

拠点につきましては、場所の分かりやすさと大芝サービス係が所管する大芝の各施設や、森林デザイン係が所管するみんなの森、そういったところへの距離を配慮したことなどから、結果的に幾つかの施設を検討した結果、森の交流施設の事務室を活用することになりました。まだ準備が完全に整っているわけではありませんので、現場で活動する中で、必要に応じてこの拠点整備を進めてまいります。

しかしながら、4月からはこちらで観光森林課が稼働するスケジュールで現在取り組んでおります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 本当に業務量が多くなったり、新しい場所であったり役場から遠かったりというようなことで、素晴らしい事業が展開するのかなと期待しております。

3番に移ります。

伐採計画と樹種転換の目的は。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 伐採計画と樹種転換の目的はという質問であります。

現在の大芝高原の森林であります。1999年に信州大学農学部が発行した大芝公園公園林調査報告書によりますと、大芝高原の森林はアカマツ・ヒノキの二段林施業として特徴づけられ、ヒノキの生育とともにアカマツを収穫、保残木を残してアカマツを皆伐し、ヒノキ林を成立させる。その後ヒノキ林を収穫、皆伐するというサイクルであると示されております。

また、20のゾーンに分けて特徴が示されておまして、基本はアカマツ・ヒノキの二段林であります。ゾーンによってはヒノキのみの林であったりアカマツのみの林であったり、アカマツ・コナラ・ドイツトウヒ林であったり、シラカンバ・アカマツ・ヒノキ林であったり、アカマツ・ヒノキ混交林であったり様々であります。

このように場所によって木々の状況は様々でありまして、それぞれのエリアの状況を鑑みた上で、50年後の大芝高原の森林の姿を想定いたしました。より具体的な森林づくりの仕様となる大芝高原森林づくり実施計画を令和5年度に策定をしております。

計画を策定する中で、先ほど申し上げた場所による木々の状況も考慮いたしまして、何をどのようなタイミングで植樹するのか、また主伐していくのかを計画の中で決定していく運びをしたいと思いますと考えております。この策定には昨日も申し上げましたが、村民の皆様の意見も取り入れてまいります。

また、現在松枯れだけでなく、ナラ枯れの被害も日本では大きく広がっております。例えば、50年後にヒノキ枯れだとかそういった新しい被害というのも起こることを否定はできませんので、私といたしましては多様性のある森にすることで、大芝高原の森林を守っていきたい、そういった意向であります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 多様性のある森林ということが、本当に針葉樹だけでなく広葉樹も入れたり様々な楽しい作業になるかと思いますが、よろしくお祈りいたします。

3番に移ります。

職務専念義務を怠った懲戒処分は、なぜ早くから指導できなかったかということで、2月の7日、勤務中のスマホゲームで南箕輪村職員が減給という記事、職務義務を怠った職員を懲戒処分という記事がありました。NHKにも放送になったということで、ある方に呼び止められて、ネットに載っていたけどこれはどういうことだというふうに言われまして、本当に私たちもびっくりしています。報道をされて公表されたということですからけれども、私たち、俺たちといいますが民間人は一生懸命やっているのにどういうことだと、公務員は。というふうに言われまして、申し訳ありませんとこちらが謝っておきました。

その内容について、なぜ早くから指導できなかったのかお聞きします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 今回の件、大変申し訳ないと思っております。私も議員時代に、この該当する職員が現場で声をかけた際に少し違和感を持った反応をしておりまして、あそこでどうかできればなというところで思って、今ちょっと後悔の念もあるところであります。この件につきましては、職員の人事管理に関することですので2点、次にいただく質問を含めまして、副村長から答弁をさせていただきます。

議 長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副 村 長（田中 俊彦） 議席番号9番、唐澤由江議員の職務専念義務を怠った懲戒処分に関しまして、なぜ早くから指導できなかったかという御質問についてお答えをいたします。

この事案につきましては、庁外での業務に一人で出かけた際に行っていたものであります。また、1回当たり5分から10分程度ということで、上司を含め同じ職場の職員も、外出業務として通常に比して明らかに長いというふうには感じられなかったということであったために、当該職員の非違行為を早期から把握をできなかったということでございます。

このようなことでありますけれども、当該職員の所属課長、係長に対しまして難しい状況であったとは考えておりますが、今後このようなことがないよう、職員の管理・監督に努めるよう私より嚴重注意をいたしたところでございます。

また、職員全体に対しましても、改めて地方公務員法に規定する服務規定や村の職員服務規程・倫理規程の確認、それから遵守を指示したところであります。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 猛省のために環境を変えるべく配置転換をとこののを付け加えておきましたけれども、それは村側の都合でよろしくお願ひします。

4番に移ります。

議 長（百瀬 輝和） 唐澤議員、これは答弁いただかなくていいんですか。

8 番（唐澤 由江） 答弁、お願ひします。

議 長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副 村 長（田中 俊彦） ただいまの御質問についてでありますけれども、唐澤議員の御指摘のとおり、また冒頭の御発言のとおり、このたびの事案につきましては住民の皆様の信頼を損なう行為でありまして、重く受け止めているところでございます。したがって、当該職員には猛省を促すべく、全力を尽くして信頼回復に努めるよう切意をしたところでございます。当該職員も今さらながらという、私自身遺憾の念が強く残っておりますけれども、本人も事の重大さを痛感し反省をしております。

処分につきましても免職・停職に次ぐ減給という重い処分をいたしたところでございます。まずは当該職員自身の公務員倫理の確立、こちらが重要であると考えておりまして、このたびの事案についての配置転換は考えていないところでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 分かりました。4番に移ります。

免許返納は要介護者を増やすのではということなのですが、これは70代で死ぬ人、80代でも元気な人という和田秀樹先生、1960年生まれの東大医学部卒の本を参考にしました。免許返納が事故になることはないが、地方に暮らす高齢者が免許を取り上げられれば、どれだけ不便になるのか、全く不便になるのです。買い物・病院にも行けない、国立長寿医療研究所では車取り上げで8倍、筑波大学では、6年後に介護が必要になるのは2.2倍というふうに言っています。

事故が起こるのは16歳から24歳が一番多く、ただ全国的に高齢者の人身事故、ニュースは大々的に取り上げられ、危険なイメージが広がります。都会では1か月に1、2度ぐらい乗るだけでたまに事故になる。田舎では毎日、何回もあちこち乗っているわけです。日本老年医学会は高齢者に対して、ずっと外に出ると言い続けてきました。家の中に閉じこもっていると、筋肉が衰えてフレイルになると。フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間に位置して、どんどん認知機能も進んでいくということだそうです。コロナでは感染すると重症化しやすいから家でじっとしてなさい、うっかり感染して家族にうつしてはいけないと毎日1時間散歩を楽しんでいた人も、買い物や外食、仲のいい友達とのおしゃべりもやめてしまったが、医学会は警告を出していないと。変化のない日々、テレビの前に座っている生活、認知症が始まっても気がつかないのです。

何より心の元気が失われ、鬱状態になりますということで、安易に免許返納はどうなのかという本がありましたが、そのことについて村長のお考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） （1）番でいいんですね。

8 番（唐澤 由江） （1）番です。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 高齢者が事故率が高いわけではないという、それに関しての私の所感というところで質問をいただいております。

長野県交通統計令和3年のを見ますと、第一当事者件数というのがありまして、議員御指摘のとおり16歳から24歳、特に16歳から19歳が免許保有者1万人当たりの件数が80件、次に20から24歳が62件となっております。その次に来るのが高齢者の80歳以上になりまして、42件というところでありまして、全体の平均は32件というところであります。

65-69歳はこの全年齢の中で一番低いというところもありまして、やはり80歳ぐらいを超えてきますと、どうしてもいろいろな人としての運動機能とか認知機能が低下をいたしまして、事故が増えていくというところは実際のようにあります。

しかしながら、現在の日本国民の捉え方を見ますと、やはりもう65歳ぐらいから高齢者の運転は危険なんじゃないかという認識があるのではないかとこのところでもあります。先ほど議員のお話にもありました人によるとは思いますが、今の高齢者の方々は本当に元気で、昔の映画とかを見ると、もう65歳の女性となるとつえをついて腰が曲がって、今でいう90歳ぐ

らいのおばあちゃんが65歳で描かれていますので、そういった意味でもかなり本当に長寿になってきたんだなというところ、また健康になってきたんだなというところを感じる場所でもあります。

そういった場所でもありますので、高齢者を一括りにして一概に免許返納を求めるというよりかは、もう少し例えば後期高齢者に入ってから積極的に勧める、人によって大分違うというところでリスクはあるんですけど、私の公正公平な立場からそういったことをするには、そうはいつでもそういった状況がデータからも見てとれますので、そういった場所の配慮については、高齢者の要介護者を減らすという取組の上でも重要であると思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 人にもよりますが、高齢者が全国的に大々的に取り上げられ危険なイメージが広がっているが、実際には高齢者のほとんどが安全運転です。スピードは控えるし、無理な追い越しやあおり運転はしません。高速道路も使いません。慣れた道ばかりで買い物や病院に行くぐらいで、生活することは可能だとは思いますが、都会に出て電車やバスなどの公共交通に恵まれています、電車やバスに乗ってターミナルに降りてもそこから先が動けないというようなこともあるようですので、どちらにしても高齢者の免許返納というのは自由を奪い、介護老人をつくって医療費が、介護料が増えるだけというようなことのお話でした。

そして、2番の外へ出て交流し、顔を合わせ、おしゃべり、ランチでボケ防止、サロンは健康寿命を延ばすのではということ、大泉では2017年から縁側サロンというのをやっております、2か所でやっているんですが、1か所はずっとやってきております。そして、もう1か所は3年休んでいるんですが、ここへきて8日の日に話し合いをして、やっぱりずっとやっていきたいと思いますということで、ボランティアをしてあげる人もされる人もみんな同じ年代になってきてしまっていて、60代がちょっと若干いて70・80代ということで、90代になるともう施設に入っているというような状況がありますが、そのことについて村長のお考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 新しい質問ですか。

8 番（唐澤 由江） 2番。

議長（百瀬 輝和） 4の（2）ですよ。

8 番（唐澤 由江） そうですね。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今一生懸命聞いておりましたが、ちょっと2番の内容と違っていたものから、すみません。まずは2番の内容について先にお答えをさせていただければと思います。

先ほどの答弁でもありましたが、来年度から村は健康づくり事業を増やすといったところは目的としては唐澤議員と同じでありまして、外へ出る機会を増やして健康寿命を延ばしていきたいというところでもあります。

健康づくりにはなかなかちょっと難しいわよという人も、こういったサロンとか、より集まるだけの目的とするものでも、今人が家にいるより外に出て集まるだけでも健康につなが

るといふ結果も出ておりますので、こういった活動、フレイル予防の三本柱の一つにも数えられておりまして、非常に重要であると捉えております。

大項目では運転に関していただいておりますので、高齢者の運転につきましては認知機能や身体機能の低下によりまして、周囲が本人の運転の継続を心配しているというケースがあります。運転できなくなった方が閉じこもりやフレイルの進行を引き起こすことは私も予防してまいりたい意向でありますので、現在村で実施しております福祉移送サービス、タクシー利用料金助成事業、それに加えて、送迎つきで介護予防教室ができるゆうゆうトレーニングなども御案内をいたしまして、社会参加を継続できるよう支援しておるところであります。

現在、こういったサロン活動、移動手段のない方につきましては、御近所の参加者同士と一緒にいるなどそういった事例もありますので、こういったところは御近所お互い様の精神で進めていただければと思っております。

また、村といたしましては身近な場所に通いの場が増えるよう、住民リーダーの育成や交流サロン補助金の活用促進に引き続き取り組んでいきたいと思っております。また一つ、今課題として感じておりますのは、げんきアップクラブであります。やはり高齢者の幅も増えてまいりまして、65歳の方が来たときと90歳の方が来たとき、それらが一緒になったときにどうしても65歳の方からしてみれば、ちょっと運動量とか活動にちょっと物足りなさを感じておるといふのは聞いておるところでありますので、そこの辺りもどうしていくかということも進めてまいりたいと思っております。

大変恐れ入りますが、今回質問いただいた内容を、すみません、もう少し端的に教えていただけると助かります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 内容というのは、免許返納が要介護者を増やすのではということ、70歳で死ぬ人、80歳でも元気な人っていう東京大学医学部の先生の本に、図書館の本ですがそこに書いてある、要はテレビ……。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員、（2）のところ。

8 番（唐澤 由江） 2のことね。

2のことも書いてあるのはその本にも書いてありまして、例えば健康長寿をつくるランチ外食のすすめとか、ボランティアは社会のためより自分のためと、義務感だけでなく自分の楽しみのためと割り切ることができるなら気持ちよくできるでしょう。ランチ巡りは1,000円で楽しめる海外旅行、老いを遠ざけるために肉を食べる習慣を。2021年99歳で亡くなった瀬戸内寂聴さんは、3日に1回ステーキを食べていた。高齢者にタンパク質をとく、幸せホルモンのセロトニンが脳内で作用する。私たちの気分を明るく開放的にする。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

この2番で、村側に聞きたいことは何ですか。

8 番（唐澤 由江） 村側にね。

たまたまサロンの補助金のことについて聞いたんですよ、センター長に。センター長に聞いていろいろ調べた結果、10分の10の補助金なんですけど、10分の10なんだけど食材料費ならいいけれどお菓子とかそういうものはだめだよということ、該当しないということが分かりまし

て、社会福祉協議会で使っているサロンの補助金がありまして、それは1か所1万円で、縁側こちらの介護予防の補助金は初回が7万円、2年目は5万円を上限とし、100分の100というのがあったんですよ。それをちょっとみんなで検討して、じゃあ食材料費じゃなくてお菓子とかお茶とかそういうものでやらざるを得ないねということで、ごめんなさい、それをきちんと書かなかったので申し訳ありません。

そういったことの見直しをちょっとお願いしたいなど。そういう目的でした。ごめんなさい。

議長（百瀬 輝和） サロン補助金の見直しをという、村側に聞きたいということですよ。よろしいですか。

8 番（唐澤 由江） そうですね。ちょっと通告がきちんとしていないので、ちょっとこれはいいです。

議長（百瀬 輝和） いいですか。

8 番（唐澤 由江） はい。

議長（百瀬 輝和） 要望としてでいいですか。

8 番（唐澤 由江） 要望で。申し訳ないです。

議長（百瀬 輝和） じゃあ次に行ってください。

8 番（唐澤 由江） ふるさと納税寄附返礼委託を直営で。伸びているふるさと納税の見直しを。独自直営サイト開設で住民サービス向上をということですが、2月25日の信濃毎日新聞によると、ふるさと納税寄附、県が直営新サイトの見出し。寄附を仲介する大手サイト運営会社に県が支払う手数料が寄附額の1割を超える状況を疑問視。民間サイトを競合する中で、寄附が集まるよう自ら取組を発信すると強調したとある。

2021年、県のふるさと納税が12億3,500万円、住民サービスのための財源が減っているという県議が質問した。それに答えて知事が答えたもの。村でもここ数年目覚ましい勢いで増えている。DX推進で地域おこし協力隊など、得意な分野で立ち上げられるのではないかとということですが、お聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ふるさと納税の寄附返礼を委託せず、直営でという御提案であります。

本村の令和4年度予算金額と外部委託費用につきましては、令和4年度の結果、寄附金額約2億8,700万円に対して、外部委託費用を1億6,400万円と見込んでおりまして、割合にいたしますと外部費用委託55%となっております。55%の内訳であります。55%のうち30%がその返礼品の費用であります。約12%がその返礼品を送る送料であります。残りの約13%が、今村が委託しておりますさとふるや楽天ふるさと納税、こちらを運営している企業への支払手数料となっております。ですので、45%は現在村の収入になっておいて、委託している分は約13%という、手数料というところでもあります。

議員の御指摘は、この外部委託している13%部分を村直営のポータルサイトで運営すれば委託する費用も削減でき、住民サービスの向上につながるのではないかと御提案であります。

今、この13%で委託している業務の内容につきましては、まずは設置していただいているポータルサイトへの返礼品の掲載、寄附者からのお金のやり取り、収納代行、返礼品事業者

への出荷連絡、運送業者の手配といった寄附を受け付ける準備、また受け付けるところから返礼品を寄附した方が受け取るところまで、全て一連のやり取りをやっていただいております。それに加えまして、各種の問い合わせ対応やオンラインでのワンストップ特例の受付、また不良品が送られたときのクレーム対応など、そういったところも含めてやっていただいております。

これを直営サイトで運営する場合、まずは単純にサイトを構築するということもありますが、これら今申し上げた一連の対応を全て村独自でやっていかねばいけません。当村のふるさと納税の規模からいたしまして、初期コストを投資してこういった独自システムを立ち上げて運営するよりも、既存に動いているさとふるや楽天、そういったところを利用していただくほうが今のところはメリットが大きいのかなと。

また、独自に直営サイトを立てた場合、そのサイトにどれだけ人が来ていただけるか。今はいろんな自治体のがまとまっているので、利用者もいろんなものから選べますけど、うちのサイトですとうちのものしか載ってきませんので、あまりその魅力を向上させるにはなかなか難しいというところがあります。

しかしながら、このふるさと納税の規模はかなり拡大しておりますので、それに比例して、13%とはいえかなり手数料が高額となっておりますので、これを日本全体で見ますと、もともと日本全体で使えていた税金が使えないということになっておりますので、これは課題とも私は捉えているところでもあります。そういったところもあります。

ふるさと納税の市場規模の拡大というところを今申し上げましたが、これは反対に言えばそれぞれの民間事業者、委託されている民間事業者の努力によってCMやキャンペーンを打っていただいて、ふるさと納税が伸びてきたという見方もできるというところでもあります。

そういうところでもありますので、私は県のほうが独自に進めるというのを聞いたときかなりしんどいんじゃないかという印象を持ちましたが、現状村では、独自にこういったふるさと納税のサイトや仕組みをつくって進めていくことは予定していないというところでもあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 分かりました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これで、8番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから、1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前 1 1時25分

再開 午後 1時29分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

3番、原源次議員。

3 番（原 源次） 議席番号3番、原源次です。事前に通告しました事項について質問します。一等最後で大変お疲れのことと思いますが、よろしくお願ひします。

まず、村長就任2年経過してをお聞きします。

村長に就任して任期の折り返し地点です。村長に就任したときは、コロナウイルス感染症・大芝荘の赤字・南原住宅団地焼却灰・学校給食センター建設などと大変な時期だったと

思います。御苦労さまです。昨日の同僚議員も質問がありましたが、任期半ばですので、これまでの成果と反省をお聞きします。

当選後、時代に対応した新しい村づくり、いつまでも幸せを目指したを掲げてスタートした。その中で、村長目線の村政運営や協働の村づくりの推進を図るとしてあり、住民・議会・職員との意思疎通は十分できた上で、特に強調したい成果と今後に向けた反省は何かお聞きします。よろしくお願ひします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号3番、原議員の質問にお答えをいたします。

村長就任2年経過をして、まずは成果と反省はという御質問であります。昨日お答えした内容と一部重複する部分もありますが、御容赦いただければと思います。

様々な課題に正面から取り組み、それぞれ見通しをつけることができた、そういったことがまずは成果であったと感じております。

まずは、第三セクターの経営不振からの脱却でございます。就任して2か月後に理事長になった時点で自己資本がなく、債務超過すれすれ、コロナで事業の先行きが見えない、職員のモチベーション低下と三重苦の状況であり、そのため赤字の一番の原因でありました大芝荘を休業し公社の再建計画を立て、さらになかなか難しかったですが経営体制、こちら刷新をいたしました。結果、今年度は黒字化の見通しであります。職員が向いている方向もそろい、大芝の湯、特にお客様の戻りが顕著であります。加えまして、来年度は大芝の湯を中心に開発公社、今年黒字化できた分を人事体制の強化というところに充ててまいりますので、さらに法人として体力をつけていける、そんな状況というところで期待もしているところであります。

反省はやはり焼却灰、こちらの再出現についてであります。

多くの住宅建設が進行している中での事柄でありまして、住民の安全・安心を脅かすという私たちが最も侵してはならない不祥事であります。多くの家族が生活を継続していただける結果になったこと、また村として高額の補償費を同時に避けることができたことはよかったところであります。

また反省点といたしまして、私は職員また公社の職員、現在は保育士と一対一の面談を進めております。また、新たに今までやってこなかった課長級との人事ヒアリング、こちら新規に開始したところではあります、やはり多くの職員について知らない状況で私は村長になっておりますので、それぞれの職員の特性だとか経験だとかそういったところを踏まえた人事配置や、また私から指示ができたかというところは、反省と思う点も幾つか思いつくところであります。

その他成果といたしましては、LEDやICTの導入、個別避難計画の策定など、これまで動かすことができなかつた部分を動かすことができております。体育専科教員の導入、ICT支援員の積極的な配置など、独自に進めた教育事業への人への投資については、今後大変楽しみにしております。

大型遊具の設置など、個人的にはもっと早く実現できるのではないかと感じておりましたが、適切な補助を受けるための手続や大芝高原という村民の皆様が一番の関心がある場所への設置であるため、今様々な準備を重ねている状況であります。

とはいえ、大型遊具を含めまして公約としたことは、急がず遅れず任期の4年間で達成できるペースで進めることができいております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 今も申されたとおり、職員一丸となって様々な課題解決に努めていただければと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。

残り後半の任期における公約の実現はを質問します。先にも述べましたが、思いがけない事柄が起きたり、就任前に考えたことと異なったりと振り回された2年間だったと思います。特にコロナウイルス感染症については、対策に行政運営も振り回された感がありますが、残り2年で立候補したときの幾つかの公約の中で、特にどのような公約を進めるのか。また、3月には先ほども質問がありましたが、大芝荘の利活用の検討委員会の方針が出されましたが放置されたままの状態、早く方向を出さないと廃屋になってしまうと大芝荘の関係ですが、大芝荘はコロナウイルス感染症の注射をしていたわけですが、それだけで使われていませんので、早めに対処したほうがということであります。

残り任期における公約の実現をお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 残り2年、任期後半における公約の実現はという御質問であります。

まず、基本的なスタンスといたしまして、公約といたしましたことは全て達成できるよう努力を重ねておるところであります。私は2年前に出馬するに当たり、大きく六つのテーマに分けて公約を示してきたところあります。

一つ目といたしましては、村民の安全を最優先、新型コロナウイルス感染症対策とうたいまして、このコロナにつきましては、ワクチンの集団接種会場を設けまして接種スピードを上げ、さらに全庁体制で対応してきたというところあります。

支援事業につきましても、事業者支援のほか住民への再配分というところを意識いたしまして、商品券の金額を2,000円から5,000円に増額するなど、対応してきたところあります。

任期後半であります、3月13日から来週月曜であります、マスクの着用も個人判断となります。いよいよコロナの前の日常が戻ってくる形となりますので、残り任期で様々な面でこれ以外と難しいと思うんですが、コロナの前の日常を取り戻していく作業、こういったところを進めていくことは大きな仕事であると感じておるところあります。

2番目に、子育て支援と働きやすい環境づくりというところをうたわせていただいております。子供の福祉医療、自己負担金をゼロにしたり、保育園でのおむつの持ち帰りや保護者によるお米の持参の廃止を実現をいたしました。残り任期で前村長から引き継いでおります切れ目のない支援を目的とした南箕輪村版ネウボラ、こちらについては現在庁内の会議で組織体制を練っておりますので、令和6年度の機構改革を目標に、このネウボラがいよいよ実現するよう進めてまいりたいというところあります。

三つ目といたしまして、地域コミュニティの課題、移住者が増える仕組みづくりというところで挙げたところあります。

これまでは、地域コミュニティの活動の中心となります地区公民館、こちらを用いて多様な事業を進めてまいりました。次に質問いただいておりますおでかけ村長室だったり、地元区の南原区では、自由に土日の午後みんなが集っていい楽集会の活動支援を行ってまいりました。

残り任期でこれから持続可能な自治会・地域コミュニティ、理想の地域のつながりを追求すると同時に、自治会の役員の皆様を中心に負担軽減を目的とする自治会組織検討会、こちらを力を入れて動かしまして、2年間で方向を示せるようにしてまいりたいというところがあります。

四つ目に、子供がど真ん中を信念に村民のための大芝高原というところを公約として挙げております。これまで大芝高原将来ビジョンを策定し、大芝のアカマツについては、これは職員の奮闘によりまして、国の重要文化財である諏訪大社の集成材として利用されるなど大芝のアカマツのブランド価値を高めるとともに、これからの活用について準備を進めてきたところでもあります。

残りの任期でこの大芝高原将来ビジョンに基づきまして、現在施設の整備計画と森林づくり計画、こちらは令和5年度になりますが、この策定を進めるところでもありますので、それぞれの計画策定に伴い、大型遊具やまたトイレ、そして森林整備、こちらを進めてまいりたいと思います。

また、炭焼きそばや黒いうどんなど、伊那赤松妙炭を活用した商品の引き合いが大変今よい状況でありますので、これを道の駅のもしくは南箕輪村の定番商品、売りにならないかというところで考えておるところでもあります。

五つ目といたしまして、熟年者や支援が必要な方が暮らしやすい村にというところでもあります。

これまで、福祉入浴券の見直しや社会福祉士の積極的な採用を進めてまいりました。残り任期で高齢者の足の問題、こちらは早期に解決が必要と思っておりますので、ドア・ツー・ドアを中心とした考えで公共交通の整備を進めてまいりたい考えです。

また、伴走型支援を目的といたしました福祉の窓口一元化、こちらについても進めてまいります。また身寄りのない方への支援についてのガイドライン、これも県内では村がかなり先行している状況でありますので、こちらもしっかりとフォローアップしてまいりたいと思います。

最後に、加速度的に変化していく社会への適応とデジタル化の推進というところを挙げました。これまでデジタル化の対応の基礎となるインフラ整備といたしまして、公共施設を中心にWi-Fi設置を進めてきたところでもあります。LINEによる情報発信ツールの導入もいたしました。間もなくスポーツ施設のオンライン予約も動き出しますし、オープンデータの公開も軌道に乗ってくる見込みであります。残り任期でガバメントクラウドへの対応、そのクラウドに含まれない業務のデジタル化、さらに永年保存文書のPDF化だったりWi-Fiの設置についても、引き続き村民体育館や保育園など整備を進めていく予定であります。

大芝荘につきましては、令和5年度中に方向性を示していきたいというところでもあります。以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） さらに住民が幸せに暮らせるよう課題は多々あるかと思いますが、より積極的にいろいろ公約実現のために頑張っていたきたいと思います。大いに期待しております。

次に行きます。

おでかけ村長室の質問をします。私たち議員も、村民の声を聴く会を今年度は各地区12地区に出かけ、村民の声を聴く会を実施しました。決して参加数は多くありませんでしたが、少人数なりの身近な話ことができました。これらの成果については、後ほど要望書にて村長に提出したいと考えております。

村長も各地区に出かけられ村民と話をされて、いろいろな成果などがあったように思います。まだ途中かもしれませんが、開催をした成果などをお聞きします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） おでかけ村長室開催の成果はという御質問であります。

おでかけ村長室はコロナの影響も受けまして、令和4年度から本格的に開始した事業であります。私が基本的に、土曜日の午後の時間帯に各地区公民館をお借りして業務をさせていただくとともに、お越しいただいた皆様の御要望や御意見を伺う形で実施をしておるところであります。

今週末にも沢尻公民館で開催を予定しているところでありまして、その他の11地区につきましては全て開催をさせていただきました。お越しいただいた人数であります。11地区で合計126名の皆様にお越しいただいたところでありまして、その中で、押し並べて最も多い御意見が自治会に関することでありまして、その中で特に北殿地区においては、具体の改善方法や策、またすごい建設的な意見をしっかりとペーパーにさせていただいたところでありまして、そのほかの地区につきましてもいろいろなこと、自治会のことを中心に御要望や御提案をいただきました。これが、令和5年度から実施をいたします行政と自治会との関わりの自治会組織検討会発足に正直つながったというところでありまして。

そのほか、多様な世代の方がお越しいただいておりまして、若いお母さんの御意見、これはもう実現したんですが、図書館や保健センターに子供用のトイレトレーニングの便座が今ないので、それを設置してほしいという御要望をいただきまして、それは確かにないのはおかしいということで、すぐに設置をしたところでありまして。

また北殿工業団地、村が最初に声を上げてからもうかなり時間がたっておりますので、今どうなっているんだという地権者の話から、村としてその地権者の方にそういったことをお知らせする必要があるというところを気づかされたり、また運動講座の意見も結構出ております。その部分の参加方法あり、そういったところの改善が必要と感じたところでありまして。

私が村議会議員から村長になりまして、村議会議員のときにできていた村内を歩き回るといふ活動がなかなか難しくなった中、こういったおでかけ村長室をやることで直接様々な御意見を伺えることは大変ありがたいですし、やはり南箕輪村の方は移り住んできた人も多いので、非常に広い視点で話をしてくださる方もいらっしゃいます。そういったところもなかなか役場の中ではいただけないので、そこは個人的にも大変ありがたいなと感じておるところでございます。

現状、次年度につきましてもそういった成果が高かったこともありまして、時間帯を今度

は午前中にちょっと変更をして、継続して実施していく予定であります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） やはり、地区に出て様々な声を聴くということは、今後の活動とか公約実現のためにためになるかと思っておりますので、ぜひ続けてお願いできればと思います。私たち議員もできるだけ地区に出て活動したいと思っております。よろしく申し上げます。

では次に行きます。

再生エネルギーの推進について質問します。昨年の9月議会でも脱炭素の取組として質問しました。公共施設は3年かけてLED化を実施していく答弁でありました。世界でも日本でも、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて動いています。私たちも無関心ではられません。何らかの協力をしていかなければならないと思っております。

今、村内を回ってみても、あちらこちらに大型の太陽光発電装置が設置されているのが見られます。地球環境保護の観点から、再生可能エネルギーへの注目が高まっていると思っております。今後も太陽光発電の導入が多くあると考えます。再生可能エネルギーについては、太陽光発電施設をはじめ小水力発電施設、風力発電施設、バイオマス発電施設等があり、村ではこれらの新設・増設及び改修のときに、ガイドラインに沿ってより安全や生活環境、景観に配慮された規制がかかっていると思っております。

そこでお伺いします。太陽光発電施設等は村のガイドラインに沿って設置されていると思うが、10キロワット以上の設置件数はどうですか。また、その設置状況は村の規則に基づき、環境保全など考慮されているものかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 再生エネルギーの推進についてという中で、まず太陽光発電、10キロワット以上の設置件数は、環境保全は考慮されているかという御質問であります。

最近のニュースにもありますとおり、伊那市や辰野町では、今太陽光発電の扱いについて非常に苦慮しているという現状であります。設置する事業者がなかなか地元の事業者ではないというところもあると思っております。そういったところの課題も多く抱えているのかなというところでもあります。

そういった中でありますが、10キロワット以上の設置件数であります。平成24年7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まりまして、全量売電を目的とした10キロワット以上の大型の太陽光発電施設設置が増加してきたことを受けまして、本村では平成26年8月に南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドラインを制定いたしました。計画書や着手届等の提出をお願いしてきております。平成26年にそのガイドラインを制定してから、設置件数につきましては合計で27件となっております。

また、現在の様々な太陽光発電に関する状況を鑑みまして、私としては同ガイドラインの改正を指示したところでもあります。令和4年5月に改正手続が完了いたしました。改正の目的といたしましては、安全や生活環境及び景観に配慮するとともに村及び地域住民に対して事業計画を明らかにし、住民が持つ事業に対する不安感、こちらを解消するとともに必要な事項を定めて、より地域と調和の取れた再生可能エネルギー事業の推進を図るところであります。

具体的な改正内容といたしまして、まずは太陽光発電施設設置を避けるべき区域、こちら

を設定をいたしました。また、立木を伐採する場合は必要最小限にすること、降雨時に濁った水が施設周辺や河川下流域へ流出しないような適切な対策を講じること、加えまして地元区長、隣接の地権者、そういったことに同意を取ることを追加をしております。

また、一定規模以上の太陽光発電施設設置の計画がある場合は、景観計画区域内行為届出書を提出する決まりとなっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 今お聞きすると、27件の設置があるということです。

続いてです。この頃、結構このことが新聞の記事に出ています。新聞によると、当村にはないと思われませんが、大規模な太陽光発電施設設置には広いスペースが必要で、森林伐採をし周囲の生活環境を乱すケースもあるとのこと。届出書を提出していなかったり、事前申請と異なる工事や住民理解が十分得られなかったり、災害等で散乱した太陽光パネルを放置したり不法投棄等あり、地域住民から苦情が出て問題になっているところもあります。

設置後施設が正常に維持管理され、また終了時破損された太陽光パネル等が適正に撤去、処分されるようになっているかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 施設後に施設が維持され、終了のときのパネル等の撤去、処分がされるようになっているのかという御質問であります。

村が定めるガイドラインにおきましては、事業者は再生可能エネルギー発電設備等の完成後、除草・雨水等による土砂流出災害防止など発電設備等の維持管理に努め、適切な対策を講じることをガイドラインでは求めているところであります。また、災害が発生したときは速やかに関係機関に連絡し、早期の復旧に当たることとしております。

御質問いただいております終了時のパネルの撤去、処分につきましては、発電事業者の売電収入から源泉徴収的に現金の外部積立を行うことを規定しております。具体的には、建設等に着手する前に終了後の撤去、処分の計画を提出することになっており、この中では撤去に関わる費用、撤去に関わる費用の毎月の積立金額、撤去処分の時期、そういったところの方法を記載することになっております。

しかしながら、ガイドラインには強制力がありません。強制力がある条例を設置している上伊那の町も今ニュースに載っておるぐらいであります。村としてはまずは条例化を検討したいところであります。

そういった中、大きな方針変更がありまして、令和5年度に長野県がこれまでの条例をつくらないという方針を全く改めまして、再生可能エネルギー事業の適正化に向けた条例を長野県が制定することになりました。ですので、今後まずこの県の条例の動向を見て、村として条例をつくるべきかつくらないべきか、そういった対応を進めていきたいといったところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 今言われるように条例化にさせていただいて、より強いいろいろな制約が設けられるようにしていただければと思います。

それから、大型太陽光発電施設も、外部の地元でなくて遠いところの事業者が多いと思

はLEDが3年終わった令和7年度から、こういった太陽光や省エネ事業に対する補助金については事業化をしてみたい思いであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 地球温暖化は待ったはありません。できるだけ早く検討されるようにお願いします。

それでは、次に行きます。

次に県の施設であります。村内にある県営住宅についてお聞きします。現在、上伊那郡内には14の県営団地があります。その中で、村内には浅間塚団地と中込団地があります。特に浅間塚団地は平家で古くなっているように見えます。浅間塚団地と中込団地の現在の建物、入居状況はどのようになっていますか。お聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 県営住宅における県への要請についてという中で、浅間塚団地・中込団地の建物、また入居状況はという御質問であります。

浅間塚団地及び中込団地の県営住宅の状況であります。浅間塚団地は昭和40年から昭和43年にかけて建設をされ、中込団地は昭和47年に建設をされております。建物の状況であります。建設からおおむね50年以上既に経過しておりますので、経年劣化が見受けられるというところであります。

入居の状況であります。令和5年2月28日現在、まずは浅間塚団地、こちらは全管理戸数39戸になっておりますが、入居しているのは14件であります。残り25室については、募集停止といった扱いになっております。次に中込団地であります。こちらは管理戸数59、その中で入居しているのが43件、募集停止が3室となっております。

長野県が策定いたしました県営住宅プラン2021によりますと、県営住宅の応募倍率につきましては平均1.4倍になっております。その中で、中込団地につきましては、現在0.2倍と大変低い状況であります。また浅間塚団地、こちらにつきましては、平成22年4月から募集自体を停止をしているという状況であります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 今答弁があったように、それぞれ建築後50年前後経過して、老朽化が激しいと思います。特に浅間塚団地は古く、今言われるように40年から43年ですけども、村の中心部にありまして公共施設・学校・保育園等に近く、居住環境としてまた村の一等地でもあります。そこにあって、失礼なことですが昭和の遺産のような古い住宅団地は、県下一若い村、また子育て日本一を目指してきた村にあっては不釣り合いの団地となっており、入居者希望が減少すると思われま。今言われたように、減少しています。

現在、村内では若い人、移住してきた人たちが快適に住みやすい住宅を今建築されています。そこで、若者が住んでみたい住宅や高齢者の快適な生活ができるような新しい住宅団地にして、人口増の促進を図ることを県に強く要望したらと思うが、村長の考えはどうかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2項目めで点検・改修の要請についてというところで、さらに踏

み込んだ要望というところで、若い人が、移住してきた人が住みたいと思うような団地を県に要望してはどうかという御提案であります。

御通告いただいている部分を先にお答えをさせていただきますと、点検、こちらにつきましては、県及び居住している住民で組織している隣組で、適切に維持管理を行うようにしておるところであります。改修につきましては、浅間塚団地、こちらは今後廃止していく方針とお聞きをしております。そのため、大規模な改修は想定はされておられません。中込団地については引き続き維持管理をしていく方針となっております。今後は大規模な改修が進められるのか、それとも場合によっては建て替えとなるのか、そういったところは県の意向により決まってくる見込みであります。

総合的な建て替えに関する県の方針であります。県営住宅として維持管理が求められる団地においては、将来耐用年限超過の状態となる場合、集中的に建て替えが必要となる見込みであることから、平準化する建て替え計画など、新たな検討が必要であるということを決めております。建て替えのまだプランもできていないという、読み替えればというところだと思います。

県営住宅はそもそもの目的といたしましては、住まいのセーフティーネットとして生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため建設されたものでありまして、役割はとても重要であります。ですので、原議員がおっしゃる建て替えて若者や移住者が住むようなところは大変魅力的なところではありますが、今住んでいらっしゃる方がどうなるかということも大切な問題であると、その部分が私はまずは第一なのかなと思っておりますので、その部分、新しく建て替えてしまった場合、もうお金を払うことができなくて、家賃も恐らく上がるんじゃないのかなと思います。住めなくなったりとか、そういったことが起きるということはまずは防いでいかなきゃいけないという中で、考えていかなくてはいけないというところでもあります。

建設水道課長、何か追加でありますか。ございませんか。

以上であります。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 今も答弁ありましたが、やはり建築されて何年も経過したり、それから空き家ということ、かなり部屋数があるようですので、ぜひ強く新しいものを建てるというのはなかなか難しいかと思いますが、強く要望していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで3番、原源次議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

13日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くこととします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

散会 午後2時10分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 5 年 3 月 1 3 日 (月曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|--------------------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 20 号 | 提案～審議 |
| 第 2 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 3 | 発議第 1 号 | 提案～採決 |
| 第 4 | 議案第 1 号～第 13 号 | 討論～採決 |
| 第 5 | 議案第 14 号～第 19 号 (予算特別委員会の審査報告) | 質疑～採決 |
| 第 6 | 議案第 20 号 | 討論～採決 |
| 第 7 | 発委第 1 号～第 3 号 | 討論～採決 |
| 第 8 | 継続調査事項 | |

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	武井	香織
総務課長	伊藤	弘美	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	加藤	篤
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	宮澤	文敏

会議のてんまつ

令和5年3月13日

午後2時59分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） こんにちは。議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告します。

村側から追加議案1件、議員から意見書案1件が提出されていますので、本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案1件、意見書案1件を本日の会議日程とします。

議事日程に入る前に、2月27日提案の議案第8号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」の質疑について、担当課長より答弁を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 9番、三澤議員から御質問がありました、ブロック塀撤去補助金の交付件数についてお答えをいたします。

平成30年度から今年度まで、総件数12件ということになってございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 次に、有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） それでは続きまして、唐澤議員のほうから、新規就農者の育成総合対策補助事業の関係であります。新規就農者の件数ということで御質問であります。

平成25年度から30年度まで計8名、最初に9名という報告をさせていただきましたけれども、8名で給付対象者となっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 日程第1、議案の上程を行います。

議案第20号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第20号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の通勤に関わる費用弁償について、準用している南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） それでは、議案第20号の細部説明を申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、準用している南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例が改正されたことに伴い、提案するものでございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は令和4年12月に行われておりますが、通勤手当に関する規定において、最長通勤距離を15キロ以上から60キロ以上に改正いたしました。この条例に倣って、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償につきまして改正を行うものでございます。

新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案2ページを御覧ください。

別表は、会計年度任用職員の通勤1回当たりの単価表でございます。最長通勤距離を15キロメートル以上から、5キロごと60キロメートル以上までに改正するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則としてこの条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議 長（百瀬 輝和） 議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議 長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

日程第2、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） 請願・陳情審査報告書。

陳情第15号、12月議会で継続審査となっていました審査を令和5年2月1日に行いました。

「肥料高騰対策実施に関する陳情」。

先祖代々守ってきた農地、赤字を出しても荒廃農地にさせないため頑張っている。村からは所得が100万円以上の農家にしか補助金は出していない。毎年減らされている年金から肥料や水利費等を払っている。JAは購買費用の5%を支援、総額1億3,000万円と言います。肥料・飼料・資材高騰対策、国・県も3月ごろ打ち出すようですが、小規模農家への支援をという意見が多く出されました。

採択の結果、賛成1、趣旨採択3で趣旨採択に決しました。

陳情第5号「LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める陳情書」。

プロパンとブタンをサウジアラビアから輸入し、県下中小1万7,000社、国は138億円を補助金をつけている。16億円業者への支援を実施している。業者数は多い。負担軽減をしてほしい。

全員一致で採択しました。

村は、既に住民税非課税世帯には電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が出されておりまして、1,100世帯5万円を5,500万円国庫補助でやっております。また、今後学校給食費等の支援、それから小中学校の保護者の負担を軽減する子育て世帯支援等、また村で考えていただきたいということです。

陳情第6号「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちをとりまく空・水・土の安全の保障を求める陳情」。

日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子供たちを取り巻くため、学校上空、普天間小学校、普天間第二小学校、緑ヶ丘保育園の飛行禁止。普天間第二小学校で有機フッ素化合物PFAS汚水が、校内土壌がアメリカ基準値29倍、この土壌の入れ替えをすること。普天間の子供たちを取り巻く空・水・土の安全を保障すること。

採択結果は全員採択です。子供の落下事故から守り、安全な学びやを保障してほしい。意見書の提出となります。

陳情第7号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」。

3月1日に上伊那地区労働組合連合会林様から説明を受けました。日本は派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業の利益の拡大を進めました。日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。

賛成意見。賃金の底上げは必要である、労働者の意識に問題がある。

趣旨採択。物価が上がっている。賃金を一律に上げるのは難しい。趣旨採択だ。現行法では労働者の生計費・賃金・通常事業の支払能力の三要素を考慮して決めている。地域差があるのは当然。この議論は生計上根拠なしと不採択2となり、委員長の決するところの不採択となりました。

以上で委員長報告といたします。

議長（百瀬 輝和） 委員長報告に対する陳情第15号「肥料高騰対策実施に関する陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第15号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

陳情第15号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情を趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立多数です。

したがって、陳情第15号は趣旨採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第5号「LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、陳情第5号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第6号「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちをとりまく空・水・土の安全の保障を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、陳情第6号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第7号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第7号の討論を行います。

討論はありませんか。

この原案に賛成の討論ですか。

1 番、丸山議員。

1 番（丸山 豊） 陳情7号の最低賃金のことについて、賛成の立場で討論させていただきます。

実は、私の政治信条からすればちょっと実は違うかななんて思ったりもして、基本的には反対であるところですが、今の現状をちょっと鑑みればこういうことになるのかなといううなところがございます。

大賛成というわけではありませんが、賛成という言葉で討論をさせていただきます。

これだけ物の値上がりというか、物価の上昇が続いているということでございます。もう社会現象にもなっているぐらい、毎月のようにほとんどの物が全て値上がりしてしまっているっていうこういう状況の中で、国のほうは労使協調の中でいろいろ進めておりますけれども、国のほうは経団連なんかを通じて、企業のほうに給与の引上げというかそういうものも要望しております、徐々に大企業をはじめとして、中小企業のほうにも給与が上がってきているというのが今の実態であろうと思います。だから、私はもうこの件については、最低賃金を上げていくっていうことは今の時点では賛成してもいいのではないかとそんなふうに思います。

大賛成の大を取らせていただいたというのは全国一律制度、この記書きにもありますように、東京の一極集中ではありませんけれども、都会と田舎のところでこれを一律にして賃金の制度を同じにしようというこの最低賃金法云々を、これについては少し異論があるところでございますので、今回はこの部分については目をつぶることにいたしまして、この陳情においては賛成ということで討論とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 原案に反対の討論はございますか。

三澤議員は賛成の討論ですか。

9 番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 賛成の立場で討論いたします。

今、丸山議員も言われたように、本当に今の日本の経済状況を見ると、世界から大きく遅れているというところの原因が、やはり最低賃金をきちんと労働者が妥当な生活水準を維持するように考慮するっていう、そこのところのベースがもうできていないということが原因だと思います。ですので、今言うように全国一律にするのは当然であって、その上で東京とかそういうところの経済の部分については上げていくというのが原則じゃないかなというふうに思います。

本当に今の経済状況、日本の今の経済の進む方向を見れば、最低賃金をきちんとして国民がきちんと経済活動できるようなものをベースにする以外に、今のいろんな困難は解決できないんじゃないかというふうに思って、この陳情には賛成をいたします。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） これで討論は終わります。

陳情第7号を採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立少数です。

したがって、陳情第7号は不採択とすることに決定しました。

日程第3、意見書案が提出されています。発議第1号「普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について趣旨説明を求めます。

7番、加藤泰久議員。

7番（加藤 泰久） それでは、意見書の趣旨説明を行います。

沖縄においては、米軍機による落下物事故及び低空飛行、騒音の被害が生じていることは周知、事実のとおりであります。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においてはその影響が大きく、そこで市民の生命や安全が脅かされ、学童・児童の学びに影響が出ているということは現実であります。

しかしながら、沖縄宜野湾市において2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍の物と見られる部品が落下した事故、同12月の普天間第二小学校校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関で見つかった事故などが相次いでおります。そのような状況の中で、また調査によりますと、普天間第二小学校の土壌から最大で米国基準29倍のPFASが検出されております。この周辺の経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保すべきことと努めるべきであると思われま

す。このような状況の下で、下記のようなことを強く要望するところであります。

1番、学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止。

2番目として、日本政府の責任において沖縄県及び宜野湾市とともに、普天間第二小学校の校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壌の入れ替えを行うこと。

3番目として、普天間の子供たちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出するものであります。

賛同をよろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 1番、丸山です。

この問題、陳情6号だった、今意見書になっているわけですがけれども、国においては安全保障条約の関係だとか、それから沖縄、地元に対しては地域の安全・安心の実現というところの、そういうところが視点になっていると思います。

それで、意見書の記書きにあるように、もう全く①、②、③も飛行禁止、ぜひ守らせていただい

また土壌調査の実施とか土壌の入替え、これは強く要望してやっていただかなければいけないことだと思えます。両者共沖縄の地元の皆さん、この普天間の皆さんには、もう本当に安全・安心が保たれていないというそういうようなことになろうと思えます。また、普天間の子供たちに安全を保障すること、保障して可能な限りの取組をやっていただきたいというのは当然のことです。今も説明があったとおりです。

そこで、意見書じゃなくて陳情文の一番最後の段落のところにあります、貴議会において採択しというところであり、採択はされて意見書になっているわけですが、普天間の子供たちが日米のほかの地域の子供と同じように安全・安心に暮らせる環境を実現していくために、この文章をそのまま実現していくために、最も危険と言われる普天間基地に代わる辺野古基地の早期の竣工を願うというのが、私の言いたいところでもございます。

また、このことは我が国の国防上で最も重要な位置づけになるとそんなふうなことを討論としてさせていただいて、私の討論とさせていただきます。最も重要な位置づけになるということで、辺野古基地の建設に結びつけてほしいとそんなふうに思います。普天間基地はそれで、普天間の地域の皆さんは安全が保たれてくるとそんなふうに理解しますので、私の討論とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） これで討論は終わります。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村課設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村個人情報保護法施行条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村情報公開・個人情報保護審査会条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和4年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第10号の採決をします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の討論を

行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第6号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第6号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第14号から議案第19号までは予算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

唐澤予算特別委員長。

予算特別委員長（唐澤 由江） 予算特別委員長報告。令和5年第1回定例会。

予算特別委員会に付託されました議案第14号から議案第19号までの6議案について、会議規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告します。

議案第14号「令和5年度南箕輪村一般会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第17号「令和5年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、原案ど

おり可決すべきものと決しました。

議案第18号「令和5年度南箕輪村水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第19号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において出された意見・要望等は、今後の予算執行に十分反映し、適切で効率的な行財政運営を図られるよう望みます。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

議 長（百瀬 輝和） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議 長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和5年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和5年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「令和5年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案に対する討論・採決を行います。

議案第20号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第7、発委に対する討論・採決を行います。

発委第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発委第1号を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

発委第2号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発委第2号を採決します。

発委第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

発委第3号「南箕輪村議会の個人情報の保護に関する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発委第3号を採決します。

発委第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のと

おり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

議長（百瀬 輝和） ここで、村政の発展のため長い間御尽力いただきました藤澤隆財務課長、伊藤弘美総務課長、清水恵子住民環境課長、原和子特命担当室長が今月をもって退職されます。

退職に当たり、一言御挨拶をお願いします。

初めに、藤澤隆財務課長は昭和56年に役場に奉職され、42年間の勤務で財務課長を最後に退職されます。

それでは、藤澤財務課長、お願いします。

財務課長（藤澤 隆） 貴重な時間をいただきまして大変恐縮に存じておりますが、御指名でありますので、一言退職に当たっての御挨拶を申し上げます。

御紹介がありましたように、私は昭和56年4月に採用以来、職員として42年間お世話になりました。昭和・平成・令和とこの時代の流れとともに、最近は少し寂しさを感じるころでもあります。振り返りますと議案書あるいは答弁書、またかつては連合審査といった予算特別委員会、こうしたところに係長になってから今日まで、約20年間議会に関係は関わってまいりましたが、やはり管理職となりました2015年、平成の27年でありますけれども、教育次長として初めてここに臨んだ6月定例会、この本会議場の入り口で一礼をしたときの身の引き締まる思いと独特な空気感、そして緊張感、これは今も忘れもしませんし、今日まで変わることはありませんでした。

初めて経験する答弁では緊張のせい早口になってしまい、某議員からは聞き取りにくいと、また理事者からはゆっくり話すようにと、さらには、答弁の表情がにやにやし過ぎていると先輩課長から注意されたことを思い出します。とても何とも情けなく恥ずかしい思いでいっぱいだったことを思い出します。

また、財務課長を拝命された令和3年度からは、予算の細部説明という役割を担うことになり、不安かつ憂鬱な2年間でもありました。これからは、そうした緊張感や不安からは少し解放されるのかなと安堵をしているところでもあります。いずれにしましても、大過なく勤められましたことに対しまして、議員各位、関係者の皆様に改めて感謝を申し上げます。

地方自治体は、地域や住民にあらゆる行政サービスを提供する義務があります。そして、その行政運営をチェックするのは地方議会の役割だと思っております。行政と議会が良い意味での緊張感を保ちながら村民の負託に応え、南箕輪村がいつまでも幸せに暮らせる村であり続けることを心から願っております。

結びに、議員各位のますますの御健勝・御活躍、そしてさらなる南箕輪村議会の発展を御祈念申し上げまして、退職に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） 御苦労さまでした。

次に、伊藤弘美総務課長は昭和56年に役場に奉職され、42年間の勤務で総務課長を最後に退職されます。

それでは、伊藤総務課長、お願いします。

総務課長（伊藤 弘美） 本日は貴重なお時間をいただきありがとうございます。一言お礼を申し上げたいと存じます。

ただいま御紹介いただきましたが、私が役場へ奉職いたしましたのは昭和56年で、住民係を振り出しに私の職員としての生活が始まりました。その頃の思い出に、昭和60年12月の人口1万人達成がございます。今議員席にいらっしゃいますが、山崎副議長が直属の上司でありまして、くす玉と一緒に手作りしたことが懐かしく思い出されます。

長い年月の中では大変なこともございましたが、多くの貴重な体験もさせていただきました。また、区長会や民生児童委員会など、幾つかの委員会などの事務局も経験させていただき、委員の皆さんと関わり多くのことを学ばせていただきましたことも、私にとって貴重な財産でございます。

数年前には体調を崩しまして、議会にも出席することができず大変御迷惑をおかけしてまいりましたが、議員の皆様をはじめ関係の皆様のご御理解と御支援によりまして、ここまで来ることができました。間もなく退職の日を迎えますが、ここまで大過なく来られましたのも理事者をはじめ多くの先輩や同僚の皆様、そして多くの関係者の皆様にごいただきました励ましと御指導のおかげと感謝し、心からお礼を申し上げます。

4月からは再任用として再出発となりますが、微力ながら少しでも皆様のお役に立つことができればと思っております。

最後になりますが、ここにおられる皆様の御健勝とさらなる御活躍を祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） 御苦労さまでした。

次に、清水恵子住民環境課長は昭和62年に役場に奉職され、36年間の勤務で住民環境課長を最後に退職されます。

それでは、清水住民環境課長、お願いします。

住民環境課長（清水 恵子） 本会議後の貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。この場をお借りして、一言退職の御挨拶を申し上げます。

ただいま御紹介いただきましたとおり、昭和62年4月に入庁以来、36年間の間大変お世話になりました。その間、議会事務局でお世話になりましたのは1年3か月と短い間でしたが、議員の皆様からいろいろ教えていただいたことは、今でも思い出深い貴重な経験となっております。

ここ4年間は住民環境課長としてお世話になりました。デジタル化が叫ばれている昨今ではありますが、例えばマイナンバーカードの取得ひとつを見ましても、職員として当然のことではありますが、窓口や電話対応で丁寧に繰り返し御説明する場面が数多く見られます。アナログな私を含めてですけれども、デジタル化と並行して住民の皆様を取り残さないよう丁寧に対応していくことも、村の職員にとってますます重要な職務となっていくと感じております。また、50を超えてから大きな病を得ましたが、理事者や同僚職員はじめ議員の皆様のお力添えのおかげで無事に定年を迎えることができ、心より感謝をいたします。

今後は、大変微力ながら再任用職員として村の仕事をさせていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

最後になりますが、皆様のますますの御活躍と御健勝を心よりお祈り申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） 御苦労さまでした。

最後に、原和子特命担当室長は平成元年に役場に奉職され、34年間の勤務で特命担当室長を最後に退職されます。

それでは、原特命担当室長、お願いします。

特命担当室長（原 和子） 本日は貴重な時間をありがとうございます。今御紹介ありましたように、私は平成に入りまして、平成元年4月に職員に採用されましてから、34年間職員として勤めてまいりました。このたび、家庭の事情により3月31日をもって退職をさせていただくこととなりました。この議場に臨席させていただいてよりは、2年弱と大変短い期間ではございましたけれども、その間議員の皆様には大変お世話になりました、ありがとうございました。

議員の皆様からは、村民に寄り添った御意見や御質問をいただいております。その都度、その時々に関わっていた業務について深く考えさせられ、また行政マンとして、そのことについて一生懸命考えて働くということの大切さを再認識しております。また、そのときには、私は行政マンとして力量を少し高めて来られたように感じております。これからは一村民として、また別の機会に皆様と御相談させていただいたりお世話になることもあるかと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、議員の皆様への御健康、それからこれからのますますの御活躍をお祈りしております。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） 御挨拶をいただきました4名の皆様につきましては、退職されましても、引き続き村政に御理解・御協力をお願いします。長い間大変お疲れさまでした。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 3月定例会、15日間の会期お疲れさまでした。また、全議案原案どおりお認めをいただきまして、ありがとうございました。

議案審議や委員会審査、また一般質問でいただいた様々な御意見・御提言は、今後の行政執行にしっかりと生かしてまいります。

令和5年度の各会計予算が成立をいたしました。予算編成方針に基づき、第5次総合計画村創生総合戦略の着実な推進に努めるとともに、村の発展や村民福祉の向上、子育て・教育事業の充実に向け努力をしております。また、大型事業であります学校給食センター建設工事は、安全性に最大限の配慮をし、進めてまいります。

令和4年度もあと半月あまりとなっております。しっかりと年度の締めくくりができるよう尽力をしております。

さて、議員各位におかれましては、今任期最後の定例会が閉会となります。平成31年4月から4年間、村の発展や地域の活性化、地域福祉の向上等、村の代表として御活躍をいただき、様々な建設的な御意見や御提言をいただき、村政発展の礎を築いていただきました。議員各位の御理解と御協力によりまして人口も増加し、全国的に注目をされる村に成長しております。

私が村長に就任してからの2年間は、コロナ対応・焼却灰対応、また第三セクターの経営不振など、大きな課題の対応に追われた2年間となりました。それぞれに見通しをつけることができっておりますが、引き続き自治体組織の検討や大芝荘や大芝高原の施設整備、公共交

通の見直し、南箕輪村版ネウボラや福祉の窓口一元化など、いつまでも幸せに暮らせる村づくりのために、残り2年の任期で仕上げたい事業が多く残っております。こうした事業を推進できますのも、議員各位の村に対する適切な御指摘やアドバイスがあってこそであり、重ねてお礼を申し上げます。振り返ってみれば切りがありませんが、何より議員の皆さんと村のため、村民のために議論ができましたこと、皆様から見れば、私は前半は議員として、後半は村長として共に歩み、信頼関係ができましたことは本当にありがたかったなと思っております。

さて、今期を最後に引退をなされる方、また来期に臨まれる方、道は分かれますが、それぞれの立場で御活躍をお願いをいたします。来期に臨まれる方は、再び村の発展のために議論ができますことを願っております。

4年間の御協力に感謝を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これをもちまして、令和5年第1回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後3時59分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員